

平成 21 年第 6 回定例会

津幡町議会会議録

平成21年 9 月 3 日開会

平成21年 9 月10日閉会

津幡町議会

津幡町告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成21年第6回津幡町議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年8月25日

石川県津幡町長 村 隆 一

- 1 招集期日 平成21年9月3日
- 2 場 所 津幡町議会議場

平成21年第6回津幡町議会定例会会議録 目 次

1. 招集告示	1
第1号（9月3日）	
1. 出席議員、欠席議員	3
1. 説明のため出席した者	3
1. 職務のため出席した事務局職員	3
1. 議事日程（第1号）	4
1. 本日の会議に付した事件	5
1. 開会・開議（午前10時00分）	6
1. 議事日程の報告	6
1. 会議録署名議員の指名	6
1. 会期の決定	6
1. 会議時間の延長	6
1. 諸般の報告	6
1. 同意第4号上程	6
1. 質 疑	7
1. 討 論	7
1. 採 決	7
1. 諮問第1号上程	8
1. 質 疑	8
1. 討 論	8
1. 採 決	8
1. 議案等上程（議案第59号～議案第76号、認定第1号～認定第14号）	8
1. 議案に対する質疑	10
1. 委員会付託	11
1. 町政一般質問	11
1. 休 憩（午前11時02分）	16
1. 再 開（午前11時10分）	16
1. 休 憩（午後0時12分）	26
1. 再 開（午後1時00分）	26
1. 休 憩（午後2時22分）	41
1. 再 開（午後2時35分）	41
1. 閉 議（午後3時49分）	56

第2号（9月10日）

1. 出席議員、欠席議員	57
1. 説明のため出席した者	57
1. 職務のため出席した事務局職員	57
1. 議事日程（第2号）	58
1. 議事日程（追加第1号）	58
1. 本日の会議に付した事件	58
1. 開 議（午後1時30分）	59
1. 議事日程の報告	59
1. 会議時間の延長	59
1. 議案等上程（議案第59号～議案第76号、請願第11号～請願第18号、請願第10号、 陳情第4号）	59
1. 委員長報告	59
1. 委員長報告に対する質疑	61
1. 討 論	61
1. 採 決	68
1. 決算審査特別委員会の設置	70
1. 決算審査特別委員会委員の選任	70
1. 休 憩（午後2時35分）	70
1. 再 開（午後2時51分）	70
1. 閉会中の継続調査	71
1. 休 憩（午後2時50分）	71
1. 再 開（午後2時53分）	71
1. 議会議案上程（議会議案第8号）	71
1. 質 疑	72
1. 討 論	72
1. 採 決	72
1. 議会議案上程（議会議案第9号）	72
1. 質 疑	73
1. 討 論	73
1. 採 決	73
1. 閉議・閉会（午後3時04分）	73
1. 署名議員	74

平成21年9月3日(木)

○出席議員(18名)

議長	谷口正一	副議長	南田孝是
1番	中村一子	2番	森山時夫
3番	角井外喜雄	4番	酒井義光
5番	塩谷道子	6番	前田幸子
7番	多賀吉一	8番	向正則
9番	道下政博	10番	鈴木準一
13番	山崎太市	14番	洲崎正昭
15番	長谷川恵子	16番	河上孝夫
17番	谷下紀義	18番	中田健二

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

町長	村隆一	副町長	矢田征夫
総務部長	坂本守	総務課長	長和義
企画財政課長	岡本昌広	監理課長	酒井菊次
税務課長	河上孝光	町民福祉部長	焼田新一
町民児童課長	瀧川嘉孝	保険年金課長	板坂要
健康福祉課長	東本栄三	環境安全課長	坂倉秀夫
産業建設部長	杉本満	産業経済課長	榭田和男
都市建設課長	川村善一	上下水道部長	林敏則
料金課長	北野力	上下水道課長	岡田一博
会計管理者	兼保純一	会計課長	大田新太郎
監査委員事務局長	大坂茂	消防長	高森良昭
消防次長	國本学	教育長	早川尚之
教育部長	藤本英幸	学校教育課長	宮川真一
生涯教育課長	太田和夫	河北中央病院事務長	村田善紀
河北中央病院事務課長	橋屋俊一		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹本信幸	議会事務局次長	竹田学
総務課長補佐	田中健一	行政係長	田中圭
企画財政課長補佐	納口達也		

○議事日程（第1号）

平成21年9月3日（木） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて
（質疑・討論・採決）
- 日程第5 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
（質疑・討論・採決）
- 日程第6 議案等一括上程（議案第59号～議案第76号、認定第1号～認定第14号）
（質疑・委員会付託）
 - 議案第59号 平成21年度津幡町一般会計補正予算（第4号）
 - 議案第60号 平成21年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第61号 平成21年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第62号 平成21年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第63号 平成21年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第64号 津幡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
 - 議案第65号 牛首辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
 - 議案第66号 町道路線の認定について
 - 議案第67号 財産の取得について（津幡町コミュニティバス車両）
 - 議案第68号 財産の取得について（津幡町福祉バス車両）
 - 議案第69号 請負契約の締結について（津幡町立津幡小学校校舎棟改築工事（建築））
 - 議案第70号 請負契約の締結について（津幡町立津幡小学校屋内運動場棟改築工事（建築））
 - 議案第71号 請負契約の締結について（津幡町立津幡小学校校舎棟改築工事（電気設備））
 - 議案第72号 請負契約の締結について（津幡町立津幡小学校校舎棟・屋内運動場棟改築工事（機械設備））
 - 議案第73号 請負契約の締結について（準用河川舟橋川河川改修工事（まち交その5））
 - 議案第74号 請負契約の締結について（準用河川舟橋川河川改修工事（まち交その6））
 - 議案第75号 請負契約の締結について（津幡町公共下水道事業浄化センター汚泥処理棟増築工事（その2））
 - 議案第76号 請負契約の締結について（津幡町公共下水道事業浄化センター汚泥脱水機機械設備工事（その2））
 - 認定第1号 平成20年度津幡町一般会計決算の認定について

- 認定第2号 平成20年度津幡町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認定第3号 平成20年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計決算の認定について
- 認定第4号 平成20年度津幡町老人保健特別会計決算の認定について
- 認定第5号 平成20年度津幡町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 認定第6号 平成20年度津幡町介護保険特別会計決算の認定について
- 認定第7号 平成20年度津幡町簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 認定第8号 平成20年度津幡町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 認定第9号 平成20年度津幡町農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 認定第10号 平成20年度津幡町バス事業特別会計決算の認定について
- 認定第11号 平成20年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計決算の認定について
- 認定第12号 平成20年度津幡町河合谷財産区特別会計決算の認定について
- 認定第13号 平成20年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計決算の認定について
- 認定第14号 平成20年度津幡町水道事業会計決算の認定について

日程第7 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

<開会・開議>

○議長【谷口正一君】 ただいまから、平成21年第6回津幡町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、定数18名中、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

<議事日程の報告>

○議長【谷口正一君】 本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

<会議録署名議員の指名>

○議長【谷口正一君】 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第120条の規定により、議長において17番 谷下紀義議員、18番 中田健二議員を指名いたします。

<会期の決定>

○議長【谷口正一君】 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月10日までの8日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月10日までの8日間と決定いたしました。

<会議時間の延長>

○議長【谷口正一君】 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

<諸般の報告>

○議長【谷口正一君】 日程第3 諸般の報告

をいたします。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長に出席を要求いたしました。

説明員については、お手元に配付してあります。

次に、町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による

報告第9号 健全化判断比率の報告について。
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による

報告第10号 資金不足比率の報告について。

以上、報告がありましたので、お手元に配付しておきましたのでご了承願います。

次に、本日までに受理した請願第11号から請願第18号まで、継続審査となっております請願第10号および陳情第4号は、会議規則第91条、第92条および第95条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による平成21年6月分および平成21年7月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。

写しをお手元に配付しておきましたのでご了承願います。

次に、教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定による平成20年度津幡町教育委員会点検・評価の報告がありました。

報告書をお手元に配付しておきましたのでご了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

<同意第4号上程>

○議長【谷口正一君】 日程第4 同意第4号 津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。
村町長。

〔町長 村 隆一君 登壇〕

○町長【村 隆一君】 本日ここに、平成21年第6回津幡町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本年は、いまのところ住民生活に大きな影響を与えるような災害は当町で発生はしていませんが、国内においては西日本を初めとして各地で豪雨による土砂崩れなどの災害が多発しているほか8月11日には駿河湾を震源とする震度6弱の地震が発生し、大きな被害が発生しております。

災害発生初動時において、地域の皆さまが一致協力して助け合うことにより、被害を少しでも小さく抑えられるよう、8月30日に住吉公園において第14回津幡町防災総合訓練を本番さながらに実施をしていただきました。

今回の防災総合訓練は、役場職員の多くが衆議院議員総選挙の投票事務に従事したため、従来行っていた役場職員の非常参集訓練などは実施することはできませんでしたが、各地区の自主防災組織の団結力で、地区の皆さま方が自分たちの地域は自分たちで守るのだという気構えと、きびきびとした訓練を拝見をいたしました。町民の生命や財産を守る立場にある私といたしましても、大変心強く感じました。

当日は、現地災害対策本部設置訓練を皮切りに、災害時における応急対策基本協定を締結をしていただきました河北郡市土建協同組合、石川県電気工事工業組合、河北造園緑化協会のほかNPO法人FMかほく、同じく石川県救助犬協会連合会、財団法人北陸電気保安協会の皆さまを初め、昨年度から各地区に育成させていただいた町防災士の皆さまほか多くの方々に参加をしていただき、それぞれの分野に即した訓練を実施したものであります。

議員の皆さまには、早朝より訓練の巡視をしていただき、お礼を申し上げます。また、町民の皆さまを初め多数の方々が訓練に参加をいた

だきましたことに対しても重ねてお礼申し上げます。

今後も災害が発生した場合、速やかな対応ができるような体制づくりを目指してまいりたいと思っておりますので、議員の皆さまのご理解とご支援をお願いいたします。

さて、本議会にご提案申し上げた議案のうち人事案件からご説明をいたします。

同意第4号 津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて。

本案は、町教育委員会委員のうち平成21年9月30日をもって任期満了となる、吉田 暁氏にかわって、津幡町字北中条ル20番地 北村明達氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

<質 疑>

○議長【谷口正一君】 本案に対する質疑はありますか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論がありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○議長【谷口正一君】 これより採決いたします。

お諮りいたします。

同意第4号は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、同意第4号は、同意することに決しました。

<諮問第1号上程>

○議長【谷口正一君】 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。

村町長。

〔町長 村 隆一君 登壇〕

○町長【村 隆一君】 ただいまは、津幡町教育委員会委員任命につきご同意を賜り、ありがとうございました。

続きまして、諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

本諮問は、平成21年12月31日に任期満了となります江口誠一氏を引き続き推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

<質 疑>

○議長【谷口正一君】 本案に対する質疑はありますか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論がありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○議長【谷口正一君】 これより採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号は、異議なき旨答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、異議なき旨答申することに決しました。

<議案等上程>

○議長【谷口正一君】 日程第6 議案等上程の件を議題とし、議案第59号から議案第76号までおよび認定第1号から認定第14号までを一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

村町長。

〔町長 村 隆一君 登壇〕

○町長【村 隆一君】 ただいまは、人権擁護委員の候補者推薦につき異議なき旨の答申を賜り、ありがとうございました。

次に、一般議案について、その概要を説明いたします。

議案第59号 平成21年度津幡町一般会計補正予算（第4号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ2億9,629万7,000円を追加するものであります。

初めに、歳入補正の主なものを説明いたします。

1款町税3,500万円の減額は、固定資産税、都市計画税で2,500万円の増額を見込み、法人町民税で6,000万円の大幅な減額を見込んだものであります。

9款地方特例交付金1,381万9,000円は、地方特例交付金および特別交付金の本算定により増額となったものであります。

10款地方交付税2億2,146万3,000円は、本年度普通地方交付税本算定により増額となったものであり、特別交付税から普通交付税へ算定替えとなったものについても見込んでおります。

14款国庫支出金8,130万7,000円の増額の主なものは、土木施設災害復旧事業および子育て応援特別手当事業ならびに地域活力基盤創造交付金などの国庫補助金であります。

15款県支出金2,390万9,000円の増額の主なものは、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金および林道改良事業ならびに森林整備地域活動支援事業費などの県補助金であります。

18款繰入金1億594万7,000円の減額は、財源

調整のための財政調整基金繰入金の減額が主なものであります。

19款繰越金4,485万2,000円は、平成20年度決算による繰越金であります。

21款町債5,144万1,000円は、林業債および土木債ならびに土木施設災害復旧債で、事業費の増額・追加に伴うものであります。

続いて、歳出補正の主なものを説明いたします。

2款総務費2,950万5,000円の補正額は、前年度法人町民税の中間納付にかかる還付が生じたことによる返還金のほか、個人情報保護の強化を図るために必要な庁内ネットワーク改修などの増額を行うものであります。

3款民生費5,902万3,000円の補正額は、全額国庫支出金による子育て応援特別手当事業4,677万2,000円のほか、しらとり長寿支援センターの耐震化改修実施設計費等であります。

6款農林水産業費4,420万1,000円の補正額は、林道高津線の法面崩壊箇所改修事業のほか、森林整備地域活動支援事業ならびに森林保全対策造林事業の町負担分等であります。

7款商工費1,821万4,000円の補正額は、町内3企業に対する商工業振興促進助成費などあります。

8款土木費7,248万9,000円の補正額は、町道のガードレールや舗装、側溝などの維持修繕費および地域活力基盤創造交付金を活用した川尻17号線整備などのほか、県営街路事業負担金ならびに都市公園および地区公園の修繕費等あります。

10款教育費2,363万8,000円の補正額は、条南小学校および津幡中学校の太陽光発電設備設置事業実施設計委託費のほか、井上小学校ほか5校の修繕費および津幡、津幡南両中学校の北信越大会ならびに全国大会出場に係る派遣費、小学生バレーボールやジュニアテニスなど全国大会出場派遣費等あります。

11款災害復旧費4,510万5,000円の補正額は、

7月17日の梅雨前線の豪雨による公共土木施設に発生した国庫補助対象となる災害復旧事業費および単独災害復旧事業費の追加であります。

第2表地方債補正は、道路整備事業（地域活力基盤創造交付金）ほか4件について限度額を変更し、林道改良事業ほか1件について追加するものであります。

議案第60号 平成21年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ8,254万6,000円を追加するもので、平成20年度決算による繰越金を財源に事業調整基金積立金ならびに償還金に充当する補正が主なものであります。

議案第61号 平成21年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ254万2,000円を追加するもので、後期高齢者医療広域連合納付金および電算システムの改修費であります。

議案第62号 平成21年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ7,825万4,000円を追加するもので、前年度繰越金7,646万8,000円の確定に伴う介護給付費準備基金積立金および国庫支出金等過年度分返戻金が主なものであります。

議案第63号 平成21年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ230万円を追加するもので、下水道接続に伴う水洗便所等改造助成金などあります。

議案第64号 津幡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

本案は、健康保険法施行令の改正により、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産に対し支給する出産育児一時金について、現状の35万円に4万円を加算し、39万円を支給する改正であります。

議案第65号 牛首辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本案は、牛首辺地に係るもので、林道事業費に林道高津線改修整備を追加したく、特定財源、一般財源および辺地対策事業債を増額するものであります。

議案第66号 町道路線の認定について。

本認定は、町道上大田12号線を道路法第8条第2項の規定により、町道に認定編入するものであります。

議案第67号および議案第68号は財産の取得についてであります。

議案第67号は、津幡町コミュニティバス車両1台について、1,982万4,000円で有限会社沢本自動車商会在が指名競争入札により落札。

議案第68号は、津幡町福祉バス車両1台について、2,309万9,947円で有限会社タニ自動車落札。

以上2件については、現在、仮契約を締結中ではありますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条により、議会の承認をお願いするものであります。

議案第69号から議案第76号は請負契約の締結についてであります。

議案第69号は、津幡町立津幡小学校校舎棟改築工事（建築）について、14億1,750万円で、豊蔵・表・アライ特定建設工事共同企業体が制限付き一般競争入札により落札。

議案第70号は、津幡町立津幡小学校屋内運動場棟改築工事（建築）について、3億2,235万円で、兼六・近藤・山崎特定建設工事共同企業体が制限付き一般競争入札により落札。

議案第71号は、津幡町立津幡小学校校舎棟改築工事（電気設備）について、1億8,900万円で勝崎・河北・川崎特定建設工事共同企業体が制限付き一般競争入札により落札。

議案第72号は、津幡町立津幡小学校校舎棟・屋内運動場棟改築工事（機械設備）について、2億7,930万円で津幡・山藤・岸特定建設工事共同企業体が制限付き一般競争入札により落札。

議案第73号は、準用河川舟橋川河川改修工事

（まち交その5）について、7,980万円で大幸建設株式会社が制限付き一般競争入札により落札。

議案第74号は、準用河川舟橋川河川改修工事（まち交その6）について、8,043万円で株式会社山田組が制限付き一般競争入札により落札。

議案第75号は、津幡町公共下水道事業浄化センター汚泥処理棟増築工事（その2）について、1億5,015万円で清水建設株式会社北陸支店が制限付き一般競争入札により落札。

議案第76号は、津幡町公共下水道事業浄化センター汚泥脱水機機械設備工事（その2）について、2億1,819万円で扶桑建設工業株式会社岐阜営業所が制限付き一般競争入札により落札。

以上8件の請負契約については、現在仮契約を締結中ではありますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当をしますので、本議会の承認をお願いするものであります。

次に、**認定第1号**から**認定第14号**までは、平成20年度津幡町一般会計決算のほか、13件の決算の認定に係るものであります。

このほど、各決算書のとおり会計管理者および2事業会計から提出がありましたので、監査委員の意見をつけて本議会の認定に付するものであります。

以上、本議会にご提案を申し上げた議案について、その概要をご説明申し上げたところでございますが、各常任委員会において関係部課長より詳細に説明いたさせますので、何とぞ原案どおり決定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

<議案に対する質疑>

○議長【谷口正一君】 これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑がありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

<委員会付託>

○議長【谷口正一君】 ただいま議題となっております議案第59号から議案第76号までは、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

<町政一般質問>

○議長【谷口正一君】 日程第7 これより一般質問を行います。

通告がありますので、これより順次発言を許します。

3番 角井外喜雄議員。

○3番【角井外喜雄君】 質問に入る前に、今ほど回復された町長のお姿を見まして、大変頼もしく思っております。また、これから健康に留意され、そして体調管理もしっかりされ、町の発展に努力されることを願っております。

では、質問に入ります。

まず1点目は、町職員のメンタルヘルス対策と支援について、お伺いをいたします。

平成2年半ばから、企業や自治体職員のメンタルヘルス問題がクローズアップされ、民事訴訟に持ち込まれる事例が数多く見られるようになってきました。労災の認定基準ができるまでは、うつ病などの心の病は個人的な要因によるものと判断され、労災請求はほとんど認められませんでした。

厚生労働省は、平成11年に「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」を示し、精神疾患に労災として認められるための要件を示しました。

その内容は、1項目は、一定の精神疾患を発病している。

2点目は、業務による強いストレスが発病前6か月間にあった。

3点目は、業務以外に強いストレスになるような出来事がなく、精神疾患を発病しやすい個人要因もないという、3項目からなっています。

平成12年に示された、「事業場における労働者の健康づくりのための指針」は、国が職場におけるメンタルヘルス対策の推進について、初めてまとまった形で方向性を示しています。事業所全体で、メンタルヘルスに対し、計画的、継続的に取り組むことを求めています。

さらに、平成14年には「心の病気により休業した労働者の職場復帰支援のための指針」がまとめられています。そして、今年度、さらに改訂され、その主な改正点は、1点は、職場復帰支援プログラムの策定や、関連規程の整備により、休業の開始から通常勤務への復帰までの流れを策定し、労働者、管理監督に周知徹底すること。

2点目は、休業中の労働者が不安に感じることにに関して、十分な情報提供や相談対応を行う。

3点目は、職場復帰までのより円滑な復帰を図る観点から、主治医に対し、必要とされている業務遂行能力の内容や勤務制度に関する情報提供を行う。

4点目は、職場復帰した労働者や管理監督者、同僚のストレスの軽減を図るため、職場環境の改善、復帰支援の理解を高めるための教育研修を行うこととなっています。

以上、申し上げたことは、厚生労働省の「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」を抜粋したものであります。

財団法人日本生産性本部が、平成19年にメンタルヘルスに関する取り組みの実態を分析するために、全国の自治体1,874組織を対象にアンケート調査を実施しています。

その調査結果では、半数の自治体が心の病が増加をしている。年齢別では、30代、40代が6割強である。今後も増加すると考えている自治体は4割以上。そして、この調査結果で最も重要な問題を提起してあります。9割以上の自治体は、一人当りの仕事量がかかりふえていて、さらに個人で仕事をする機会がふえている。そして、5割の職場でコミュニケーションが減り、

職場の助け合いが少なくなっていると調査結果では出しております。

さて、当町職員も地方分権の流れを受け、職場環境も大きく変化をしてきていると思います。住民の行政を見る目が厳しくなっており、職員一人ひとりがバラバラに受け止めていくと孤立し、心の病の増加の一因となります。

また、うつ病等の労災認定方法では、発病直前の1か月の時間外労働100時間以上および2か月から6か月間の時間外労働平均80時間以上が、いわばうつ病等の因果関係に極めて強く関与しているというふうに言われています。

現在、町職員で心の病、メンタルヘルス不調により休養されている職員が数名いると伺っています。早急に職場復帰支援プログラムを策定し、職場内の支援体制、信頼関係を深くし、心身ともに活力ある職場をつくり上げ、まちづくり、町民サービスにこたえられる職場体制を確立することが重要であると思います。

また、個人差はあると思いますが、業務による強いストレス、多大な時間外労働が起因し、心の病による労災が発生しないような職場管理を行うことも重要であります。

メンタルヘルス対策およびこれからも発生するであろう休業者への対策と支援について、町長にお伺いをいたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 角井議員のご質問にお答えをいたす前に、励ましとお見舞いをいただきました。私といたしましては、本当に町民の皆さま方にご迷惑をおかけしたことを、この場をおかりをいたしましてお詫びを申し上げたいと思いますし、今後は、町のために一生懸命職務に邁進をしたいと、このように思っております。皆さま方のご鞭撻、ご支援をよろしく願いを申し上げたいと思います。

それでは、角井議員の町職員のメンタルヘルス対策、精神衛生と日本語に訳せばそうなるかと思いますが、支援についてのご質問にお答え

をいたします。

議員ご指摘のとおり、現在、メンタルヘルスの不調により休職中の職員がいることはご存じのとおりでございます。

職員が意欲を持って職務に取り組むためには、心身ともに健康でその能力を十分に発揮できるような環境を整えることが必要であると思います。また、メンタルヘルス対策は、効果的に推進すべき重要な課題であると認識をいたしております。

職員の心の病気への対策といたしまして、まず健康に不安を抱える職員本人やその家族、あるいは職場の上司などが気軽に相談できる体制を職場内に整えることが、何よりも必要ではないかなというふうに思いますし、また、このため現在までの対応といたしましては、管理監督者が職員の心の病気の兆候を早期に気づき、適正に対処できるよう、新任の課長および課長補佐研修のカリキュラムに「職場のメンタルヘルス」を取り入れ、職員のメンタルヘルス対策に対する理解を深め、対応力を高めているところでございます。

また、職場内の信頼関係をより深くし、管理監督者として必要な傾聴能力を向上させ、心身ともに活力ある職場づくりを目指す「職場内カウンセリングマインド研修」を係長職相当以上の職員の中から選抜して受講するなど、職員の立場に立った対応ができるように配慮しております。なお、町職員が加入している石川県市町村職員共済組合においてメンタルヘルスカウンセリングを行っており、専門カウンセラーによる面接カウンセリングや電話相談による対応が可能となっております。

今のところ休職者に対する職場復帰支援についての具体的マニュアル整備にはまだ至っておりませんが、うつ病など復職に時間を要する職員への対応につきましては、本人の不安を軽減しながら職場復帰を支援することが大切であることから、復職前に所属の職員などと十分な連

携が必要であると考えております。

過去における休職者の職場復帰にあたっては、ケースごとに総務課の担当職員がメンタルヘルスなどを保健担当の専門職員と支援策を協議をいたしまして、本人の状況に合わせた仕事の内容等を調整しながら本人とも打ち合わせの上、復帰しております。また、復職後においても適宜に助言を行うなど、再休職とにならないように支援を行っているところであります。

なお、職員のメンタルヘルス不調状態は、個人的な要因の比重が高いとは思われるものの、地方分権や三位一体改革の推進に伴い、従来は国や県が行っておりました業務の一部が町の方に権限委譲されたことによりまして、町で処理する量が大幅にふえ、さらに集中改革プランによる職員数の削減も重なって、職員一人当たりの仕事量が相当ふえていることも一つの要因であると思っております。

当町では、職員定数の適正管理のため、集中改革プランにより平成22年度当初までに平成17年度に比べ22人、5.5パーセントの職員数を削減することにしており、組織の統廃合や業務の委託などを進め、本年平成21年度当初までに20人、5パーセントの削減の実績を上げております。

しかしながら、この集中改革プランには、計画後新たに町の業務となった事務事業や突発的な要因による人員増などについて勘案されてはおりません。具体的に申し上げますと、石川県後期高齢者医療広域連合への職員派遣や町教育委員会指導主事職の創設、法令等の改正に伴う社会福祉士や管理栄養士の人員追加などの増加要因に、河北中央病院医師の1人減が集中改革プランの計画外であり、それらを加味しますと、実質的にはすでに計画より1人多い23人、5.8パーセントの削減を達成している状況にあります。これ以上の削減は、職員一人ひとりの負担が大きくなるばかりで、住民サービスの低下を招くと思われま

そこで、平成20年度の職員採用予定数について、集中改革プラン計画上は2名減とすべきところですが、さきに申し上げたとおり、実質的に達成済みであることから、現状維持とし、職員の過大な負担を少しでも軽減をいたしまして、働きやすい環境となるよう配慮するとともに、雇用対策にも対応しているところであります。

今後とも、職員が働きやすい職場環境を維持していくため、心の病気を抱えた職員のメンタルヘルス対策はもとより、心の健康の保持ならびに増進、メンタルヘルス不調への予防といった職員の心の健康管理に積極的に私は取り組んでいきたい、このように思っております。日ごろから職員の精神的な状況、職員ならびに家族も大変いろいろ悩まれるわけでございます。真剣に私自身取り組んでいきたい、このようにも思っておりますし、議員の皆さま方のご協力もお願いを申し上げたい、このように思っております。

○議長【谷口正一君】 角井外喜雄議員。

○3番【角井外喜雄君】 今ほど、町長さんの答弁にもありましたように、確かに町の財政的な面、いろんな面からすると、やはり財政をしっかりと預かる者の立場とすれば、当然そうなるのかなと思います。

しかし、町の職員というものは、これは住民に対する最大のサービス機関であります。よって、ぜひそういう心の病にかからないような、また、そういう体制づくりがきちりと管理されるように、ここにおられる管理者の皆さんにぜひそういう職場体制づくりをお願いをいたします。

そして、また、もし部下がそのような状態になったときには、包括的にそういう支援をできるようなそういう体制づくりがきちりと確立されることが、強いては住民に対する最大のサービス機関の役割かなというふうに思っております。

また、まずかからないのが一番でありますか

ら、もしなかった場合については、しっかりとしたそういう取り組みをしていただきたいというふうに思っております。

次に、少子化対策についてお伺いをいたします。

平成17年、国の総人口が減少に転じ、出生数は106万人、合計特殊出生率1.26と過去最低を記録し、人口減少は政府の予想をはるかに上回る速さで進んでいます。

政府において、これまでさまざまな少子化対策を行ってきています。平成6年にエンゼルプランを初めとし、少子化対策基本法、そして少子化対策基本方針を施行し、平成19年に子どもと家族を応援する日本重点戦略を閣議決定し、包括的な次世代育成支援に取り組んでいるところではありますが、合計特殊出生率の低下に歯止めがかかっていないのが現状です。

子育て支援については、国の果たす役割は重要であるが、中核を担うのは地域であります。

これまでの少子化対策は、子育てをする親の視点に立った取り組みでありましたが、今後は、さらなる対策として、結婚、家庭形成の視点に立った取り組みが重要でないかと思っています。

地域が独自性を生かし、各自治体では、さまざまな事業を行っております。

ことしチャレンジデーで惜敗した雲南市では、人口の定着化と過疎化防止、後継者育成を図るとともに、市の発展に期するため、結婚仲人に2万円から5万円の奨励金を支給しています。

志賀町では、頑張る地方応援プログラムのふれあい事業で、婚姻をまとめた仲人に15万円の奨励金を支給し、結婚した夫婦に1組5万円の祝金、さらに出産祝金として第3子以降の出生児1人につき30万円の祝金を支給しています。

金沢市では、仲人を育成する「縁結び i s t」養成講座を開催し、結婚を望む男女や親戚との面談や電話での相談を行いながら、結婚を考える男女の良き協力者、心強い相談役になっていると聞いております。

もとより、結婚、出産、夫婦間の子どもの数は、当事者の自由な意思と選択に基づくものがありますが、結婚、出産、子育てを阻害する要因を早急に排除し、社会として支援してことが、現在求められていると言えます。

地方分権を進めていく中で、こうした急速な少子化の影響は、税、社会保障における負担増、地域経済への悪影響、そして、最も心配されるのは、地域社会の衰退による地域活力の低下であります。

町の人口推計調査によると、平成15年度で0歳から14歳は6,690人、人口割合では19.4パーセントであったが、平成20年度は6,387人で、人口割合は17.1パーセントとなっています。出生数では303人の減、人口割合では2.3パーセントの減少であります。一方、65歳以上の高齢者は、平成15年度5,625人で、15.6パーセントであったが、平成20年度では6,441人で、人口割合では17.3パーセントとなり、816人の増、人口割合では1.7パーセントの増となっています。まさに、町も少子高齢化が進んでいるのが現状であります。

平成15年に次世代育成支援対策推進法が施行され、町も平成16年8月に町次世代育成支援行動計画を策定し、毎年行動計画の進捗状況を地域協議会で報告されています。計画に基づいて着実に実行され、ことしが5か年計画の最終年度となります。

そこで町長にお尋ねいたします。

少子化対策として、町の次世代育成支援行動計画を実行しながらも、少子化に歯止めがかかっていません。これまでの5か年計画の取り組みをどのように分析されているのか、お伺いをいたします。

さらに、22年度より新たな5か年計画を策定しなければなりません。いま、町独自の少子化対策事業は、子ども医療とチャイルドシート購入補助金、そして出産祝金であります。私見ではありますが、少子化対策は、まず、結婚がで

きるような環境を町として取り組み、若者の男女の出会いの場や他の自治体が行っている仲人のような紹介者を活用し、そして、出産、子育てといった一連の社会基盤がこれからの5か年計画に盛り込めないか、お伺いをいたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 角井議員のこれまでの次世代育成支援行動計画の取り組みをどのように分析されているのかとのご質問でございます。

初めに、次世代育成支援行動計画は、母親の妊娠、出産から子どもが一人の社会人として自立するまでを対象とした、すべての子育ての中の家庭と子どもの健やかな育ちに対する総合的な支援の実現を目指し、住民、企業、町が一体となって行動していくためのアクションプランだと思っております。

本町の前期行動計画の基本目標は、1つに、地域にみんなで子育てを応援します。2つに、働きながら子育てをする家庭を応援します。3つに、心身ともにたくましい子どもたちを育みます。4つに、子育てに安心な町をつくります。の4つを基本とし、事業を進めてまいりました。

平成17年度からの5か年間の事業概要を少し申し上げますと、一部の保育園で病後児保育や休日保育の実施、児童センターでの子どもの遊び場の提供、マイ保育園登録制度などを実施し、さらに一時保育や妊産婦・乳幼児への各種支援や子ども医療等についても充実を図ってまいりました。

また、学童クラブの大型化を解消するために、本年度2か所の学童クラブの増改築を行っており、平成22年度から分離して運営する予定でございます。

ほかに、「子ども110番の家」を保育園や公民館等の公共的な施設25か所の追加登録を予定をし、子どもたちの安全確保に努めたいと考えているところであります。

このように行動計画に沿って、多くの事業を進めてまいりましたが、少子化の対策につな

ったかと言われますと、出生数は横ばいであり、後期行動計画において本町の実情を踏まえた策定が必要であると考えております。

次に、後期行動計画に結婚できるような環境の取り組みとして、若者男女の出会いの場や仲人のような紹介者の活用等についても、5か年計画に盛り込めないかとの質問であります。

石川県では、財団法人いしかわ子育て支援財団が出会いの場を提供する「しあわせ発見事業タウンミーティング」を行っております。このタウンミーティングでは、現在、金沢競馬場や夕日寺健民自然園を会場とし、競馬観戦や自然散策、おしゃべり、食事等により、出会いの場の提供を予定をしており、すてきな出会いが生まれるよう応援するものであります。

町といたしましては、この事業を支援してまいりたいと考えております。広報誌などにより町民の皆さんにお知らせを行い、一つの出会いの場としていただきたいと思っております。

また、このような現状を踏まえ、角井議員の提案についても、次世代育成支援対策地域協議会において後期行動計画へ盛り込めないか検討を行いたいと考えております。ご理解をお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 角井議員。

○3番【角井外喜雄君】 もう少し力強い答弁が聞かれるのかなと思っておりましたが、これは町としては、ずっとこれからも取り組まなければいけないことであります。

よく国は、子どもは宝、また、社会の希望だというふうに言われております。安心して産める、そういう社会整備はだいたい私はほぼ達成しているのかなと。これはある人に言わせると、まだまだ不足だと言う人もおりますが、私はやはり、それよりも子どもを産むという、まず結婚するという、そのところから私は今回力をいれて質問したわけですけど、なかなか今の若者、晩婚化が進んでおります。これは決して結

婚を望んでいないわけではないということ、そういう出会いの場がないのかなど。私個人の私見ではありますが、そういう人たちに少しでも若者が出会いの場をできるような、そういう環境づくりもまた町の役目なのかなど、役割なのかなというふうに思って、今回のこういう一般質問をさせていただきました。

ぜひ、そういう若者が、楽しく出会い、そしてまた、結婚できるような、そういう環境をまた町として考えていただきたいなというふうに思っております。

以上で終わります。

○議長【谷口正一君】 この際、暫時休憩いたしまして、午前11時10分から一般質問を再開したいと思います。

〔休憩〕 午前11時02分

〔再開〕 午前11時10分

○議長【谷口正一君】 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

11番 南田孝是議員。

○11番【南田孝是君】 初めに、私から剪定枝、刈草の堆肥化事業についての答弁を求めたいと思います。

私は、剪定枝をチップ化して、遊歩道や道路緑地帯などに敷き詰めて、雑草の抑制に活用したら環境の保護にもつながるだろうと、前々から考えていました。

インターネットで、国の補助金がもらえる方法がないか、先進地の取り組みを参考にできないかを調べていたところ、北國新聞の6月26日の紙面に羽咋市のシルバー人材センターの剪定枝、刈草の堆肥化事業が目にとまりました。

剪定枝というごみを優良資源とし、循環システムにのせる循環型社会形成のため、ごみを燃やさない、埋め立てない施策として、剪定枝の堆肥化事業を当町でも考えられないか、シルバー人材センターの理事長でもある矢田副町長の見解をお聞きしたいと思います。

剪定枝、刈草の堆肥化事業は、地球温暖化防

止対策としても、循環型社会の構築に向けた取り組みとして、剪定枝、刈草を焼却処分せずリサイクルできれば、温室効果ガス排出量の削減にもつながります。

事例として、県内では、能美市が平成19年6月から樹木剪定枝葉チップ化事業を能美市シルバー人材センターで実施しています。

いただきました資料では、1番目に、シルバー人材センターが請け負う剪定作業後に発生する枝葉が年間250トンにもなり、能美市美化センター、ごみ焼却場に持ち込まれ焼却処分されて発生する炭酸ガスの抑制と残灰による最終処分場の延命を図るため。

2番目に、平成19年度の国の補助、地域高齢者社会参加促進事業を受けることができたこと。

3番目に、会員の新たな就業の機会の確保につながるためだったそうであります。

事業内容としては、剪定枝を破砕処理機にかけチップ化し、幹線道路の緑地帯・植栽ます、公園の緑地帯に敷き詰め、雑草の発生を抑制すること。また、チップの敷き詰めにあわせ花を植栽すると雑草の防草効果と景観の美化に大きな効果があったそうです。また、松くい虫の被害木の処分として、チップ化を選んだそうです。

私は、剪定枝、刈草の堆肥化事業は、エコ社会、循環システムにのせる循環型社会形成につながるとてもいい取り組みだと考えています。

当町や内灘町、かほく市から河北郡市広域事務組合に持ち込まれる剪定枝は、年々増加しています。その結果、RDF化コストが高額となってきた。また、剪定枝の破砕処理物はかさが増すことにより、処分場への運搬回数が増加しているとも聞いています。

私は、剪定枝、刈草の堆肥化事業は、当町、河北郡市においても必要不可欠な事業であり、早急な対応がぜひとも必要と考えています。

矢田副町長はどのように考えているか、見解をお聞かせください。

○議長【谷口正一君】 矢田副町長。

○副町長【矢田征夫君】 南田議員の剪定された枝、剪定枝、刈草の堆肥化についてのご質問にお答えをいたします。

ご質問にあります剪定枝のチップ化、除草から発生する草類などの堆肥化、それから遊歩道や道路緑地帯などに敷き詰める雑草の抑制、地球温暖化防止対策、ひいてはシルバー人材センターの新たな就業機会の確保になるとのご質問であろうかと思えます。

町シルバー人材センターでは現在、剪定枝は発注者より剪定処分費をいただいて、広域事務組合に搬入をしております。チップ化することにより処分費の軽減がなされ、低価格になることでシルバー事業の効果的、安定的な運営につながり、地球温暖化防止対策にも寄与するものということ、そのとおりでございます。

ただ、剪定枝、刈草の堆肥作業を行うには、集積場所、それから作業場所から発生する臭い、また、チップ化することでの騒音の問題などから、郊外での作業場所の確保が必要になってくるものと考えております。

現在、石川県森林公園の指定管理者を受けている森林公園地域振興会でも、剪定枝の発生が相当量あります。エコの推進、経費の節減を考慮し、そのチップ化、堆肥化への取り組みを行うことも考えております。また、集積場所、作業場所についても検討しております。

このことから、今後、チップ化、堆肥化に向け、県森林公園や公共施設の遊歩道、道路緑地帯への雑草対策にも有効に利用できるように、町行政と町シルバー人材センターならびに森林公園地域振興会の三者で、早急にその施設整備について協議をしてまいりたい。現在、津幡町シルバー人材センターでは、年間約30トンの剪定枝があります。この量ですと、例えば機械を導入する、それから施設を導入するということになりますと、少し効率が悪いのかなと思って、先ほど言いました森林公園地域振興会との抱きあわせの上、検討していきたい。このことは早

急に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 南田孝是議員。

○11番【南田孝是君】 前向きな答弁をありがとうございます。

剪定枝、私はチップ化することによって、ウォーキング道とういふか、そういう整備が本当に将来、必要不可欠なことだと思っております。前向きに、早い時期に、その実施ができるようお願いいたします。

続いて、2点目の質問に入らせていただきます。

リサイクル図書コーナーについて質問をさせていただきます。

家庭で不用になった図書を捨てるのはもったいない。また、部屋の片隅に埋もれさすのももったいない。そんな本を次の読者に読んでもらう発想から、リサイクル図書コーナーが全国の各自治体の図書館や役場庁舎のエントランスに設けられてきています。

不用図書の有効活用と利用率アップに、またもったいない運動の一環として、町民から寄贈していただいた図書資料、図書館で保存期間を過ぎた雑誌、不用になった図書を、町民の皆さまに再度活用してもらうため、無料で差し上げることは、本にとってもとても大事なことはないでしょうか。

また、図書館でいろいろな本を眺めていると、いろいろなアイデアが浮かんだり、気分転換になってよいとも言われています。

古くなった本、資料的価値が少なくなった本、複数所蔵している本の一部、保存期限が過ぎた雑誌などをリサイクル図書として再活用することは、とても大事なことだと思います。

当町でも、今年度から図書館でリサイクル図書コーナーが設けられています。でも、現状は私の目から見ると、内容的に物足りません。

図書を町民の皆さまに再度活用してもらう一つとして、私は、子どもたちに読書のすばらし

さを伝える、一人でも多くの子どもたちにすばらしい世界との出会いといつまでも心に残る感動をもたらすことを、リサイクル図書と一緒に考えることはできないでしょうか。

群馬県の教育委員会では、「本との出会い200プランぐんま読書活動推進事業」を実施しています。県民の皆さまからはがきやファックスで推薦していただいた本、また、小中学校の保護者の方々や高校生の皆さんにお願いしたアンケートの中から、小中学校の先生や公立図書館の職員、読み聞かせボランティアなど、子どもの読書活動に携わっている関係者による選定委員会で協議、選定をしているそうです。

私は、いい本との出会い、そして、いい人との出会いは、必ず人生に大きなプラスに働くと考えています。

子どもの読書離れは、子どもと本をつなぐ人がいないことが原因だと言われています。本への興味が無い子どもたちや本離れの進む子どもたちに対して、保護者、地域住民が一体となって取り組む施策として、そして子どもたちの読書活動を支える一つとして、その活動が本が好きな子を育てる、本を使いこなす子になってほしい。また、本が大好きな子を育てる、読書指導もこれから大事な取り組みになってくるでしょう。

日々の生活の中で、子どもたちが、数多くの本の中から一冊の本を手にとり、本の楽しさや感動や何かを感じることができたかを考えたとき、新たな夢も広がってくるのではないのでしょうか。一人でも多くの子どもたちにすばらしい世界との出会い、いつまでも心に残る感動をもたらす取り組みの一つとして、うまくリサイクル図書の活用を考えることが、これからの社会において必要と考えますが、早川教育長はどのように考えるか、答弁を求めます。

○議長【谷口正一君】 早川教育長。

○教育長【早川尚之君】 南田議員のリサイクル図書コーナーについてのご質問にお答えいた

します。

現在、図書館では、議員がおっしゃったように不用になった図書の有効活用のため、随時図書の寄贈を募っております。この図書館ができてから3,000冊ぐらいの寄贈があったというふうに向っております。

寄贈していただいた図書は、貴重書あるいは図書館にない資料の場合は図書館資料として登録し配架を行い、また、すでに複数ある図書や雑誌につきましてはリサイクル図書コーナーを開設し、希望される方々にお譲りいたしております。これまでも公民館、学校等に、こういう図書があるけど要らないかということで、希望をとりながら進めてきておりました。

この取り組みは、図書館への寄贈などにより複数所蔵することとなった本の一部などの有効な活用を目的に、本年6月6日からこのリサイクル図書コーナーの設置を実施いたしました。3,000冊等々の中から800冊ぐらいを選びまして、当初は3週間の予定でブックリサイクルコーナーを設置したところ、大変好評で、この800冊余りのリサイクル図書が3週間という期間を経ずして、最終日を待たずに、ほぼなくなるほどの盛況でございました。

これを受け、引き続きリサイクル図書コーナーとして、常設した経緯がございます。現在もリサイクル図書コーナーは盛況で、寄贈などのリサイクル図書を出品すると、瞬く間にすぐになくなってしまっているのが現状であり、今後とも町民の皆さん方に寄贈図書を募り、リサイクル図書コーナーを充実させていきたいと考えておりますし、ほかの場所でも可能なのか、検討してみたいというふうに向っております。

また、優良図書の選定推薦につきましてですが、現在、図書館においては、「私の一冊」と題し、利用者からお薦めの図書を随時募集、また、年末には「今年の心に残った本」と題しまして、同様に募集をしております。応募にあたりましては、その図書についての感想や推薦理

由などもあわせて記入していただき、図書館内に掲示し、利用者の方々からの推薦図書として来館者に紹介いたしております。

そのほか、本年度小学校に配置となりました学校図書館補助員に図書館の方から推薦図書の紹介等を行い、学校の図書教諭や学校図書館補助員との協力のもと、子どもたちの読書活動を推進するための支援を図っているところでございます。今年度配置していただきましたこの学校図書館補助員の活躍は大変すばらしく、よくしていただいております、子どもたちの読書活動がさらに進んでいるというふうに報告を受けているところでございます。

今後も、このリサイクルコーナーあるいは推薦図書を推薦、知らせることによって、一層子どもたちの読書活動の推進を図ってきたいというふうに思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長【谷口正一君】 南田孝是議員。

○11番【南田孝是君】 どうもありがとうございます。

私は、リサイクル図書にしても単に要らない本を図書館に持ってくるんじゃなくて、住民の方が子どもたちに役に立つ本を使ってほしいという気持ちになれば、より一層効果が上がると考えてます。ぜひ、前向きに進めてほしいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長【谷口正一君】 6番 前田幸子議員。

○6番【前田幸子君】 6番 前田幸子です。

私は、3項目にわたって質問いたします。

厳しい質問ばかりかもしれませんが、まず1番目、ボートピア計画の現在の状況についてお尋ねします。

平成18年6月議会で、舟橋区からのボートピア誘致の請願が採択されてから、3年が経過しました。本年6月議会で、(仮称)ボートピア津幡の進捗状況等を質問いたしましたが、準備中であると認識しているとの答弁でした。

ボートピアは、町民の大きな関心事です。建設予定地の外見は全く休止している状況に見えますが、実際はどうなっているのか。また、4月のみどり市長、職員および業者の来庁は、単なる表敬訪問であるとの説明でしたけれども、その折の内容についても改めて詳しくご説明ください。

よろしく申し上げます。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 前田議員のボートピア計画の現在の状況を問うとのご質問にお答えをいたします。

まず、開発許可申請書の手続きの状況はどうなっているのかということでございます。前回、第4回6月議会定例会で前田議員にお答えをしたとおりでございます。

次に、4月のみどり市長、職員らの来庁は単なる表敬訪問だったのかについてでございますが、これも前回、第4回6月議会定例会で中村議員が再質問をし、総務部長がお答えをしたとおりでございます。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 前田幸子議員。

○6番【前田幸子君】 私は、そのようなお答えをいただくというのは、非常に残念でなりません。

私の調査によれば、4月30日にみどり市長、秘書課長、競艇事業局長が同席、業者であるグッドワンから、現在の進捗状況の説明があったと聞いております。

その折の計画が遅れている理由と詳しい説明をお願いしたいと思います。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 私は、先ほど前田議員にお答えをいたしましたように、4月末のみどり市長の訪問は表敬だとのことですが、急な来庁でございまして、あくまでもあいさつなどの表敬が中心の訪問でございました。

その後、何かこの詳細について、総務部長よ

り答弁をいたします。

○議長【谷口正一君】 坂本総務部長。

○総務部長【坂本 守君】 前田議員の再質問でございますが、町長がお答えしているように、また前回、中村議員の再質問にお答えしております。

この表敬訪問というこの言葉ですが、これは4月のときにみどり市が使った言葉でございまして、表敬訪問をしたいのでということで、急な連絡があつて対応したものでございます。その中で、確かに短時間でございましたが懇談もございました。そのときには、担当職員の異動があつたので、今回随行をしてきたとの話題がございました。そういうことで、あいさつが中心の表敬訪問でございます。4月30日は、本当に短い時間でございました。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 前田幸子議員。

○6番【前田幸子君】 私は、また再度このようなお答えになるとは、非常に思っておりませんでした。

私が直接みどり市の競艇局長から伺った話によりますと、競艇局長は、津幡にいらっしゃったわけで、その折の内容について、そのままの事実をおっしゃってくださったわけですが、ボートピア津幡事業計画のいま変更をしているということを業者が報告をしたという、そういう話を聞いております。

ボートピアというものは、将来に向け安定的に財政運営に寄与する、町の総合力維持を高めるものであると町長は言明されているわけですし、町民にとって、それほどいいものであるならば、堂々とそういう状況を明らかにして、知らせていくべきではありませんか。

地元と業者からの請願を議会が承認し、町長が容認したという経緯からすれば、町民への説明責任は当然果たされなければなりません。なぜこのように隠そうとするのか。何か後ろめたいことでもあるのかと考えるのも仕方がないこ

とではありませんか。隠すという行為そのものからは、町民の信頼は決して生まれません。情報公開、積極的な情報公開なくして健全なまちづくりを進めることは、決してできないと、私は思っております。

この件につきましては、非常に隠したいという、この議会でのこの今のご答弁についても、大きな問題であると思っております。ボートピアの事業そのものが問われている、そういう問題になるのではないかと思います。

2つ目の質問にまいります。教育委員会の危機管理について質問いたします。

8月19日、舛添要一厚生労働大臣が、新型インフルエンザの本格的な流行が始まったと再警戒を宣言され、特に学校が再開する夏休み明け以降の流行に注意を喚起したことが、翌20日の新聞等で大きく報道されました。

きのうの朝日新聞によれば、新型インフルエンザの感染は拡大し、先月の24日の段階では、休校や学級、学年閉鎖は14都道府県で38校だったものが、1日現在ほとんどの都道府県に広がり、全国の小中高校で休校が35校、学年閉鎖が100校を超えたそうです。ある学校では、体育館に集まる始業式を取りやめたり、避難訓練も集合しない形で実施されたとの報道もありました。全国で1,330件もの集団感染が発生し、前の週の1.5倍、5週連続で増加し、特に学童保育での集団感染もふえているとのNHK報道もありました。

ところで、かほく市では、8月17日、市内の少年スポーツクラブに在籍する小学生6人に新型インフルエンザ患者の発生が確認され、クラブ活動の自粛を求めるなどの感染予防対策を行ったことが、市のホームページで報告されています。

20日に開催されました内灘町の教育委員会会議では、このかほく市の情報に基づき、学校関係への予防の徹底や少年スポーツクラブに向けた新型インフルエンザの集団感染拡大を防ぐた

めのお知らせを迅速に出すことを明らかにして
いました。

さて、津幡町教育委員会会議は、その翌日8
月21日に開催されましたが、新学期を迎えるに
あたり、新型インフルエンザについてどのよう
な話し合いがなされたのでしょうか。インフル
エンザについては、全く話題にも上らなかった
と聞いていますが、本当でしょうか。加えまし
て、津幡町での発生状況はどうであるかについ
てもお伺いいたします。

よろしくをお願いします。

○議長【谷口正一君】 早川教育長。

○教育長【早川尚之君】 前田議員の新型イン
フルエンザについてのご質問にお答えいたしま
す。

答弁させていただく前に、3点確認させてい
ただきたいと思うんですが、よろしいでしょ
うか。

まず、1点目ですけれども、新型インフルエン
ザ対策は、津幡町挙げての取り組みでありまし
て、その統括の窓口は、総務部であるというこ
とでございますが、それが1点目でございます。
5月の国内での発生以来、町挙げての感染予防
に向けて、町民への周知が図られてまいりまし
た。その内容は、前田議員もご承知のとおり、
議会全員協議会で総務部長からこのような報告
をしていると、こういう案内を町民に出すとい
うことの報告はなされてきたと思いますし、ま
た適宜そういう取り組みについて、議員さん方
にも前田議員にもファックス送信がなされてい
るとも理解しておりますが、よろしいでしょ
うか。

2点目は、新型インフルエンザ患者発生時に
おける公表はどこがするのかということであり
ますけれども、発症時における件数の公表は、県
の新型インフルエンザ対策本部が行うこととい
うふうになっております。なお、7月23日まで
は1人の発症であっても公表されておりました
けれども、翌24日より県の指針が変更になりま

して、2名以上という状況のもとで公表する
というふうなことになっておりますが、この点も
よろしいでしょうか。

あと3点目ですが、このご質問の中で、津幡
町での発生状況はどうなっているのかというご
質問がございましたけれども、これは町全体とし
ての発生のことをお尋ねなののでしょうか、対象
としてはどこを指していらっしゃるのでしょ
うかということ。

以上3点について、確認させていただいたら、
ありがたいなというふうに思いますが、よろし
くをお願いします。

よろしいでしょうか。

○議長【谷口正一君】 前田幸子議員。

○6番【前田幸子君】 反問権というところか
もしれませんけれども、1点目、2点目それは
承知しております。

3点目につきましては、これは教育委員会関
係として把握できる、そういう状況をお尋ねし
ているのでありまして、それから、まずそのこ
とについて、今お答えしました。

それでよろしいですか。

○教育長【早川尚之君】 ありがとうございま
す。

それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、教育委員会関係における園児、児童、
生徒等についての発症についての報告は、受け
ておりません。

なお、夏休み中に県内でのスポーツクラブ等
をとおしての感染情報を受けて、学校の部活動
あるいはスポーツクラブが自ら活動の自粛を行
ったということについては、お聞きをしており
ます。私その話を聞きまして、5月以来、町挙
げて重ねての町民の皆さま方に広報活動や学校、
各種スポーツクラブ、学校等へも案内を出して
きましたけれども、そういう指導者の高い意識が
あらわれまして、自主的に活動を自粛するとい
う状況もあったのかなということで、その情報
を聞いて喜んでいたところでございます。

それから、新学期、2学期を迎えるにあたって、かほく市の状況、内灘町の話がございましたが、少し細かくなりますけども述べさせていただきますと、津幡町教育委員会は、一番、今年度の初めにさかのぼりますと、実は4月28日、外国での、国外での感染といいますか発症を受けまして、国からの通知等々が出てまいりました。4月28日に私ども教育委員会は、県の新型インフルエンザのマニュアル等を学校に配るという形での対応が、実は今年度の初めてでございます。それを配布しながら、ともに発生時の緊急体制、連絡体制の確認も学校に指示をいたしてきました。その後、4月30日、5月7日というふうに国から来た通知等を学校等へ知らせる、管理者のところへ知らせるとともに、引き続きご存じのように5月8日新型インフルエンザの流行により、中学生の海外派遣の中止を決定するという状況に至ってまいりました。

5月11日、町校長会を持ち、総務課から区長を通じて全戸配布予定の「新型インフルエンザの流行に備えて」、これは議員さん方にも届いていると思いますけども、チラシによって予防対応の確認を行うとともに、学校の教職員は町外からの教職員もおりますので、学校の全職員に配布するような段取りを取らせていただきました。

その後、5月16日に国内で日本で渡航歴のない日本人の関西での国内感染が初めて確認されて、その週、関西方面に修学旅行に出向いておりました津幡中学校、津幡南中学校の3年生、485名の子どもたちのその後の健康状態の確認をすることが求められました。これは本当に、私から言わずと短い時間に学校サイドが保護者、本人と連絡を取り、確認をできて、異常なしという状況を確認したところであります。これが私の記憶に本当に鮮明に残り、新しいところでもありますけども、実はこの中学生が関西、インフルエンザ国内感染時に関西に修学旅行に出向いていったということ、そして、その対応

が求められたということは、実は、その後のインフルエンザ予防への強いメッセージとして、私どもに伝えられたというふうに思っています。

5月18日に議会全員協議会におきまして、藤本部長より教育委員会の取り組みを説明させていただきましたし、5月25日石川県教育委員会主催のインフルエンザ予防講習会にも教職員が参加しております。

6月20日には実は学校だけじゃない、6月20日に生涯学習センターの町民大学講座として、金沢大学付属病院副院長をお招きして、新型インフルエンザの予防と対策についての講座も開かせていただきました。

こういう経過を経て、実は新学期を迎えるからどうのこうのではなくて、ずっと継続をして新型インフルエンザに対する予防、感染防止、拡大を防ぐための取り組みをしてきたというふうに考えております。

今、内灘町の話もありましたけれども、こういう形で私どもは教育委員会にこうしよう、ああしようということではなくて、今申しましたように、ずっと4月からその対応について継続的に進めておりますので、あえて協議、議題としてあげておりません。

さらに具体的な話をさせていただきますと、県で言われたように校長会で確認をし、万が一、発症したときには、学級閉鎖あるいは学年閉鎖、学校等々の休校状態についてはどうするのかということも当然、話をしておりまして、学校に通知をしているところでございます。

私は、この議員さんのご質問は、教育委員会の危機管理を問うという形でいただきましたけれども、危機管理の一番大切なことは、日ごろからの基本なことの取り組みであるというふうに考えております。

新型インフルエンザの対応につきましても、4月以来の継続しての取り組みをもって行っているところでございますので、あえて8月21日に行いました教育委員会に議題として上るこ

とはございませんでした。21日に町の校長会をもちまして、具体的なことの話詰め、その対応を図っているところでございます。

なお、逐次報告事項として、教育委員会では連絡を取り合っているところでございます。

以上で答弁終わらせていただきます。

○議長【谷口正一君】 前田幸子議員。

○6番【前田幸子君】 4月からのこれまでの取り組みについて継続して取り組みをされてきたというお話を伺って、もちろんそうであると私も思っております。

ただ、やはり子どもたちを守るという、もっと切実な気持ちですね。教育委員会という、その中で、当然、現実には国の方から厚生省の方でやはり本格的な流行が始まったって、非常にまた再発しているわけですから、大きく報道されていたそのことは、例えば教育長のごあいさつの中であるとか、何かの中で一言触れられていくような、あるいは議題になってもですけれども、あるいは委員の中から、それはどうなんやって、津幡ではどうなんやろうとか、そういうような形で、もっと話し合われてもいいことではなかったのかと。そのあたり私は、結局今の話であれば、またそのインフルエンザについては、全く触れていなかったという、そういうことであると、今伺いましたけれども、教育委員会、教育委員の危機管理意識というか、総務がするからとか、県にこれまで一度マニュアルは学校に送ったからとか、そういうことではなくて、やはりもっと具体的に考えるということが私は大事じゃないかとのことです。

ちょっとのんびりしてるんじゃないか、甘過ぎるんじゃないかという感じを受けたものですから、このような質問をさせていただきましたが、結局、きょうも新しい教育委員の任命がありました。教育委員会で十分検討されたということ、私は信じて、きょうも賛同いたしましたけれども、教育委員の選任につきましては、従来の慣行にとらわれずに地域住民の代表として、教育

行政に深い関心と熱意を有する人材の登用に努める必要がある。広く適材を求め、委員の公募とか、住民の推薦のほか、選考の過程を地域住民に公開する。そういうことなどを取り入れている自治体もあるということも聞いております。

平成19年3月10日の中央教育審議会答申によれば、教育委員長は教育委員会を代表するもので役割は重い。現在のような持ち回りは慎んで、最も適切な人が選任されることが求められております。私は、今回の小さなことかもしれないと思われるかもしれませんが、そういう意識的なことから、教育委員会のあり方、月1回の会議の意味、質問もなく真剣な討議というものも余り感じられず、形式的な承認機関にすぎないならば、教育委員会の存在そのものが問われていくのではないかと、そういうような思いでおります。

それでは、3点目にまいります。

ホームページの工夫と情報公開度アップを図れということで質問いたします。

一年前の9月議会でもホームページの充実を図れということで質問いたしました。町長は、ほかの自治体と比べ決して低いものではないとして、しかし、もう少し不足していることがあれば職員とともにやっていきたいと答弁されていました。

そこで提案いたします。一例として、町長交際費について、件数、金額だけでなく、支出内容、支出目的もきちんと公開すべきではないかということです。町民の税金、つまり、公金を町のために使うわけですから、1円たりともあまい支出があってはならないという北海道のニセコ町長の考え方、情報はすべて市民のもの、情報開示は当たり前という考え方、これが基本ではないかと思えます。

同様な考え方の質の高いホームページがあることを教えてもらいました。東京都狛江市です。狛江市のホームページです。議員の政務調査費に至るまでありとあらゆる情報が驚くばかりに

すっきりと整理され、情報提供されています。

群馬県みどり市も情報開示が進んだ自治体です。4月30日の市長交際費支出には、行政運営費として、津幡訪問時の手土産代がきちんと計上されておりました。

お隣の内灘町もかなり進んでいます。町長、議長、教育長、農業委員会、消防団の交際費の支出内容や町長の週間スケジュール、金沢市では議会常任委員会の行政視察概要までも開示されています。

また、ホームページ工夫という点から、トップページを見ますと、津幡町のホームページですけれども、シンボルであるシグナスは背景写真としては出ていますが、シグナスの情報、それから情報の拠点である図書館がトップにあらわれていないということは、実にもったいないことであると思います。横180ピクセルもある広告バナーは、ほかの市町村と比較してみますと、サイズ、位置、価格など、いま一度検討する必要があるのではないかとも思われます。議会議事録の公開や、町への意見の回答等については、もっと迅速に公開してほしい。先日の防災訓練の情報も一般町民にももっと知らせてほしい、そういうような多くの町民からの声も聞いております。

他の自治体のすぐれた点は大いに参考にして、また、各課で知恵をしぼり、住民サービスという目線に立って、徹底して情報公開し、町民と情報を共有していくことが信頼し合える町を築いていくことになると思います。

以上の点について、町長の見解を伺います。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 前田議員のホームページの工夫と情報公開度のアップを図れとのご質問のお答えをいたします前に、何点かちょっと質問をさせていただきます。

まず、バナー広告のサイズ、位置、価格などをいま一度検討する必要があるのではないかと問われる質問でございますが、その趣旨が分か

りませんので、何のために、何をどのように検討すべきなのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長【谷口正一君】 前田議員。

○6番【前田幸子君】 はい。私は、いろんな町の自治体の広告バナーを調べてみました。そうしますと、非常に各自治体によって工夫されているわけです。もうちょっと小さいサイズでも津幡町と同じような5,000円であるとか、あるいは、その場所によってちょっと値段が高くしてあるとか、低くしてあるとか。非常に知らせるべきは町の情報です。その情報にバナーをプラスするという形なので、一番知らせたいことは、町の情報であるという、そういう点から見てもうちょっとこら辺工夫してはどうかと、そういうような意見です。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 今この津幡町、内灘町のバナーにつきまして、いろいろ見ております。そういう中で、私どもとすれば、もう一度きちっとした対応をしていくというふうに思いますが、私も決して津幡町もほかの町と比べてどうだこうだということはないというようなことを思っております。

それでは、順を追ってお答えをいたします。

町民や企業に対し、素早く正確に情報を提供するための媒体であるホームページは、町民の皆さま方に広く理解され、利用されるような内容の充実を進めております。また、ホームページに求められる情報は多岐にわたり、ホームページを利用した情報発信力は、ますます重要性を増していると認識をいたしております。

町のシンボルでもあるシグナスの情報、図書館の蔵書検索などPRがされていないとのご指摘につきましては、シグナスで開催される公演や催し物など関心の高い情報や、図書館の蔵書検索や図書予約など利用頻度が高いと想定されるページにつきましては、トップページから容易にアクセスが可能となるトップページの情報

の変更も含め、利便性の向上を検討しているところでございます。

次に、バナー広告の導入にあたって、先進自治体の事例を参考に、閲覧者に適切な閲覧環境を提供されるよう配置し、サイズや位置などを決定しております。

県内でバナー広告を掲載をしている12自治体の比較をしてみますと、本町のバナーサイズは2番目の大きさで、同様のサイズを掲載している自治体は、ほかに2団体あります。また、バナー位置につきましては、本町同様トップページ右側に配置している自治体は、ほかに7団体もあります。さらに、本町と同様の1か月当たりの広告掲載料は1枠5,000円と設定している自治体は、ほかに7団体あり、トップページに掲載しているバナーのサイズや位置、価格とも標準的であると私は考えております。

次に、町へのご意見についての回答をもっと迅速に公開すべきとのご指摘にお答えをいたします。

現在、町内2か所設置してあるご意見箱から回収は毎月1回行っており、この回答の掲載につきましては、半年ごとに役場とシグナスに掲示するとともに、ホームページ上でも掲載をしてあり、また即行政サービスの向上につながるものは公開よりも早く、直ちに実行しております。回収から回答までのサイクルについてもすでに検討中であり、処理できたものから順次、掲載するなどの方法を取り入れたいと思っております。

今後は、ほかの自治体のホームページも参考にしながら、町民の皆さまが必要とされる情報について、その内容や公開方法等について検討をし、積極的な情報の公開とあわせて、ホームページの内容の充実を努めてまいりたいと思っております。

なお、議会議事録を迅速に公開すべきなどと議会に関するご指摘につきましては、議会の案件であります。お答えする立場にございません

ので、答弁は控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 前田議員。

○6番【前田幸子君】 それでは、先日の防災訓練の情報とか、そういうものはもっと町民に知らせるといふ、そのことについては、きっとご同意されるかなというふうには思っております。

ホームページというものは、やはり今ハード的なものではすけれども、結局、もともになるものは人であると思います。職員の考え方、職員の力量、いろんなことも影響しますけれども、その職員たちを動かすというものは、トップの考え方であると思います。それから、その哲学、理念である、私は思います。そういう意味も含めまして、リーダーシップをこれからも発揮していただきますようお願いいたしますとともに、今回の衆議院選挙で歴史的な政権交代がありました。

(議席から発言有)

町長は、どのようなスタンスで町制運営を行っていかれるのか、通告にはありませんけれども、もし最後にお聞かせくだされば、いただければ願いますが、よろしく申し上げます。

○議長【谷口正一君】 通告にないからだめです。

それでは、ここで暫時休憩いたし、

○総務部長【坂本 守君】 議長。発言をお願いします。よろしいでしょうか。

○議長【谷口正一君】 坂本総務部長。

○総務部長【坂本 守君】 反問権ではございませんが、先ほど前田議員が、ポトピア計画について、なぜ町は隠すのかというご発言がございました。

みどり市の職員にどういうふうにかかれたかは知りませんが、私どもとしては隠したことは一切ありませんし、隠す必要もございません。何をどういうふうにかしているのかということがないと、そのまま「隠す」という言葉だけ議

事録に載せてもらっては、町としては隠してもいないものを隠すと言われるのは、大変心外でございます。こういうような質問については、しっかりと、どこをどのようにということをはっきり申し込みたいと思います。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 前田議員。

○6番【前田幸子君】 今、総務部長がそういう発言をなさいましたので、そのことについて、私は総務部長の方からご説明いただければもっといいのになと思っておりましたが、私の得た情報によりますと、取得する土地の坪数の問題が変更になった。つまり、当初の計画どおりその土地を取得することができなかつたと、そういう意味も含めての計画変更。

それから土地の問題ですけれども、非常に起伏の多い開発していくのにもいろいろ問題もあるとか、いろいろな理由を私は伺いましたけれども、総務部長はどのようにお聞きになっているのか、そのあたり表敬訪問、表敬訪問でお済ませになるのですから、どのようにお答えくださるのか分かりませんが、やはりそういうことも今変更してる、だから遅れている。それが本当かどうか分かりませんが、そのような業者の状況を、総務部長はそこで立ち会っていたわけですから、そのあたりを私のこのことと同じかどうかということで、よろしく願いします。

○議長【谷口正一君】 坂本総務部長。

○総務部長【坂本 守君】 何回も申しますが、4月30日そんな話はございませんでした。

みどり市に確認というか、電話か何かでされたんだと思いますが、その言葉だけで、先ほどもちょっとお話があったように、こちらにその確認もされないで、それを隠していると、そういうような表現をされるのは甚だ遺憾でございます。

もっと細かい話になりますと、直接町が事業者ではございません。細かいところにつきまし

ては、何しろ開発行爲の申請が出てこないと、はっきり言って分かりません。事前に大きな変更があれば、当然のことながら報告があって、これは町長も議会全員協議会でお話しているように、当然変われば議会の皆さまに真っ先に報告をして、町民の皆さまにも当然報告をいたします。

なお、計画というものは、大なり小なりは普通であれば、こういう開発には変更はつきものです。ただし、その変更が大きな変更かどうか、小さい変更まで報告するということは、私は考えておりませんが、何しろ町の事業ではございませんので、それぞれみどり市、もしくはみどり市の委託されている会社から、大きな変更があれば、当然のことながら議会の皆さまには、真っ先に報告する予定をしておりますので、4月30日のみどり市、市長を初め職員の訪問時にそういう細かい話、それから大きな変更の話は、何回も言いますが、一切ございませんでした。

これは私がそういうことを隠したり、嘘をつく必要は、先ほども何回も言っているように開発行爲者でも何でもありませんので、全く必要がありませんので、そのことだけはっきりと申しておきたいと思います。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 ここで暫時休憩いたしまして、午後1時から一般質問を再開いたします。

〔休憩〕 午後0時12分

〔再開〕 午後1時00分

○議長【谷口正一君】 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

早川教育長。

○教育長【早川尚之君】 発言の機会をいただきました。

先ほど前田議員の方で、教育委員会議の件を出されながら、津幡町の教育委員会は危機意識が薄いんじゃないかというようなご発言があったというふうに、私理解いたしました。

このインフルエンザ対応について、ずっと4月からさかのぼり、その学校、保育園、幼稚園、私らは幼稚園ですけれども、子どもたちの命を預かっているところとしては、危機に対して対応するため、つまり素早い、タイムリーな対応が求められるというふうに考えている中で、先ほどお話しさせていただいたように、教育委員会にどうしようということではなくて、報告あるいは事前に連絡を取り合っているという説明をさせていただきました。その上で、危機意識に薄いという言葉いただきましたので、私としては、うちの教育委員会、決して危機意識は薄いというふうに思っております。

今回の対応につきましても、県からまだ学級閉鎖等々の基準がない折に、私どもの方で、こういうことでいいのかという、いいのかというのは県が遅いという意味ではなくて、私どもでこういうふうに立てたんだけど、それでどうかという伺いを立てるような話もさせていただいて、進んでいるという観点から、ぜひ危機意識は決して薄いものではないということの発言をさせていただいたかったわけです。

もう1点、教育委員の選任、任命については、また取りようによっては、教育委員会が教育委員を選任、任命するやに聞こえる部分があったように思ったんですが、教育委員の任命につきましては、当然、町長部局の町長さんが議会承認を得るということでありまして、決して教育委員会がそれを選任するものではない、任命するものではないということも、つけ加えさせていただきました。

ありがとうございました。

○議長【谷口正一君】 いいですか。何もないですね。

○6番【前田幸子君】 はい。これで私は十分でございます。

では、これで私の質問を終わります。

○議長【谷口正一君】 17番 谷下紀義議員。

○17番【谷下紀義君】 中山間地の出身の議員として、最近、クマ、イノシシの出没あるいは地区なり個人からの連絡がスムーズといえますか、担当、役場の方へ連絡が少ない。マンネリ化したといえますか、対応自身への不満やら、また、自分らで対抗できる限度というものを考えながら、そういった事態が起きているのではないかということをも踏まえながら、あえて今回は、クマ、イノシシの実態をどのように考えておるか、また、今後ふえていくだろうイノシシ等の農作物被害に対する考え方を問う。

内容としては、今現在、津幡町内にクマが何頭いるんだろうというようなことを、どのように考えておるか。そしてまた、対応としておりを設置する、啓蒙活動にマイクを走らせるということのみでいいのでしょうか。そういったことを。また、後で聞いたことですが、クマに対する対応には、津幡町には何頭捕まえてもよいとか、そういったような制限があるということをも耳にいたしました。そういったこともあわせて、お聞きしたいと思いますし、イノシシに対しては、農家が個人個人で農作物を守る、個人の被害ですから個人が守るのは当然なんですけれども、集落全体がそういったことで対応せざるを得ないということになると、これまた行政と色々な連携をしながら、これは行政に応援をいただきながらやらなきゃならないという問題をも含んでくるかと思う。

そういった観点から、クマやイノシシに対する対応策の予算を今後ふやしていただきたい。

また、関連するんですが、現在は、啓蒙とおりの設置と、それもそのおりの設置等については特に猟友会のお世話になっているということも踏まえながら、今回の質問をさせていただきます。

まず、先ほど申し上げましたが、クマの個体数の予測の何パーセントを本町で捕ってもよい、あるいはそれ以上は捕られないという制限があるという話ですが、私からすれば、あるいは私

ども山間地に住む者とすれば、百害あっても一利のないクマやイノシシに対しては、撲滅運動を展開すべきであろう。何頭捕ってもいいというそういう問題ではなしに、強力に撲滅の運動を今や山間地の農村は起こすべきではないかという考え方があるんですけども、こういった思いに対して、役場は鳥獣保護会とかいろんな社会運動団体との板挟みになりながら苦慮していることもさることながら、やはり、住民が自分で作った農作物を守るために、この対応というのは今後、大変関心のある問題となると思われるので、そういったことも含めて、通告してありますので、担当課の答弁をお願いしたいと思います。

次に、そういった対策のことでございますけども、私どもは、去年初めて私の集落にイノシシの被害が出ました。

猟友会との対策会議や、町では、猟友会とか先般課長さんにお聞きしたら河北郡内でそういった野獣対策会議を持ちましたと、予算的にこれ相当額、いくらかの予算も打っておりますという話を聞いたわけですけども、私らからすれば、会議も大切ですけども、実際にどのように対応していただけるか、町側がどういう部門で被害対策に真剣に取り組んでもらえるかということが非常に気になるところでもあります。その辺のお考え等もあれば聞かせていただきたい。

くどういようですが、農作物の被害は、共済組合がそれなりに対応してくれます。これは稲作ですけども、サツマイモとかその他のものについては、一切ありません。そういったことを考えると撲滅に対する取り組みを基本にしたものでないと、何の意味もないんじゃないか。本当の効果は、あらわれないんじゃないかということ懸念する次第でもあります。

特に、クマについては、作物によることながら、作物以外ですね、人間の生命に対する危害があるわけでありまして。個体の保護をなどのんきなことを言って、命を脅かしたということ

では、大変な事態であります。

個体の保護を大事にしたあまりに、何か事があった場合の責任というものは、個人だけで済まされないんじゃないか。気をつけていなかったからということだけで済まないようなことがあるんじゃないか。そのクマ、イノシシの保護法が優先されている。それは、今後は時代にあった、実際に、そういった目に遭っている方々の意見というものを取り入れながら、今後の対策を考えていただきたい。

また、特に猟友会の皆さんと時々話をする機会があるんですけども、ほとんどがおりの見回りにしろ、設置にしろ、無報酬に近い形で行われております。私どもからすれば、ありがたく、頭の下がる思いをするわけなんですけれども、こういった問題にも、ぜひ、真剣に取り組んでいただきたい。

最後に、この一般質問の通告以後に分かった問題を1、2点お話しして、これは先ほどの問題については、農林課長に返答をお願いしてあるわけです。できれば町長さんにも、今までしゃべったことも含めながら、お答えを願いたい。と申しますのは、私どもは農作物を守るために、時折ウサギを使ったような形でのわなを仕掛けます。しかし、いろいろと聞いている限りにおいては、そういった行為は、狩猟法違反であるということが最近分かりました。それでは、集落で協議をした結果、何人かの人に免許を取ってもらおうということになりました。

そして、先般その書類の申請を、農林課の方から申請書類をいただきました。これまた驚いたわけなんですけども、狩猟法ということでわなの免許を取るということになれば、猟友会が負わされておる一つの法律があるわけですけども、そういうことを分かりながらも免許を取ろうとすると、大体個人負担が4万円から、いろんなことを考えると、4、5万円の経費がかかるということが分かりました。継続していくということになると、3年で免許更新とか、いろん

なことがあるらしいし、猟友免許ということになれば、猟友会に加入する、せんという、複雑な問題も絡んでくるわけなんですけれども、私からすれば、農家が自分らの作物、農地を守るためにのみわなを仕掛けて、わなで何とか対応したいということでもなれば、何とかそういう狩猟法の改正云々というまでも申し上げにくいんですけども、農家が農作物を守るためにのみ仕掛けるわなについて、もっと簡単に許可が得られないか。得られることを考えていただけないかということ、議会場を通じて、執行部に、あるいは担当部をお願いをして、一般質問とします。

○議長【谷口正一君】 杉本産業建設部長。

○産業建設部長【杉本 満君】 谷下議員のご質問にお答えいたします。

最初に、クマ、イノシシの実態についてのご質問ですが、ツキノワグマは国際的に貴重な野生動物で日本国内でも西日本を中心として減少し、一部地域では絶滅していますが、福井県以東の東日本では逆に分布域、生息数ともに拡大しています。

県内では、平成16年秋に人里へ大量出没し、人身被害防止のため166頭が、津幡町でもうち4頭が捕獲されました。

対策としては、おりによる捕獲が有効な手段であると考えております。

一方、ニホンイノシシは、繁殖、嗅覚にすぐれた神経質な動物で、近年、数は増加傾向にあり、農林業被害を及ぼすことが問題となっております。

被害対策としては、爆竹音を鳴らしたり、石油臭を利用するなどの方法はあるものの、イノシシは高度な学習能力を持つため、いずれも継続的な効果は期待できません。被害を防ぐには、電気柵や強固な鉄柵の設置、おりによる捕獲が有効な手段であると考えられます。

次に、イノシシ対策についてのご質問ですが、県内のイノシシ被害は、平成11年の旧山中町で

の水稲被害が最初で、津幡町では平成20年8月の倶利伽羅地区の3集落でのサツマイモの食害と稲の踏み倒し被害の報告が最初ですが、すでに穴水町や旧能登島町まで目撃情報があったそうであります。

本年5月に、かほく市、内灘町とともに河北郡市有害鳥獣対策協議会を発足し、対策として鳥獣害防止総合対策事業にて、鳥獣の捕獲、おりの購入、わな免許の取得に係る費用の一部助成を郡市共同して行い、防止対策にあたりたいと存じます。

次に、町内中山間地域のクマ頭数についてのご質問ですが、県内では平成7年から9年の残雪期の直接観察の推定調査の結果を受けまして、平均生息密度と生息域の天然林面積をもとに県内での生息数を560頭と推定していましたが、平成14年から15年の同様の調査で、700頭と推定しております。

ご質問の町内中山間地域での頭数は、クマは町域を越えて生息していると思われるため、あくまでも猟友会の推定ではありますが、5頭以上が生息しているものと考えております。

次に、出没地におりを設置するだけでよいかのご質問ですが、人的被害の発生も予想されるため、おり設置だけでよいとは思いませんが、最初に説明したとおり、国際的にも貴重な野生動物であるとの側面もあり、保護を求める声も一方にあります。

今後は、人的被害の防止を図る観点からも、集落周辺に生ごみを投棄しないことを呼びかけるごみ対策、秋も終わりの柿などの果実の取り残しを防ぐ対策、やぶの刈り払いをすすめる緩衝帯の設置など、クマが集落に近づくのを防ぐ活動を関係集落のご理解とご協力を得ながら、進める必要があります。

次に、クマの捕獲に制限があると聞かざるご質問についてですが、ワシントン条約の附属書Iに掲載される絶滅する危険性がある国際的にも希少な野生動物であり、個体数調整

による捕獲だからでございます。

次に、今イノシシは農家個人個人の被害だが、今後は集落全体となると思われるが、国、県、町は、どのように対応を考えているのかのご質問についてですが、国は、鳥獣被害防止特別措置法を平成19年度に制定し、平成20年度から鳥獣被害防止総合対策事業を行っております。

さきに述べましたとおり、本年5月にかほく市、内灘町とともに協議会を発足し、河北郡市として被害防止計画を作成し、対策を講じていくこととしております。

次に、クマ、イノシシ対策費を増額せよのご質問についてですが、猟友会への鳥獣捕獲業務委託費の増額とイノシシ捕獲者への捕獲奨励金の新設を9月議会の補正予算案として計上させていただきましたので、ご審議いただきたいと思っております。

次に、集落でイノシシ対策費を猟友会に出したいが法的にはどうかのご質問についてですが、現在の制度では、集落からのイノシシ捕獲申請は原則できないこととなっておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長【谷口正一君】 谷下議員。

○17番【谷下紀義君】 先ほども申し上げましたが、役場側としてはいろいろな制約面もあって、我々の期待どおりに動けないジレンマ等もいろいろと聞いておりますし、そういうことについては理解はしておるつもりですけども、実は私、先般大阪府の森林組合、京都との県境、茨木との県境にある組合の周辺を視察してまいりました。あそこは、イノシシでなく、シカなんですけれども、集落から見える周囲の田んぼは、すべて覆いがしてありました。笑い話ですけどもイノシシから見れば、人間がおりの中に入っているんじゃないかと思われるくらい、非常にそういった動物の被害に村全体が苦慮している姿を目の前にしてまいりました。

去年の議会でも、少々申し上げましたが、去

年視察してまいりました魚津市の松倉地区については、25年ほど前からそういった対策を、対策といいますか被害に遭っているけれども、その当時はまだ、真剣に考えてくれる人がいなかった。いまではもう手もつけられない。あきらめもいいところです。ヤギも養ってみました。牛も放牧してみました。いろんなことをやっても効果がないという話も聞きました。

ぜひそういったことに、この津幡町の中山間地が一日でも遅く、そういったことにならないように対策を十分考えていただきたいし、そういったことに目配りをするのも、行政の仕事ではなかろうかという気がいたしますので、今後真剣に考えていただきたい。

そういうことをお願いをして、私の一般質問とします。

どうもありがとうございました。

○議長【谷口正一君】 5番 塩谷道子議員。

○5番【塩谷道子君】 日本共産党の塩谷です。

8月30日に選挙が行われました衆議院議員選挙では、国民の願いが見事にあらわれたと思います。国民の多くは、痛みがあるとは聞いていましたけれども、こんなに大きな痛みを押しつけられていたとは思っていなかったと思います。そういうふうに痛みを押しつけられてきた私たちの暮らしをよくしてほしい。お金をばらまくのではなく、社会保障制度としてしっかり立て直してほしい。正規雇用を進めてほしいという切なる願いがあらわれました。

これらのことはヨーロッパの多くの国では、すでに行われていることです。例えば、医療費の無料化、学費無料、老後の保障、雇用保険の充実などです。世界的に不況の嵐が吹き荒れましたが、ワーキングプアが1,000万人以上になり、首都のど真ん中に派遣村ができた国はヨーロッパにはありませんでした。

この問題の根本にあるのは、累進課税という考え方が根づいているのかということ、限られた税金をどんな優先順位で使うのかという問題

だと思えます。特に、限られた税金をどんな優先順位で使うのかということは、津幡町においても同じことです。

そこで、3つの点についてお尋ねします。

一つは、子どもの医療費を無料にし、償還払いではなく、窓口での支払いをなくすることを求めるということです。

今、大きな問題となっているのが少子化の問題です。角井議員もこの問題を取り上げられましたが、この問題を解決するのは、そう簡単なことではないと思えます。事態はかなり深刻になっていますので、国のあり方そのものにかかわっていると思えます。私は、この問題を解決するには、4つの政策が必要だと思っています。

1つ目は、労働の問題です。正社員として雇用され、簡単に首が切られない、安心して子育てができる、そういう賃金を得ること。せっかく就職しても、この雇用状態でいつ首が切られるか分からないということでは、安心して子育てができないのは明らかなことです。また、労働時間がきちんと守られ、家庭生活や地域活動をする時間が守られるということが必要です。

そして2つ目は、保育園の問題だと思えます。必要なだけの保育園があり、保育料が安くて、安心して働くことができる。お母さんたちも働くことができるという問題です。

そして3つ目が、医療費の問題です。給付費が大変多くかかります乳幼児とか児童の通院、あるいは入院が安心してできるということが大切だと思えます。

そして4つ目が、学費の問題です。学費をなくして、だれもが学びたいという思いがかなえられるということが大変大事だと思えます。今は年収によって、成績もまた進学も格差があるという状態です。

これらの問題が関連して解決していかないと、なかなか少子化という問題はなくなると、解決できないと思えますが、そしてまた、これらの問題は国の政策に求めるべきことが大変多

くありますが、いつまでも、だからといって待っているわけにはまいりません。町として、できることから取り組むことが必要だと思えます。

今回はぜひ、子どもの医療費の無料化を求めます。現行の入院は中学校卒業まで、通院は小学校卒業までという範囲で考えています。

お母さん方と話をしていきますと、窓口での医療費の支払いがなくなればどんなにいいか。今の償還払いでは、役場まで出向くことが負担になることもあるという方が大変多いです。1か月の子どもの医療費の合計が1,000円を超えた分について、申請があれば後から返すという仕組みですから、窓口での医療費無料化を実施するためには、子どもの医療そのものを無料にすることが必要です。

平成20年度の資料によりますと、給付総額が3,525万6,810円です。この額に1月当たり1,000円を上乗せすることになりますから、1,236万8,000円を加えた額、つまり4,762万4,810円が、子どもの医療費の無料化にかかる費用ということになります。

大変大きな額のように思えるかもしれませんが、平成20年度予算の中で加茂遺跡広場整備事業費として5,000万円が計上されています。

私もほぼでき上がった広場を見てきましたが、優先順位は、やはり子どもの医療費無料化にあるのではないかと感じた次第です。

地方自治法第1条の2に「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として」というふうに書かれています。その趣旨からも、窓口無料化が実施できる唯一の方法、子どもの医療費の無料化を進めてもらうよう強く求めるものですが、いかがでしょうか。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 塩谷議員の子ども医療費を無料にし、償還払いではなく、窓口での支払いをなくすることを求めるとのご質問にお答えをいたします。

子ども医療費を現物給付した場合には、受診

者は医療機関へ一部負担金の支払いおよび町への請求手続きや町から振り込まれるまでの間のお金の工面などが軽減されるわけですが、現物給付の場合、医療機関が医療費の請求を町にすることになり、町から医療費が振り込まれるまで負担を背負うことや、それに係る事務量の増大が見込まれます。

また、町は、医療機関への事務手数料などの費用がふえるという課題もございます。町としては、今のところ、子どもの医療費の助成方法は償還払いとし、助成対象の拡大を図った方がよいと考えており、平成19年度からは小学校修了前の入院まで、平成20年度からは中学校修了前の入院までと町独自に支給対象を拡大したところであります。

子どもの医療費の無料化については、これ以上、町単独費としての持ち出しは困難であり、今後、国、県の制度改正などとあわせて、検討課題としたいと、このように思っております。

なお、少しでも制度利用者の方の手続きに係る負担を減らすことができるよう、申請書の見直しなどを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○5番【塩谷道子君】 やっぱりお母さん方の本当の願いを言うと、本当に窓口で無料ということが一番望まれているんです。

子どもたちを本当に健康に育てたいと願うなら、それは結局は予算をどう振り分けていくかという問題になると思いますので、国や県ができたなら本当にできるというのは、すごくよく分かりますし、ぜひ国とか県にもそういう願いをあげていただきたいと思いますのですが、そうでなくても、やっぱり福祉でまちおこしという観点から考えたら、どう振り分けるかっていうことですので、ぜひまた予算の時期には、考えていただきたいなと思っております。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 いま塩谷議員の申されたことを肝に銘じまして、国、県ならびに私どもでいろいろまたこの要望にこたえるように努力をしてまいりたい、このように思います。

○議長【谷口正一君】 塩谷議員。

○5番【塩谷道子君】 大変ありがたい答弁でした。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。では、2つ目の質問にまいります。

2つ目は、福祉タクシーについて、2つの点について要望いたします。

1つ目は、福祉タクシー利用に関して設けられている条件がありますが、それを緩和できないかという問題です。現在は、障害手帳2級以上、療育手帳Aの方となっています。

平成20年度の資料に基づいてお話しさせていただきますと、福祉タクシー利用の条件に合う人の中でどれだけの方が利用しているかということ、2割弱の人しか利用していないということです。また、利用券は申請しても使っていない方もいらっしゃるので、平成20年度の執行額は63万円というわずかな額にとどまっています。

一方、福祉タクシー利用の条件に合っていない方の中で、福祉タクシーを必要としている方がいらっしゃいます。

私がお話を聞きました80歳近くの方の実情をお聞きください。Aさんは、お連れ合いと2人暮らしです。もちろん車はありません。頰椎の損傷からくる歩行困難を持っています。しかし、歩けないというわけではないので、今、障害者手帳はありません。物につかまって、ゆっくり立ち上がって、手すりにつかまって、伝え歩きをするという具合です。

前は、お連れ合いの方に食材を買ってきていただいて、自分で作っていらっしゃったのですが、今ではずっと立っていることが大変困難なことがあるので、今お弁当を届けてもらっているというような生活状況です。

要介護認定も受けられたんですが、要支援と

いうことで、ご本人の言われるように何の役にも立ちません。

以前は、近くの病院でリハビリを受けていて、そのおかげで調子もだんだんよくなり、いいときには自転車に乗ることもできるようになったのですが、その病院に行けなくなったので、別の病院に行くようになりました。するとだんだん行く回数が減ってきて、すると今度は足のひどさががてきめに悪くなり、ますます病院へ行きづらくなりました。タクシーを呼んで行くこともあるのですが、出かけることがだんだんおっくうになるそうです。

病院の帰りにマッサージをしてもらいに行くと、足が楽になるので行くことがあるそうです。帰りにタクシーを呼んでもらおうとすると、その家族の方が送って行ってあげるよと言われます。あるいは、病院の看護婦さんも迎えに言ってあげることもできるよと親切に声をかけてくださるんですけども、今まで自分の力で一生懸命生きてこられたそのお年寄りにとっては、人に迷惑をかけると思うと、その親切がかえって重荷になるんですね。そうすると、また出かける回数が減ります。太かったふくらはぎが、すっかり細くなったと、さすりながら話してくださいました。足のしびれは一日中あり、特に夜はひどさが増して、睡眠薬なしには眠れないということです。病院に通うとよくなるということは分かっていますが、行きにくいAさんのような方は、まだいっしょだと思います。

このような方に福祉タクシーのチケットが配布されるようになれば、人に気兼ねなく福祉タクシーを利用して、出かけられるようになると思います。このままでは、病状は悪化していくのが目に見えています。病状が悪化しないように、自分の持てる力を生かすというのは、予防医学や予防介護の理念だと思います。

そこで提案いたしますが、福祉タクシー利用に関して設けられている条件を緩和して、実際に歩行困難な方には福祉タクシーの券を申請し

てもらおうようにできないでしょうか。こういう問題では必ず不正が出てくるのではないかという意見が出ますが、担当の職員が申請者に面談をすれば、必要かどうかは分かりますし、実際に使う段階ではタクシーの運転手に協力してもらえれば問題はないと思います。

2点目ですが、福祉タクシー券をそれぞれ値上げしていただけないかということです。

私の知っている別の方ですが、やっと福祉タクシー券が利用できるようになったと喜んでいらっしゃる方がおいでます。でも結局は、その障害が重くなったので、実際には悲しむべきことだと思うんですが、それでやっと福祉タクシー券が使えるようになったということです。

チケットが手に入る前は、タクシーで買い物に行けたらうれしいのだがと言ってらっしゃったんですが、実際に手に入るようになりますと、お連れ合いさんが特別養護老人ホームに入られましたので、5回ほどそこへ訪ねていくと、もうなくなるそうです。

ぜひ、1点目の利用できる人の拡大と2点目の福祉タクシー券の増額を要望いたしますが、いかがでしょうか。

○議長【谷口正一君】 焼田町民福祉部長。

○町民福祉部長【焼田新一君】 塩谷議員の福祉タクシー利用に関して設けられている条件の緩和と福祉タクシー券を値上げしていただきたいのご質問にお答えをいたします。

今年度、石川県内においては、19市町中14市町が身体障害者等福祉タクシー事業を実施いたしております。

対象としている障害の程度や助成方法は、各自治体の実情によりさまざま、所得制限や自動車運転できる者は対象外とするなど、何らかの交付要件を設けている市町もございます。

本町においても、在宅で生活する身体障害者1、2級ならびに療育手帳Aを所持する重度障害のある方たちを対象に、本人が病院その他療養施設などへ通院する場合に対して、居住する

地域に応じて年間6,000円から1万円の助成を行っております。年間約120人あまりの方が申請されております。

また、高齢者につきましては、外出支援事業として公共交通機関の利用が困難である方に対し、町民税非課税世帯ということを経験に、タクシーの初乗り運賃を助成するなど、障害のある方および高齢で歩行が困難である方に対し、住み慣れた地域で生活を送ることができるよう支援を行っております。

今後も、効果的な事業を展開していくことができるよう、必要に応じて現行事業の見直しを行い、限られた財源を有効に活用するため、他の市町が行っている事業内容も参考にして、対象者の拡大や助成額の増加ができないかを検討し、真に支援を必要とする方々の福祉向上を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

以上であります。

○議長【谷口正一君】 塩谷議員。

○5番【塩谷道子君】 一つは、今2級までということになっていると思いますが、それをぜひ、4級までに拡大していただけないか。それも本当に足が悪くて、歩くのが困難ということに限られますので、人数的には本当に限られると思うんです。それだったら大丈夫じゃないかなと思います。

それともう一つは、やはり利用者を拡大するのが無理だったら、また別に高齢者福祉タクシーみたいな感じで、障害者手帳を持っていなくても、必要な方にはこの制度でどうぞと言えるようになればいいなと思っています。

資料をいただきましたら、障害者認定を4級にまで拡大しても、増額は30万円程度、現行の給付を2,000円ずつアップしても21万円程度の増額にしかないということもお聞きしましたので、ぜひ使える範囲を広げていただくようにということを再度お願いいたします。

いかがでしょうか。

○議長【谷口正一君】 焼田町民福祉部長。

○町民福祉部長【焼田新一君】 障害者範囲の拡大等につきましても検討をさせていただきたいというふうに思っていますし、また、先ほど言いましたように、高齢者については外出支援という事業も行っています。その中で、タクシーの初乗り運賃等も助成しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○5番【塩谷道子君】 ぜひ、前向きに検討をお願いしたいのと同時に、初乗り運賃だけだと、多分その距離によってはかなり負担が必要な方もいらっしゃると思いますので、その点でもまたよろしくをお願いしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

3つ目は、(仮称)ボートピア津幡の設置計画を撤回すべきという問題です。

津幡町は、地の利もあり、人口がふえてきました。でも、館報つばたによりますと、ちょっとことしに入ってというか4月、5月がちょっと減少しているように読ませていただきました。

先日、能登地区の方に会いましたが、その方が「人口がふえるなんて、何とすばらしいですね。これもっと住みやすくなる方策が考えられれば、もっともっとふえますね」と言われました。そのとおりだと思います。

私は、それを福祉のまちづくりに求めたいと思っています。さきに言いました子どもの医療費無料化、福祉タクシーの利用者の拡大もその一環と考えています。介護施設の面でも十分とは思いますが、津幡町はそれでも多い方だと思います。保育所の数の面でも充実しています。

福祉の面ですぐれているとなれば、地の利のいい津幡町には人が集まってきます。しかし、まだまだ福祉をよくして住みやすくするには、課題があります。

福祉のまちづくりでまちおこしを考えたときに、どうしても認められないのがギャンブル場です。町の中には、実際ギャンブルで泣かされ

た人、今でもギャンブルのために借金に苦しんでいる人がいます。この人たちは、やっぱり今でも「ボートピアが来ると思うとぞっとする。何とかならんかいね」と言われます。福祉の町とギャンブルの町というのは、どうしても両立しません。

そして、もう一つ問題なのは、この問題について町民に向かってしっかり説明する責任を果たしていないということです。本当に町民の理解を得て設置しようとするなら、幾つかの疑問が出ていることについて、例えば、地元住民の議決が本当にきちんとなされていないのではないか、議会の議決に至る前にもっと説明があるべきではないのかなど、きちんと答えるという誠意が必要だと思います。町民への説明会も開くべきです。それもしないで数の論理だけでここまで来ているのは、まちづくりという観点から見て大いに問題があります。

もう一つ、つけ加えて言わせていただきますと、犯罪はきちんと防止するというのを、今までにお約束しておられますが、本当に大丈夫なんでしょうか。犯罪防止というからには、単にボートピア津幡の敷地内で、あるいはその近くで犯罪がないというだけでなく、ギャンブルに負けた腹いせで起こされるような犯罪、あるいは町に来た人たちによる犯罪などについても責任を持たなければならないと思います。子どもさんを持つお母さん方は、こういう犯罪に対して強いおそれを抱いておられます。こういうことにまで本当に責任が持てるのかどうか。それもあわせて、お聞きしたいと思います。

いま一度、町長さんの理性を示していただいで、ボートピア設置計画を白紙撤回していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 塩谷議員の（仮称）ボートピア津幡の設置計画を撤回すべきだと思うがいかがかのご質問にお答えをいたします。

前回、第4回の議会定例会で塩谷議員の質問

や今まで同様のご質問に何度も何度もお答えしたとおり、それぞれの立場、さまざまな角度から検討した結果を、町長として総合的に判断したものであり、白紙撤回をする考え方は、現在はありません。

ボートピア建設計画に反対される町民の皆さんがご懸念されている青少年対策、防犯対策、交通安全対策、さらに環境保全対策等に対し、いずれも万全な対策を講ずる旨を施行者に対して約束することを同意の条件として、施設会社に提示をいたしました。その条件を確約していただき、正式な同意を行っております。そして、みどり市との正式に行政間の協定を締結をしたものであります。

以前にも町長として所見を述べさせていただきましたが、現在の津幡町の状況を見ますと少子高齢化の進行により、福祉、保険医療、介護等の行政需要の増大が見込まれるなど、また今後の増加要因を多く抱えております。

一方、町税収入の伸び悩みや国が進める三位一体改革の影響による歳入減により、財政状況は非常に厳しくなってきたのが現状でございます。本町といたしましても、持続可能な行財政運営を目指しまして、行財政改革の一層の推進を図るなど、可能な限りの財源確保を努めているところでございます。

また、これから新たな財源確保を図っていくことが、最大かつ最優先の課題となっているところであり、加えて将来に向け安定的な行財政運営を行い、町の活力を維持し、発展させていくことが私に課せられた最大の使命であると認識をしており、今回のボートピア計画につきましても、本町の総合力を維持し、高める一助となるものと考えております。

よって、本町から提案をした条件を確約していただける以上、本件に対する同意を撤回する必要はないと、理由はないということでございます。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○5番【塩谷道子君】 これまでの議論の中でも、ほかのところのポートピア関係の実際に入ってくる収入は、かなり減ってきていることが明らかになっていると思います。

最初、賛成なさったときには、そういう事情だったと思いますが、本当に今どんどん状況も変わっているときですし、そういうことに持続可能な経済的なものを求めるのは、やはりいかがかないと思いますし、そういうところでまちづくりを進めるということは、町長さん自身が持ってらっしゃる理念とは大きく離れていると思いますので、ぜひご再考をお願いいたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。

○議長【谷口正一君】 1番 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 1番 中村一子です。

私は、4項目にわたって質問いたします。

まず最初は、消費者被害について質問いたします。

消費者被害といえば、昨年中国製冷凍餃子事件も記憶に新しいところですが、まず最初に申し上げたいことは一つあります。この消費者被害というものは、実際に被害に遭ったことがない人でも、今後いつ被害に遭うか、被害に遭ってもまったく不思議ではないような社会に、私たちは生きていくということです。

さて、石川県内の消費者被害はどのような状況にあるのでしょうか。県消費生活支援センターからの資料によると、2008年度にセンターに寄せられた苦情相談の件数は6,154件で、消費者が契約した金額は分かっているものだけで約38億円、一人当たりだと約135万円になります。さらに、契約金額が不明なもの、あるいは契約に至ってはいない段階で相談した人が苦情相談件数の半数以上を占めていますので、実際の契約金額の推定は難しいけれども、これよりはるかに大きなものとなることは確実です。

では、津幡町はどうか。これもセンターに寄せられた情報ではありますが、津幡町の在住者

からの苦情の相談の件数は、2008年度には182件で、消費者が契約した金額は分かったものだけでその合計は約4,800万円、2007年度の苦情相談件数は250件で、その契約金額は約1億800万円にもなりました。

苦情相談の内容については、県外の業者による被害が多く、家にじっとしていても訪問や電話によって被害を受けています。津幡町で実際にあった被害例では、判断力が乏しい消費者に次々に契約させる訪問販売者によるものが何件もあり、その被害者の中には自己破産を検討せざるを得ないほど支払いに苦しんでいる人もいました。また、高額な工事費を住宅リフォーム会社に請求されたというケースもありました。

相談者を年齢層別に見ますと、30代、40代、50代と各20パーセント未満ずつで全体の相談人数の半数以上を占め、60代、70代以上が20パーセント余り、20代が12、3パーセントという構成です。最近では、高齢者からの相談がふえているということですが、年齢にかかわらず被害に遭うのだということが分かります。

国民生活白書によれば、消費者被害に遭ったにもかかわらず、どこにも相談していない人、すなわち泣き寝入りとなってしまった人は、被害者全体の約34パーセントと最も多い。続いて、販売店やそのセールスマンに相談した人が約20パーセント、家族、友人、民生委員などに相談した人が約17パーセント、消費生活センターなどに相談した人は約14パーセントしかいません。

特に、悪質な被害で高額な案件に関して一定のものが消費生活センターなどの公的機関に相談される傾向はありますが、消費生活センターなどへの相談割合は、約1割強にとまっています。だれにも相談していない人は、被害額が大きいにもかかわらず、トラブルの原因を自分のせいだと考えて、国民生活センターや消費生活センターの存在を66パーセントの人が知っているにもかかわらず、こうした機関を利用していません。

9月1日、波乱の船出と報道されながらも、消費者庁が発足しました。消費者が安心して消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、国も自治体もようやく動き始めました。

県内では、加賀市が昨年4月から専門相談員を常駐させて福祉保険課で対応した結果、2007年度は104件の相談件数だったのが、2008年度には192件と増加しました。

白山市では、この11月から専門相談員、相談室を設置した消費生活センターを計画中です。市町での取り組みも始まったばかりだといえます。

現在、津幡町の相談窓口は産業経済課であり、昨年度の苦情相談の取り扱い件数は9件です。だれにも相談せずに被害を受け入れるしかない人たちがたくさんいると考えられる中、町としての相談の受け入れ体制はこれからであり、きちんと整えていかなければならないと思います。

消費者被害について、町はどのように対処したらいいと考えますか。また、消費生活センター設置等への町長の考えをお聞きします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 中村議員の消費生活相談に関する対応と取り組みとのご質問でございます。

9月1日に消費者庁が設立をされました。大変私は、重要な庁だというふうに考えております。

近年、消費生活の相談業務の複雑化、高度化が進む中で、消費生活相談の範囲、分量の拡大が見込まれ、こうした環境変化に対応していくため、早急に消費生活相談窓口の抜本的な強化策を講ずる必要があることから、国では消費者行政基本計画を策定をいたしました。この基本計画では、地方消費者行政の集中育成・強化期間と位置づけ、3年間に地方公共団体が取り組む消費生活相談窓口強化等に対し、国が集中的に支援をするものであります。

当町では、この制度を活用し、平成23年度中

の消費者相談室の設置に向け、本年度より相談員等のレベルアップを図るため関係機関主催の研修会への積極的参加、また町民へ消費者相談窓口の周知と一層の啓発を図り、消費生活の安全、安心を進めていくものでございます。

今年度には、国民生活センターとオンラインで結ぶ全国消費生活情報ネットワーク・システムを配備し、より早く情報を取得して消費生活相談に対応してまいりたいと、このように思っております。データによりますと苦情相談182件、4,800万ぐらいというデータがございます。そういう中で、この問題にも私どもはきちっとした対応をしていきたい、このように思っております。

○議長【谷口正一君】 中村議員。

○1番【中村一子君】 2011年度に向けて消費生活センターの設置を考えていらっしゃるということですね。間違いないということですね。私も消費生活センターの設置をぜひ望んでいるものです。

これは先ほど町長がお話しされたように、全国のネットワークで、全国の消費者問題が国民生活センターのパイオネット配備によって、状況が瞬時につかめるという非常に革新的な、これから非常に役に立つシステムであり、ぜひそれをここの年末ぐらいには、こういったシステムが導入されるはずなので、これを利用しながら、できれば専門相談員を設置するという方向に向けて、2011年ということをお願いしたいと思います。

消費生活支援センターの相談方法というのは、聞きましたら電話によるものが全体の約86パーセントを占めていて、来訪によるものが約13パーセントということだそうです。電話によるものが圧倒的に多いんですね。電話で気軽に相談できるということ、町民に周知させるということも大切ではないでしょうか。

一本の電話が被害者を救うということであるわけですし、相談件数がふえて、より多くの被

害者が救済されること望みます。

消費者被害に遭わないためということで、質問させていただきます。

消費者被害に遭わないためには、広報に消費者被害に関するコラムを設けたり、相談に応じたり、被害の新手口の事例を掲載したりして注意を喚起させる、あるいは図書館内に消費生活コーナーをつくって、消費生活に関する月刊誌や書籍を置くなど、すぐにでもできることはあるということをお願いしたいと思います。

そして、本年度の6月議会の一般会計補正予算には、消費者行政活性化事業推進として86万円が計上され、消費者啓発にあてられています。

そこで、今お聞きしたいということで、課長に答弁をよろしくお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 榊田産業経済課長。

○産業経済課長【榊田和男君】 中村議員の消費者被害に遭わないためにのご質問にお答えいたします。

町といたしましては、町民が消費者被害に遭わないようにするには、啓発活動が最も重要と認識しております。

そのために町のホームページでの掲載、広報、ケーブルテレビによる情報の周知、各種イベント等でパンフレットの配布、公民館、図書館でのパンフレットの設置により、一人でも被害に遭わないように、情報の提供に取り組んでいるものでございます。

また、若者の携帯電話などによる被害を未然に防止する目的で、例年、津幡高校、石川高専の文化祭でパネルの展示、パンフレットの配布を行うなどの啓発活動も行っているところでございます。

なお、すでに小規模な出前講座、草の根消費者教育の開催を実施しております。9月24日には、消費者啓発講演会を予定しており、賢い消費者の育成に一層努めてまいります。

また、図書館に消費者生活関係の図書を配備できないかとのご質問でございますが、関係部

局と協議、検討したいと存じます。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村議員。

○1番【中村一子君】 消費者被害のことについては、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして2番目、バス事業について質問いたします。

私は、今年の3月定例会でバス事業に関する質問をいたしました。そのときすでに担当課において、次期のバス運行改正案の検討を進めているという答弁がありました。

あれから半年たちました。再びバス事業について、質問させていただきます。

最初に、バス事業特別会計について町長に質問します。

バス事業での利用料収入は、毎年約200万円ずつ減っていると聞いていますが、それはいつごろからでしょうか。利用料収入や県支出金の歳入は、どのように推移していますか。バス事業特別会計の歳入歳出における、ここ数年間の動向はどのようになっていますか。

お願いします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 中村議員のバス事業特別会計についてのご質問にお答えをいたします。

ご質問にお答えする前に、まず町営バス運行の経緯につきまして、少し簡単に述べさせていただきます。

津幡町の町営バスの始まりは、民間バス会社が赤字路線のため廃止した3路線を引き継ぎまして、県から廃止代替路線バス運行事業補助を受け、平成3年度より運行を開始したものでございます。平成6年度末に高齢者福祉施設ウェルピア倉見の完成により、町民の利用促進を図るため運行路線を増設。平成8年12月には、福祉バスを無料として運行を開始。平成9年度には、民間バス会社が廃止をした河合谷線をスクールバスの使用を含め運行を開始。そのほか今日までで商店街への乗り入れなどを含め、現在

のバス事業となっているものでございます。

民間バス会社の赤字により廃止をした路線を主としたバス運行は、当初より採算が合わないことはご承知のとおりでございます。さらに、福祉バス、スクールバスおよびコミュニティバスを単独運行をするならば、車両保有も含め多額の経費となりますので、それらの事業の相乗効果を図り、経費削減を検討しながら一元化したものが、現在のバス事業となっているものでございます。

さて、バス事業特別会計における収入でございますが、路線バス利用料収入のほか、福祉バス運行、スクールバス運行に対する一般会計負担、赤字補てんに対する県補助金などにより運行しているものでございます。

利用料収入でございますが、平成11年度をピークに、平成12年度より減収になっている現状でございます。これは、自家用車の普及と少子化が原因と考えられることや、先ほど述べましたように、平成12年11月より福祉バスを充実をいたしました。町内12方面への週2回の無料運行を開始することにより、利用料収入に影響を与えたものと考えております。

しかしながら、バス事業は、現在でも中山間地に居住する方々の通勤、通学、お買い物など大切な足として利用されており、福祉バスにおきましても利用者の方々に大変喜ばれているもので、市街地の運行につきましても、今後町民ニーズに沿った改正運行を検討してまいりたいと、このように思っております。

それと、県からの補助金につきましても、廃止代替路線の赤字経費に対する2分の1補助が、平成19年度には補助率の見直しで3分の1となり、減額となっているものでございます。これらの利用料収入の補助金の減収分につきましては、一般財源の補てんを主とするほか、車両更新の際、財源負担の軽減を図るためのバス事業調整基金などでも補てんし、日ごろより経費削減に努めながら、バス事業に取り組んでい

るものでございます。

また、バス事業特別会計の歳入歳出動向につきましては、車両更新年度に限り、車両購入に見合った額の増額はございますが、ここ5年間を見ましても横ばいに推移しているものでございます。

なお、町営バス車両の購入につきましても、県の補助金を活用することはもちろんのこと、バス事業調整基金のほか辺地対策事業債を活用をいたしまして、一般財源を極力使用しないように努力をいたしておりますし、経費をかけないということに心がけております。

また、町営バスと相乗効果を図り、経費節減に努めている福祉バスおよびコミュニティバスの購入につきましても、今年度創設をされました国土交通省所管の地域活力基盤創造交付金を活用をいたしまして、老朽化をした当該バスの更新について、機会を逃さず対応し、一般財源の使用をできるだけ抑えていることもご理解をお願いをしたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村議員。

○1番【中村一子君】 非常に運営が大変だとは思いますが、ただ、限られた予算の中で、どんなふうにご利用をさせていただくか、どうしたらたくさんの方が利用できるか、まずそのことについて今後考えていかなければならないと思うので、そのことについて、今からお話しさせていただきます。

町は、2007年の12月、それからことしの5月と1週間にわたって路線別利用者の数に関する乗降調査を行っています。その結果を見ますと、確かにすべての路線において利用客が減少していますし、1週間の合計で100人以上も利用客が減っている路線もあります。当然、収入も減少するのは当たり前だと思えます。

それで、津幡町の津幡駅循環線について見ますと、1週間の路線別利用者数に関する乗降の調査だけでは一概には言えませんが、1日

3便の津幡駅循環線を利用した1週間の総客数は、2007年12月の調査では151人、2009年5月の調査では126人に減少しています。津幡町の津幡駅循環線というのは、町の中心街、住宅街での交通の要といえると思うんですが、その1便1時間半の走行時間に計算しますと平均6人しかバスを利用していないということになります。

この結果はとても残念です。このことは、バス路線の必要性がなくなってきつつあるということの意味するものでは決してないと思います。使いづらいバスの便が利用者から見放されつつあるのだと私は考えます。もっと町民が利用するような方法を考えるべきではないか。そのためにはどうしたらいいか。町は、2007年の12月に2日間のみ、実際にバスに乗っている乗客にアンケート調査をしています。乗客のみならず、もっと広く町民一般に意見を求めるべきではないでしょうか。特に、高齢者世帯や車を持たない人たちへのアンケート調査が必要だと思います。

例えば、京都府の綾部市では、人口約3万8,000人、津幡町とよく似ております。高齢化率30.4パーセントの市ではありますが、やっぱり民間のバス会社が破綻しまして、市独自のバス「あやバス」というのを運行しております。その際には、全世帯へのアンケート調査を実施しております。あやバスは、その後は紆余曲折して現在に至っておりますけれども、身の丈にあった市民による、市民のための、市民のバス、おらがバスという意識を高めて、さらなる利用促進を図っているところなんです。

今までバスを利用していなかった、あるいは利用したくてもできない人たちの意見も集め、潜在需要を掘り起こすべきだと思います。こんなバスならもっと使えるのに、こんなバスなら乗りたいという視点で考えることです。まだまだ調査が足りないと思います。多角的な調査をするべきだと思います。できることと、できな

いことがある中で、どうすればよりよい、より多くの人たちの足となるかということを考えていただきたい。それから、商店街や大型のスーパー等の施設へも意見と協力を求められないでしょうか。

公共交通会議は2年で委員が交代して、ことは新しい委員を迎えて8月に第1回の会議が開かれましたけど、その委員からも、来年も中山間地から通学する生徒が減少するが、バスがないと大変困るという切実な意見も聞かれています。しかし、バスの運行の改正に関する意見はなかったように見受けられます。ぜひ、バスに乗っていただき、運行に関する意見を聞くことも大切ではないかと思います。

担当課の職員は、運行改正にあたっては、頭をひねっていることだと思いますが、ほかにもたくさんの仕事を抱えているようで、十分に対応できるのか気がかりです。その点についても対応可能な体制づくりを望みます。

産業経済課長に答弁をお願いします。

○議長【谷口正一君】 榊田産業経済課長。

○産業経済課長【榊田和男君】 中村議員のバス運行改正にあたり町民から広く意見を求めよとのご質問にお答えいたします。

津幡町の路線バス運行である自家用有償旅客運送の運営にあたり、平成18年10月の道路運送法の改正では、それまでの許可制から3年に一度の更新登録が必要となる登録制へと変わっております。これに伴い、津幡町では、昨年9月に申請手続きを行い、現状運行での登録を行っているもので、平成23年9月末までの3年間運行が可能となっているものでございます。

新たなバス運行の改正は、こうした更新登録手続きの際に行うことが妥当であると考えておりますが、緊急を要するものや軽微な運行改正などについては、その都度、法に基づき手続きにより行うことが可能となっております。

現在のバス運行にあたり、アンケート調査による利用者のご意見のみならず、庁舎内や文化

会館シグナスなどに設置されております行政に対するご意見、ご要望、ご提案箱やバス車両においてもご意見箱が設置されており、これまでも幅広い、数多くの方々より、バス運行についてご意見をいただいております。

また、道路運送法の改正により、バス運行の登録申請をする際、それぞれの市町に設置されました交通会議での承認を得ることが条件となっております。津幡町地域公共交通会議の委員は、各種関係団体、関係機関より選出された住民の代表、有識者の方々で構成されており、会議の開催の折や3年に一度の更新登録の事前会議には、委員の皆さま方のご意見をお伺いし、承認を得ることとなりますので、そのご意見がバス運行に反映され、前に述べました乗降客アンケートなどとあわせ、町民に広く意見を求めることとなると認識しております。

今後も運行改正におきまして、バス利用者に分かりやすい運行に努め、町民の皆さまおよび利用者のご意見を参考にしながら、交通会議において協議、検討を重ね、町内全域への平等な運行改正に向け、取り組んでまいりたいと存じます。

次に、商店やスーパーのご意見、ご協力を求められないかのご質問につきましては、これまで商店街のご意見や大型スーパーのご協力をいただき、バスの乗り入れやバス停待合所の設置協力をいただいた事例がございます。今後もバス運行において必要性が出てくれば、交通会議にお諮りして協力を求めてまいりたいと存じます。

最後に、対応に十分可能な体制づくりについてのご質問でございますが、一部の作業などについて、業者委託も検討する場合がありますが、現在のところ、その部署に割り当てられた職員で誠意努めているものでございますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 この際暫時休憩いたし

まして、午後2時35分より一般質問を再開したいと思います。

〔休憩〕午後2時22分

〔再開〕午後2時35分

○議長【谷口正一君】 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

中村一子議員。

○1番【中村一子君】 再質問というか、意見を言います。

公共交通会議での協議はしますということですが、議事録を読んでも本当にそのことについて協議されているのかということが、私にはちょっと疑問に思われる点があるんですね。

それからのアンケートに関しても、シグナスの投書等ではなくて、本当に高齢者世帯や車を持たない人たちを集中的にアンケートをとるということも必要ではないかということですね。

現在は、医療難民とか介護難民という言葉はありますけれども、今、買い物難民そういう言葉も生まれております。マイカーを元気で運転できる間は、津幡町は住みやすい町ですけども、やっぱり車が使えなくなった人にとっては、住みにくい町だと思います。高齢者や子どもたちや体に障害のある方、車を持たない人たちにとって、もっと住みやすいまちづくりということを進めていただきたい。そのためにも、ぜひこのバス事業について、取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、3番目なんですが、選挙の投票立会人について質問します。

8月30日に衆議院議員の選挙がありまして、私も当日選挙に行きました。

皆さんもお気づきのとおり、投票所には1人の投票管理者と2人の投票立会人が、一日中投票箱の前において、選挙が公正に行われるようにチェックしております。2人の投票立会人は、公益代表として、選挙人が自由な意思に従って投票できるよう、投票管理者に協力し、投票事務全般に立ち会うことが主な役割です。

投票立会人の選任方法は、自治体によって異なっています。例えば、東京都足立区では、投票管理者も投票立会人も町会、自治会に依頼し、そこで推薦された人がその役目を務めております。それから新成人や20歳代の投票立会人を公募しているということもやっております。それから京丹波市では、期日前投票の投票立会人を一般公募しております。

そこでお聞きしたいのですが、本町においては、投票立会人の選任方法はどのような仕組みになっているのか。

また、投票立会人の役割を明確に説明してください。

それから投票管理者の名前は告示されておりますけれども、投票立会人は公表されておりますか。

そして、投票立会人は、選挙運動は制限されておりますか。

この4点にわたっての答弁を選挙管理委員会書記長である総務課長をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 長総務課長。

○総務課長【長 和義君】 中村議員の選挙の投票立会人についてのご質問に順を追ってお答えいたします。

まず、投票立会人の選出方法についてですが、公職選挙法第38条にあるとおり、投票立会人は、各選挙ごとに、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下を選任することになっております。

本町では、以前よりそれぞれの投票区の事情に精通している地元区長さんを通じて、推薦していただいた方に承諾を得て、選任をしております。特に、投票時間が午後8時までと長くなり、投票立会人の交代制が認められるようになってからは、各投票区において選任すべき人数も多くなったため、地元区長の皆さま方には大変ご苦勞をおかけしているところであり、心より感謝をいたしております。

次に、投票立会人の役割ですが、投票の手続きについて投票管理者の事務執行に必要な補助を行うとともに、投票事務の執行が公正に行われるように立ち会うことでもあります。具体的には、投票手続きに立ち会うこと、投票、代理投票の拒否、代理投票補助者選任等の投票手続きに対する意見、投票録の署名、投票管理者とともに行う投票箱等の送致などです。

次に、投票立会人は事前に公表されているかについてでございますけれども、公職選挙法施行令第27条において、投票立会人を選任した場合は、直ちにその立ち会う投票所の投票管理者に通知しなければならないことになっておりますけれども、事前公表することについては、特に規定されておりませんし、その必要性も考えられません。

次に、投票立会人の選挙運動の制限についてですが、公職選挙法上は、同一の政党その他の政治団体に属する者は、一つの投票区において2人以上を選任できないと規定されておりますが、選挙運動につきましては、特に制限されておられません。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村議員。

○1番【中村一子君】 投票立会人の選任方法、それから役割、選挙運動について再質問いたします。

地区役員を通じて区長が推薦した人が投票立会人になるということですが、結果、区長が投票立会人を務めるということが津幡町の現状ではないかなと思います。

国政モニターでの質問に、山形県の64歳の男性が「投票管理者や投票立会人が、選挙のたびに毎回同じ人であり、その立会人には区長などが選任されている。市町村の特別職的な立場である区長を自動的に選んでいるのは、選挙人名簿から等しく選んだことにはならない」と抗議しています。

これに対し、総務省の回答は、このような選

任について擁護しながらも、最後にこう結んでいます。「ただし、投票立会人の選任にあたっては、従来の慣例に固執することなく、進んで女性層や青年層からも適宜選任するよう努めるよう各都道府県選挙管理委員会を通じて依頼しており、今後とも選挙人が選挙を身近なものと感じ、明るい雰囲気できれいに投票ができるよう、各選挙管理委員会に対し、適切な助言をいってまいりたい」とあります。

例えば、ほかに8月28日の北陸中日新聞や北國新聞に掲載された記事に、9月1日告示を控えた志賀町長選で、町の選挙管理委員会が作成した選挙人名簿のコピーが一部流出しているという報道がありました。立候補者を支持する町議員が、区長宅を訪れて選挙人名簿を手にして票読みを依頼したことから、区長から別の立候補予定者の事務所に相談があり分かったといいます。事務所の選対責任者は「厳重に管理すべき情報が漏れている。公正な選挙ができるのか」と抗議し、町選挙管理委員会は「名簿の閲覧は可能だがコピーを渡すことはない」と言っています。志賀町では、区長は町議から票読みを依頼されたり、選挙運動を迫られたりするということがあるわけです。

津幡町でも、今回の衆議院選挙の際、区長や副区長や班長が特定候補者の後援会の名簿集めをしているという話を耳にしました。

民主主義の根幹である選挙において、何よりも尊重されなければいけないのは、先ほど書記長もおっしゃられたように、選挙人が自由な意思に従って、公正に投票するということだと思います。

質問の1つ目は、もし特定候補者の票の取りまとめをしている区長本人が、投票箱の前において投票立会人として選挙人をチェックしていることになるならば、そのような場合、選挙人は自由な意思に従って投票することができるのかという意味で、全く問題はないと言えるのかどうかをお聞きします。

2つ目の質問は、投票立会人はどんな場合でも、選挙運動はしないという確約が必要ではないかという、以上2点について再質問いたします。

もちろん今回は、選挙管理委員の委員長に答弁を求めたものでありませんので、委員会の書記として答弁をよろしく申し上げます。

○議長【谷口正一君】 長総務課長。

○総務課長【長 和義君】 中村議員の再質問にお答えいたします。

区長が投票所に座っていることによって、威圧的といいますか、そういうふうな感触を与えないかというふうなことかと思うわけですが、そのようなことにつきましては、今までそういうふうな苦情といいますか、そういったことは一度も聞いておりません。

ただ逆に、長時間、区長さん方とか区の役員の皆さんが立ち会いをされることに対して、非常にご苦労さんですねというふうな、ねぎらいの言葉をかけていらっしゃる方が多いというふうに聞いておりますので、中村議員の懸念されるようなことはないかと思っております。

もう1点、選挙の運動につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。投票立会人の選挙運動については、公職選挙法上は明記してございませんので、そのように運用しているものでございます。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村議員。

○1番【中村一子君】 区長がいると威圧的なということは、実際私は聞いております。公にはなっていないかもしれないけれども、かなりそういった声もあります。

私が言いたいのは、区長が悪いと言っているのではないんです。もっと広く投票立会人を、それをもっと幅広く女性層からも、それから青年層からも迎え入れるべきではないかと。そういうことに、従来のものにこだわっていないで、それこそ、明るく、公平な選挙を進めるために

も、今後考えていただきたいということなんです。それが第1点です。

それから第2点目なんですけど、これは通告にはなかったんですけど、選挙公報が全戸に配布されなかったという問題です。選挙公報がこなかったというお家がありまして、届かなかったのは最初自分の家だけかなと思っていたら、周辺近所の人に選挙の翌日ですね、31日に聞いてみたら、うちもこなかったと、うちもこなかったということで、うちだけじゃなかったんだという話だったんですね。それでですね、選挙管理委員会に電話したらしいんですが、区長から配布が完了したということを経験した時点で電話が入ることになっているというお話でしたらしいんですけども、確認して下さってというふうに言いましたら、確かに電話が入っていませんねというふうなお話で、電話が切られたということで、選挙公報が一体どのように配布されているのか。それから、全戸に確実に配布されたのかをどのように確認しているのかということをご質問します。

お願いします。

○議長【谷口正一君】 長総務課長。

○総務課長【長 和義君】 中村議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず1点目ですけども、若者とか女性とかですね、そういった方を選任するような予定はないかというふうなことになるのかなと思うんですが、今までも地元区長さんをとおしてでも、従来からも民生児童委員の方とか、そういった公職を持つ女性、あるいは若者が推薦されてきたこともございます。また、新成人者が以前にも選任をされていたということも何度もございます。ただ、事務局といいますか、選挙管理委員会といたしましては、今のところ地元区長さんに、これ以上若者をお願いしますとか、そういった条件をつけるというようなことは、ちょっと今のところ難しいかなというふうに思っております。

ただ、今後も若者とか女性とかそういった方には、できるだけ立会人に参加いただければ、ありがたいなというふうに思っております。

2点目の選挙公報の配布、通告外でございまして、これにつきましては、私ども県の方から配付されまして、それを直ちに手分けをして、各区に配布をさせていただきました。

その後につきましては、各区長さま方から、それぞれ配布、受け取ったというふうなファックスなり、連絡をいただいておりますので、すべての配布が済んだものと理解をしております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村議員。

○1番【中村一子君】 確実に配布されたかどうかということについては、確認はないということになりますかね。

区長…

(議席から発言有)

その辺はやっぱ大事だと思うんですよ。

そのことについても含めてお願いします。

(議席から発言有)

○議長【谷口正一君】 3問目は。

○1番【中村一子君】 はい、じゃあ分かりました。そういうことで、また考えていただきたいと思います。

最後に、競艇場外舟券売りの行政間協定について質問いたします。

午前中ですか、前田議員が質問されたことについては今省略いたしまして、まず進捗状況ですね。きょうまでの間に、みどり市、グッドワン、場外舟券売りの建設に関連した人たちと町は接触があったかどうか、連絡があったかどうか。それがあったとしたら、どんな内容になっているのか。この建設についてどのような、今現在、段階になっているのかということ町長に答弁をお願いします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 中村議員のご質問にお

答えをいたします。

私とみどり市長は、お会いしただけでございまして、そのあと業者の方、いろんな方とは、お会いをいたしておりません。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村議員。

○1番【中村一子君】 この質問について再質問いたします。

よく分からなかったんですが、みどり市と町長さんがどこかでお会いになられたということで、それはいつごろのお話ですか、どのような内容でお会いになられたか。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 中村議員のご質問にお答えをいたします。

この4月でしたか、お越しになりました。そのときに、みどり市長とお会いをしたということでございます。それ以外、一切お会いをしておりません。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村議員。

○1番【中村一子君】 町長だけでなくですね、町として何かかわりがあったかないか、そのことについてはどうですか。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 今のご質問に関しまして、事務担当の総務部長がお答えをいたします。

○議長【谷口正一君】 坂本総務部長。

○総務部長【坂本 守君】 4月の件につきましては、午前中の前田議員にお答えしたとおりでございます。それはあくまでもみどり市とのことで、そのときは、町長も同席をしていただいております。

また、6月の定例会ですね。その後4月にも施設会社とお会いした。そのときは、副町長と私ということでお答えしたかと記憶をしております。

その後以降、きょうまでということでございますと、7月初旬に施設会社と副町長と私がお

会いして、町長はお会いをしておりません。

会ったか会わないかということについては、以上でございます。

○1番【中村一子君】 内容につきましては。

○総務部長【坂本 守君】 そのときの内容、続けてよろしいですか。

○議長【谷口正一君】 はい。

○総務部長【坂本 守君】 そのとき、どういう内容だということにつきましては、6月のときと同様でございます。

まず、施設会社が、社長がお見えになったんですが、連絡については、表敬訪問をしたいのでいいかということがありました。それも、恐らく会社は、こちらの方に何らかの用事があったときに、そのまま帰るのはということで、あいさつに見えたということでございます。しかしながら、そのときには簡単な、確かこれも20分ほどだったかと思いますが、懇談をしております。

その7月のときの懇談については、そこで初めて、今現在、開発行為の申請に向けて準備中というような話が初めて出たように記憶をしております。それまでは私どもは直接そういうことを聞いておりませんし、そういう段階であると認識をしておりましたけれども、その7月のときにその施設会社の社長から初めて、今現在そういう申請の準備をしているという話が確かあったというふうに記憶をしております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村議員。

○1番【中村一子君】 再質問します。

この施設会社は、

(議席から発言有)

3回目、すいません。じゃあ、次、行きます。グッドワンの土地取得について質問いたします。

これについては、午前中にもちよっと触れられたことだとは思いますが、この場外舟券売り場の建設予定地として、株式会社グッドワン

は、どれだけの広さの土地を、どこに、すでに取得しているのか。地図をもって示してほしいということを通告してあります。

それからグッドワンは、取得した用地を場外舟券売り場以外の用途に使う、あるいは転売する可能性が今後あるのか。また、あるとしたら町の許可、いわゆる広い土地なわけですよね。津幡町の一応玄関でありますので、そういうことについて町とのかかわりはどうなるのかということをお聞きいたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 中村議員の土地の件でございますが、私は一切聞いておりませんことをお答えをいたします。

○議長【谷口正一君】 中村議員。

○1番【中村一子君】 再質問します。

聞いていないということは、知らないということだと思っておりますが、土地の所得については町は分からないんですか。町としては、町長はご存じないかもしれないけど、町としては把握していらっしゃらないのか。

それから、把握しているなら、どこに、どれぐらいの今大きさの土地を取得しているのか。そういうことについて、今お聞きしたんであって、町長さんが聞いていないってことは分かりましたので、町として把握しているかどうかということをお聞きいたします。

○議長【谷口正一君】 坂本総務部長。

○総務部長【坂本 守君】 中村議員の再質問にお答えします。

グッドワンが用地を取得したという情報は、私は聞いたことがございません。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村議員。

○1番【中村一子君】 用地を取得しない限り建設はできないし、まだ取得してないんですか。買ってないんですか土地は、グッドワンは土地を。そんなことはあり得ないと思いますよ。

もしも、町が把握してないって言うんであれ

ば、その根拠が分からないんですね。

(議席から発言有)

いや、でもこれは例えばですよ。土地というのは、津幡町の土地ですよ。個人の土地ですけど、津幡町に住んでる個人の土地ですけども、そこは、固定資産税があるじゃないですか。固定資産税ってというのは、町に払われているわけでしょう。

(議席から発言有)

でも、土地を取得する…

(議席から発言有)

だから土地を取得したという時点で固定資産税が発生すると思いますし、そうしたら町が把握できるんじゃないですか。

(議席から発言有)

はい、その辺のこと説明をお願いします。

○議長【谷口正一君】 坂本総務部長。

○総務部長【坂本 守君】 そういう案件に関しては、所有者が自ら公表する場合はともかく、行政が開示、公開する場合は、それぞれ行政機関の保有する情報、これは法律それから津幡町情報公開条例そういうものに抵触するおそれがあるので、そういう個人的な情報については、こういう場での答弁は差し控えたいと存じます。以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村議員。

○1番【中村一子君】 これで最後の質問になります。ということは、ある程度何か土地の問題についても分かっている、変わった部分とか、取得の件でも、だれが今その土地を持っているとか、どの辺の方が建設予定地にどれぐらい買われているかっていうことは、把握はしているけれども、それは情報公開等の問題も含めて、それには当たらないという答弁と理解していいのかと、そういうことではないかなと思うんですが、そういうことで広大な土地に今度建設するわけですから、それについての説明について、何も言わない、何も触れないってことは、町民がそれで納得できるのかなと思うんですね。

確かに一番最初に、土地は何坪ぐらいのところであって広報に説明されてたんじゃないですか。その土地、予定地はどうなんですか。予定地と今は大分違うんですか。大きくなったのか、小さくなったのか、それぐらいのことはお話しされてもいいんじゃないでしょうか。その辺のこと、そうしないと、町民は納得できないと思うんですけれども、それと先ほど言った、もしもですね、今後、ポートピアができなくなったときに、転売とか、どうするかということになったら、町とのかかわりは、グッドワンとのかかわりは、どんなふうになっているのかということをお聞きさせてください。

(議席から発言有)

答弁をいただいております。

(議席から発言有)

3回ですか。

○議長【谷口正一君】 坂本総務部長。

○総務部長【坂本 守君】 まず先ほども言っているように、所有者が自ら公表するならばともかく、町が、だれが、どこに、どんなものを持って、どういう地面を持っていてというような、例えば固定資産情報、特に固定資産税を課税する場合は、名寄せというふうに、それぞれ法人、個人もしくは共有もございますが、持っている地面単位で税の方で処理をして固定資産税を課税しているんです。これは、税務課の職員以外、同じ町職員といえども見ることもできません。単純に見ることもできませんので、はっきり言って、それについてはそれぞれ税情報の情報として、例えば所有権移転等があればくる場合がございますが、今それをまとめてどうこうということは、まず把握もしておりませんし、個人情報に抵触するおそれがある、知っているものについても抵触するおそれがあるので言えないと。それからその後の問題については、通告にもございませんので、特に答弁は控えたいと思います。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村議員。

○1番【中村一子君】 それでは最後の質問です。

場外舟券売り場に関するみどり市との行政間協定を白紙撤回することで、町は被害を被ることはあるのか、ないのか町長にお聞きします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 中村議員にお答えをいたします。

場外舟券売り場に関するみどり市との行政間協定を白紙撤回することで、町は被害を被るのか、被るのではないのかとのことですが、白紙撤回すべき事項が見込まれもしないことに対する答弁は控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村議員。

○1番【中村一子君】 最後の項目で、3番になりました。

行政間協定の白紙撤回を、私は今でも求めているものです。

以上、一般質問を終わります。

○議長【谷口正一君】 9番 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 私の方から3点について質問をさせていただきます。

まず最初に、愛称をつける町道に、町花(ツツジ)の鉢植えを飾るためのオーナー制度の導入を提案いたします。

昨年6月の一般質問で、町の幹線道路に通り名(愛称)の公募を提案いたしました。早速、本年度予算に計上していただきました。そして、本年7月に町道路線の愛称審査委員会の初会議が開催され、「9月までにモデル路線を選び、12月までに愛称を決めることを申し合わせた。そして、愛称は道路標識や看板などに明記する」との新聞記事を読みました。町民の方々からも「それは大変いいことだね。親しみやすい名称がつくといいね」と、多数の期待の声をいただいております。

その新聞記事を読んだ後、私の頭の中でイメ

ージを浮かべて、膨らませてみました。そうしましたら、道路の両そではきれいな花が咲いた花壇のイメージが浮かび上がってきました。そうだ、せっかく愛称をつけるのだから、さらに発展的にきれいな花壇や鉢植えのある通りにしたら、さらにおしゃれで華やかになるのではないかと考えたのであります。ただ、そんなことは私のほかにも考える人はたくさんいると思います。そして、それを実行するには、大きな費用が必要となり、財政がさらに圧迫されることが予想されます。

これだけ町の財政が厳しいときに、通りを花いっぱいにするための費用を捻出するのは、並大抵のことではないことは想像に難くないと思います。

そこで私が提案したいことは、費用をできるだけ抑えることができ、さらに町民が積極的にまちづくりに参加をするという観点からも、花の鉢植え、できれば町花であるツツジの鉢植えを歩道沿いに設置することができるように、町民や企業、もしくは、その他の地域の方々でもよいかと思いますが、費用の一部を負担していただくオーナー制度方式がいいのではないかと考え、提案をいたします。もちろんボランティアの活用も考えるべきだと思います。

鉢植えには、オーナーのネームプレートをつけ、さらにオーナーのアピールコメント等が記入できる内容のものがよいのではないかと思います。一般的にオーナー制度といっても、多方面に導入されており、こういう制度だと一言で表現するにはなかなか難しいと思いますが、理解を深めていただく意味で、3つの例を紹介させていただきます。

最初に、北海道にはラベンダーの名所がたくさんありますが、上富良野町はラベンダー発祥の地として知られ、ラベンダーがオーナー制度によって栽培されている例があります。

次に、島根県立石見海浜公園では、県民が公園づくりに参加できるように、花壇のオーナー

制度、樹木のオーナー制度、ベンチのオーナー制度の3つの制度が用意されています。石見海浜公園の一部を県民に提供し、そこで県民に花づくりをしてもらう制度で、提供場所にはオーナーのPR看板を設置することもできます。この制度は、公園内で花づくりをしていただくことによって、公園を今以上に身近に感じ、愛着を持っていただくとともに、多くの県民に支えられた親しみやすい公園をつくることを目的としています。

その次に、南房総・館山の房総フラワーラインの景観オーナー制度を紹介します。南房総・館山は東京湾に面し、冬でも暖かく1年を通じて花々が咲き乱れるリゾートエリアです。そんな館山の風景を地元だけではなく、訪れるお客様に、またファンであるお客様にも一緒に楽しんでもらおうというのが景観オーナー制度の趣旨です。日本の道100選でもある房総フラワーラインは、平砂浦海岸沿いを走る風光明媚なドライブラインです。その沿道の花壇のオーナーに、花が育つ、一緒に育つ、風景を育てる…、海と花の地域を育む活動にぜひ参加をとあります。また、あなたの花壇に世界に一つだけのレンガ型プレートを飾ります。さらに、プログラムに参加された方には、手形プレートも用意しています。ご家族で、お友達で参加すると、今度訪れると楽しみがふえますよとのフレーズで誘う案内となっています。

以上、紹介しました3例のオーナー制度の共通点は、お金を出すだけではなく、まちづくり参加型で、主催者とオーナーが協力して、ともに地域を育てていく内容のものとなっています。

今回実施される町道に愛称をつけることもまちづくりに参加することであり、今回提案するオーナー制度も同じくまちづくりに積極的に参加する内容となります。あわせて花壇や花の鉢植えが道路沿いにふえていくことによって、町はさらにおしゃれで華やかになり、訪れる観光客を気持ちよく迎えることができる環境も同時

につくることができる相乗効果も期待できます。

ぜひ、花壇のオーナー制度の導入を実現していただきたいと思います。

町長より答弁をいただきたいと思います。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 道下議員の愛称をつける町道に町花のツツジの鉢植えのオーナー制度の導入を提案するとのご質問にお答えをいたします。

道路の愛称認定事業につきましては、一般公募の2名を含めた10名からなる道路の愛称審査委員会を設置をいたしまして、現在までに2回の委員会を開催をいたしております。

今年度、モデル路線を1路線を選定をいたしまして、広報等による愛称の認定および愛称名を表示する標識を設置する予定であります。ことし12月までには、モデル路線の愛称が決定できるよう作業を進めております。

さて、歩道のオーナー制度による鉢植えにつきましては、近年住民の社会貢献への参画意識が高まっており、広く一般住民からのオーナーを募ることは大変意義のあることと存じます。しかしながら、歩道といえども道路上での個々の作業は交通安全上の問題もあり、また継続的かつ統一的な管理についての課題もあります。

現在、津幡町では個人活動とグループ活動との違いこそあれ、津幡町公共土木施設愛護活動支援事業を実施をしております。この事業を活用して、多くのグループで道路植樹帯等において花卉の植栽と管理をしていただいております。かなりの部分においてオーナー制度と共通した制度となっております。

町では、この公共土木施設愛護活動支援事業の活用を最優先に考えております。町民の皆さま方にも、この事業での取り組みをお願いしたいと思っておりますので、ご理解をお願いをしたい。

なお、道下議員のご提案のオーナー制度につきましては、常に念頭に置いております。必要

なときに対応できるように、今後いろんな面で検討してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 道下議員。

○9番【道下政博君】 ありがとうございます。

続きまして、2番目の質問に移らせていただきます。

2番目の質問は、何でも世界一、何でも日本一プロジェクトの設立を提案します。

この提案の一番の目的は、今後町の観光資源や自慢できるものとなり得るもので、さまざまな角度から検討し、この津幡町に世界一や日本一と評価をされるものや行事を見つけ出し、またはつくり上げる方向を見出せることができるようにするために、プロジェクトチームをつかって取り組むことを提案したいと思います。

ここで一つ、千葉県の世界一を紹介します。

1番目、海底道路トンネル、アクアラインの長さが世界一。2番目、懸垂型モノレールの営業距離が世界一。3番目、鬼瓦の大きさ、誕生寺祖師堂昼21畳分、重さ約2.8トンが世界一となっております。続いて、千葉県の日本一は、1番目、日本一長い歩道橋。2番目、日本一長い人工海浜。3番目、日本一大きい大仏となっております。

お隣富山県での日本一は、1番目、黒部ダム。2番目、富山県伏木港の海の貴婦人、海王丸帆船。3番目、立山町、落差は350メートルの称名川、称名滝があります。

身近な石川県内では、代表的なものとしては、1番目、町長はよくご存じの和倉温泉 加賀屋は大変有名です。2番目、輪島市の能登空港、道の駅の規模としては日本一となっております。

以上に挙げました例のすべてが大変興味深く聞こえますし、日本一という響きに自然に関心を持ってしまう魅力があります。

このような立派なものばかりではなくても、日本に誇れる、また世界に誇れるものや事柄を

発掘し、再発見できれば、今後の町の大きな財産になること間違いなく考えられます。

そこで、まずはプロジェクトチームをつくり、そのチームが核となって、調査や公募を進めていったらよいのではないかと考えます。

ぜひ、何でも世界一、何でも日本一プロジェクトチームの設立を提案いたします。

村町長にお答えをいただきたいと思います。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 道下議員の何でも世界一、日本一プロジェクトの設立を提案するとのこと質問にお答えをいたします。

道下議員の言われる何かしらの部門での日本一や世界一を発見する件でございますが、まず、日本一、世界一の表現自体の基準が大変難しく、あいまいであり、日本一だと発表したのが、ほかの認定や計測方法では一位ではなかったということが往々にしてございます。国の統計調査などによりデータを収集し、広く公表されるような数値に基づいたもので示すことが好ましいと考えます。

また、世界一を認定するギネスへの登録という方法も考えられますが、ギネスが認定するには検証できること、定量化できること、測定できることという大前提があり、やはり数値に基づくことは必須です。

加えて、町の発展のために注目を集めることが目的である以上、マイナスイメージの強いものは避け、かつ津幡町のイメージに合ったものでなければならぬと思っております。

さて、現在の津幡町で日本一として真っ先に思い浮かぶのが、マコモタケの出荷量や作付面積でございますが、さきにも述べたように統計的なデータが存在せず、あくまで有数の産地という表現しかできないのが現状であります。

また、日本一ではありませんが、当町に位置している石川県森林公園について、広さが1,150ヘクタールで本州一としておりましたが、1,164ヘクタールの広さを持つ広島県民の森の

存在が分かっています。

このように、日本一を名乗ることは容易ではなく、世界一となるとさらに難しくなっています。だからこそ、達成したときに町の大きなイメージアップにつながるとも言えます。

そのよい例となるのは、日本一の大吊橋として人口約1万1,000人の大分県九重町が総工費約20億円をかけまして平成18年に開通をいたしました「九重夢大吊橋」です。この橋の入場者は、開通9日後に10万人を超え、開通からわずか24日後には年間目標30万人を達成して、約半年後には100万人を突破するという人気ぶりで、7億3,000万円の借入金も順調な入場料収入により、わずか2年で完済する見込みだということであります。さらに、入場料収入は児童の医療費助成充実にも充てられ、町と商工会が協力して大吊橋に関連したさまざまな商品売り出し、地域振興に大きく寄与をいたしております。日本の滝100選の「震動の滝」や紅葉の美しい「九酔溪」という町の財産を生かした九重町ならではのプロジェクトだと言えます。

さて、道下議員の言われるプロジェクトチームの編成の件でございますが、現在、津幡町は小学校の耐震化や改築事業、まちづくり交付金事業など大型事業を継続的に行っており、財政的には大変厳しく、新たに大きな財政負担を必要とする事業を行うことは非常に困難な状況にあります。まずは財政的に負担の少ない部門で日本一、世界一を目指せないかをプロジェクトチームではなく、職員から意見を募る提案制度などを有効に活用したいと思っております。

また、この件につきましては、ホームページなどの活用をいたしまして町民の皆さま方のご意見も伺いたいと考えますし、議員の皆さまから同様な趣旨のご意見がございましたら、ぜひお聞かせをいただきたい。これを第一歩にさせていただければと、このように思っております。

話は少し変わりますが、物の高さ、長さなど物理的な日本一、世界一は確かに華やかに映る

ものでございますが、常に新しいものと競わなければならない、老朽化対策や維持管理などの費用も必要となります。私が以前勤めておりました旅館は、旅行新聞新社が主催をいたしますプロが選ぶ日本のホテル・旅館100選の総合部門一位として、昭和52年より29年連続して認定、表彰されてまいりました。これは物理的な満足だけではなく、「もてなし」という精神的な満足感が評価されたものと考えております。

私が町長に就任以来、常々職員に申し上げたことは、「津幡町民の皆さんが住んでよかったと実感できる満足感を与える日本一の行政マンになっていただきたい」ということであります。職員もそれにこたえるように、日々創意工夫を重ねてくれております。おかげさまで町内の会合などで、「津幡町の職員は大変親切になった」、「津幡町の役場は変わったね」というお声をお聞かせいただけるようになりました。大変うれしく感じております。

数値的なデータは何もございませんが、この町民の皆さんの暖かい声を信じ、さらに多くの声が聞けるよう、よりよい行政サービスの提供を目指していかなければならないと考えておりますので、今後とも議員の皆さまのご支援、ご協力をお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 道下議員。

○9番【道下政博君】 ありがとうございます。

今ほども町長の方からお話がありまして、私の方からも今回この日本一、世界一という提案につきましても、紹介した内容につきましても、確かに数字上の大きいものが分かりやすいもので表現いたしました。どちらかというと津幡の町にはふさわしいとは正直思いません。

ただいま町長が言われたように、例えば住みよい町であるとか、そういう意味合いの心の充実感といいますか、住みやすい町、そういう方向へ向けた津幡町としての日本一、世界一を目指していくべきであるということは、同じよう

に考えております。

先ほど町長が言われましたように、村町長が誕生して、この津幡としましても「本当に町がよくなった」、「役場も非常によくなった」という声をあちこちで聞かれますし、私も県内あちこち行く用事がありますが、「村町長が頑張っている、本当にさわやかで、腰の低い、立派な人だ」と、こういうふうに言われることが多くて、非常に胸を張って、私どもも活躍することもできております。そういう意味では、少しちょっと病気の期間もありましたけれど、何とかこれからまたくれぐれも体を大事になさって、さらに活躍をしていただいて、心の充実、また町としての本当の幸せを目指して頑張っていると思っておりますし、先ほど町長の方からもありましたが、インターネットで町民の声を吸い上げるようなというお話がありました。今回、私の原稿の中には、インターネットは入れておりませんでした。実はそれを提案したいという思いがありましたので、ぜひともこれについては採用いただければというふうに思っております。

それでは、続きまして3点目の質問に移らせていただきます。

3点目につきましては、リサイクルエコステーションRecoの利用状況と反響について質問いたします。

一昨年前より訴え続けてまいりました待望の24時間オープンのリサイクルエコステーションが8月1日にオープンし、はや1か月が過ぎました。私のところへも喜びの声がたくさん届いておりますが、まず、現在の利用状況と町民からの反響について質問をいたします。

また、もう一つの目的である、便利さだけではなくエコロジーに関して寄与できる効果をどれくらい考えておられるかについて、あわせて2点について環境安全課長に質問をいたします。

よろしくお願いたします。

○議長【谷口正一君】 坂倉環境安全課長。

○環境安全課長【坂倉秀夫君】 道下議員のリサイクルエコステーションの利用状況と反響についてのご質問にお答えをいたします。

先月8月1日にオープンしたリサイクルエコステーション、愛称「つばたReco」の利用状況につきましては、24時間いつでも気軽に利用できることから、平日で約100件、日曜日にもなると200件程度の利用件数があります。

今まで燃えるごみとして出していた古着やペットボトルのキャップも収集しており、8月の1か月間で古着が2,200キログラム、キャップ64キログラム、約2万1,000個もの回収があり、確実にごみの減量となっております。

現在のところ、大したマナー違反やトラブルもなく、町民の皆さま方から大変喜ばれ、重宝がられている状況であると思っております。

その一方で、今までPTA等がメインで回収していた古紙類も当ステーションで回収しているため、PTA等の収益の減少が懸念されます。

次に、エコに寄与できる効果につきましては、オープンしてまだ1か月であり、詳細なデータや前年度との比較はまだできておりませんが、ごみと一緒に捨てられていた雑誌や古着等の回収によるごみの減量化が図られており、地球温暖化防止に大いに寄与できるものと思っております。

今後も、町民の皆さま方につばたRecoをPRすることにより、さらなる利用率の向上を図っていきたく思っております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 道下議員。

○9番【道下政博君】 今ほどもご説明いただきまして、きのう、実は環境安全課の方に、このエコステーションの件でお邪魔をした折に、ペットボトルのキャップも集めているということ改めて認識をいたしました。我が家でもペットボトルのキャップを実は随分前から集めておりましたが、確か以前にはそれが何かしらの役に立つという意識があったもので、自然に集

めておったわけですが、きのう確認をしましたら、発展途上国の児童といますか、子どもさんの予防接種に役に立つということをお聞きしまして、これも非常にいいことだなというふうに思いました。直接的には、これがお金にはかわらないわけですが、我々が集めた、普段こつこつと集めたペットボトルのキャップを集めて届けることによって、世界の子どもたちに役に立つことができるという意味合いでは、この場をおかりして、また町民の方がもし心配りをしていただけるのであれば、ご協力いただきたいと思っております。そういう意味では、このエコステーションが本当に皆さんに喜んでいただけるように、これからもまた続けられるようにしていただきたいと思いますというふうに思っておりますので、私の方からの質問をこれで終わらせていただきたいと思います。

○議長【谷口正一君】 4番 酒井義光議員。

○4番【酒井義光君】 今回は、最後のくじということで、ラストということです。2点の質問をさせていただきたいと思っております。

想定外の豪雨とハザードマップについて質問をいたします。

ことしに入り、7月21日集中豪雨により山口県防府市で特別養護老人ホーム ライフケア高砂を土石流が襲い、3の方が亡くなり4人が行方不明になりました。また、国道も土石流が襲い、通行中の車数台が流され、救助に向かう消防車2台、救急車1台も被害に遭いました。この豪雨による山口県全体の死者は、17人と発表されています。防府市の雨量は、観測史上最大の1時間に72.5ミリとのこと。

また、8月9日に兵庫県佐用町周辺で発生した集中豪雨では、呼び出しを受けて職場に向かう町職員や避難しようとしている町営住宅に住む若い家族が排水の側溝に流されるなど、兵庫県内で20人が亡くなり、2人が行方不明になっています。地域の防災拠点である町役場が水没し、機能がストップし、被害の状況把握ができ

なくなりました。役場内での水位は1.5メートルにも達し、書類やコンピュータが水に浸かってしまったそうです。兵庫県内の浸水被害は床上652戸、床下1,296戸で、236人が避難生活を送っているそうです。

当町の場合、情報機関の町役場は周辺より高く、消防署の情報機器などは2階になっており、防災の拠点としての機能が不能になることはないと思います。

しかし、最近では、想定外の雨、ゲリラ豪雨などという言葉がよく使われます。当町において少し大きい雨が降ると、がけ崩れや川周辺の崩落などいろいろな被害が発生しています。想定外の雨が降るなどした場合、がけ崩れ、水害による家屋被害など避けることはできません。

先日配布されたハザードマップは、日常からの危険場所の把握と水害時にどこに避難すればよいか、安全な避難経路の確認などの目的で作成がされたわけです。想定外は除くとなっていますが、仮に当町でどれくらいの雨が降り続けるとマップのように町が浸水すると考えられるかお伺いいたします。

また、さきに発行されたマップの中の一部で、低い場所が避難場所となっています。避難場所が浸水した場合を考え、初めから周辺より幾分か高い位置の施設を避難場所とした方がよいかと思いますが、町としてのお考えをお尋ねいたします。

また、当町には一般家庭に防災無線などが整備されていないと、これから整備するのは金額などを考えれば不可能だと思います。

そこで、現在一部の人が携帯電話で受信している消防署からの防災のメールを住民のほとんどが受信するよう普及を図ってはどうかと思います。町民の皆さんが情報を受信してもらえば、他町で整備してある防災無線に負けない効果があるかと思えます。

町としてのお考えをお伺いいたします。

答弁は、ハザードマップを作成の総務部長に

お願いいたします。

○議長【谷口正一君】 坂本総務部長。

○総務部長【坂本 守君】 酒井議員の想定外の豪雨とハザードマップについてのご質問にお答えいたします。

近年、局地的に発生するゲリラ雨により、各地で多くの被害が発生しております。

昨年7月28日には、金沢市の浅野川の上流の局地的で猛烈な大雨により、浅野川の上流から下流にかけて広範囲にわたって被災いたしました。ことしに入りましても、ご指摘のとおり、山口県および兵庫県の各地で大雨による被害があり、多くの尊い生命が奪われております。被災された方々には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、ご質問の津幡町洪水ハザードマップの浸水想定雨量についてでございますが、まず、このハザードマップは、石川県が平成20年5月23日に公表した浸水想定区域図をもとに、津幡町が平成21年3月に作成し、同年5月に関係区域の皆さまを中心に配布をいたしましたものでございます。

次に、ご質問の浸水想定雨量でございますが、このハザードマップのもととなっております石川県浸水想定区域図では、川の堤防の高さや地盤の高さを考慮し、津幡川、宇ノ気川、森下川、このもりもとがわはもりしたがわと書くのですが、この森下川は50年確率降雨、これは2日間総雨量241ミリメートルを想定したものでございます。また、河北潟は100年確率降雨、これは2日間総雨量260ミリメートルを想定したものでございます。この二つの想定で策定されているものでございます。

このマップでは、広範囲にわたり、浸水想定区域となっておりますが、実際の洪水発生メカニズムから申しますと、堤防の決壊箇所が河川の右岸であったり左岸であったりすることで、その反対側の地域は浸水を免れる確率が非常に高く、マップ上浸水が予定される区域すべてが

一度に浸水するという事は、よっぽどでない
とないと思っております。

しかしながら、先ほど説明しました想定をは
るかに超える想定外の雨ということになれば、
相当広範囲にわたって浸水するおそれがありま
す。また、短時間で多量の雨、先ほどから申し
ますいわゆるゲリラ豪雨と呼ばれる雨の場合は、
想定以下の降雨であっても浸水等の注意が必要
となるものです。つまり、ハザードマップの浸
水想定区域は、降雨の条件により浸水する可能
性がある区域ということで、日ごろから注意を
する区域と理解していただければよろしいかと
思います。

次に、一部の避難場所施設が浸水の想定され
る箇所となっており、標高が幾分か高い施設を
避難場所としてはどうかとのことですが、このハ
ザードマップ作成にあたっては、浸
水の深さを考慮し、避難施設の構造も含めて施
設が利用可能かどうかを検討し、その結果、ハ
ザードマップ内の避難施設はすべて利用可能と
の結論を得て、登載となったものでございます。

なお、大雨の中での避難は、道路も確認しづ
らく危険が伴うことから、洪水時には最大の危
険箇所となる橋梁を通らずに、少しでも安全に
避難できるようにと、通常はほとんど小学校区
別に避難場所としているところですが、一部の
区域では本来の校区別とは違った避難計画とさ
せていただいているところでございます。

また、防災メールの普及に関しましては、酒
井議員ご指摘のとおり、本町は防災行政無線が
未整備ということもあり、それを補完する意味
で防災メールを配信しております。現在、登録
者数は約2,000人となっておりますが、今後も
町民の皆さまに広く登録を呼びかけていきたく
と考えております。

情報伝達方法に関しましては、さまざまな災
害に対応できるよう防災メールを初め、加入率
約47パーセントのケーブルテレビの文字放送の
利用や、先般の防災総合訓練において訓練に参

加いただいたNPO法人FMかほくの緊急ラジ
オ放送などを活用し、可能な限り迅速かつ正確
な情報を提供したいと考えております。

また、山口県の本年7月19日から21日かけ
ての集中豪雨では、土砂災害による被害が多数
発生しております。生命の危機に直結するこの
土砂災害は、当町としても他人ごとではありま
せん。これを教訓に、土砂災害に対応する津幡
町版災害ハザードマップの作成を早急に検討し
たいと考えております。

大雨に限らず、災害は天候など大自然との闘
いとなるため、いつ想定を超える自然現象が発
生するか予想はできませんが、町民の皆さまの
生命、財産を守るために、防災対策にこれから
も精いっぱい努力してまいりたいと思ってお
ります。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 酒井議員。

○4番【酒井義光君】 ありがとうございます。

津幡の方は、雨水・排水機場また湛水防除事
業で機能もアップしております。それらがかな
り大きい力で排水してくれると思いますので、
まずは普通の雨では十分対応はとれると思うん
です。豪雨のないように祈りたいところです。

それでは2点目に入らせていただきます。

大河ドラマをどう生かすかについてです。

6月議会定例会で、木曾義仲をテーマにした
大河ドラマ誘致について、県とNHKに意見書
を提出し、本格的に活動することになりました。

その後、7月13日に津幡ふるさと探偵団の越
野昭氏により「悲運の将 木曾義仲を語る」と
のテーマで講演をしていただきました。いろい
ろな資料を読んでもなかなか理解できなかった
私ですが、説明をしていただき、だれがいつの
時代の人で、だれとどのようにつながっていた
かなど、少し説明で分かったような気がしまし
た。

また、8月19日には津幡町観光協会の主催で、
「木曾義仲と巴御前、葵御前～古色のエピソード

ドが興味深い」とのテーマで、金沢学院大美術文化学部教授による講演会が開催されました。会場は約100人ぐらいいっぱいになり、町民の熱の入りが感じられました。

テレビで放映されれば各地から観光客が当町を訪れ、経済効果も期待されるところです。

これまでの大河ドラマの放映による経済効果の試算が公表されていますが、それによりますと、2002年の「利家とまつ」では日銀金沢支店の試算で355億円、2004年「新撰組」では日銀京都支店の試算で203億円、2006年「功名が辻」で高知県推進協議会の試算で135億円となっています。これは、ほかから比べ金額は少ないですが、高知県が舞台となった第1回の「桶狭間」から始まり、第15回の「妻対女」、その後、第46回から48回までの合計5回の放映での結果です。その間、京都市の「本能寺」、愛知県の「家康恐るべし」、大阪市の「秀吉死す」、岐阜県の「関ヶ原」などの題材で14の県に舞台が分散した結果ですが、それぞれの県で経済効果があったものと思われます。

また、昨年放映の「篤姫」では、日銀鹿児島支店は296億円で、観光客増加数に220万人と試算しております。これらは直接効果であり、波及効果は含まれていないとなっています。

これらのデータは、ハード、ソフト面を備えた県としてのものです。

当町では、倶利伽羅の合戦で観光客を呼び込み、経済効果を期待したいところですが、年間を通して特産物が少なく、商品開発などいろいろな課題があります。

また、放映終了後に観光客の大幅な落ち込みが課題と報道されています。

販売や中心商店街への誘客など、町としてどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

また、多くの来場者が期待されますが、宿泊、休憩、食事などの面や文化財などの周辺整備など準備が必要かと思えます。放映が決定してか

ら取り組んでいては間に合わないものもあるかと思われませんが、町としては今後どのような取り組みをお考えか、お伺いいたします。

答弁は、産業建設部長にお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 杉本産業建設部長。

○産業建設部長【杉本 満君】 酒井議員の大河ドラマをどう生かすかのご質問にお答えいたします。

ご存じのとおり、津幡町では、各種関係機関や団体のご協力のもと、大河ドラマ誘致推進協議会および実行委員会の第1回設立合同会議を7月24日に開催し、誘致に向けた取り組みを開始したところでございます。

ご意見のように、経済効果は大きく、誘致推進協議会および実行委員会を立ち上げました理由の一つでもあり、また地域活性化の起爆剤となることから、大いに期待するものでございます。

特産品や商品開発、誘客施策、文化財周辺整備など誘致の際の課題やその後の問題につきましても、数多くあるものと認識しているものであり、それらの対策は大変重要であると考えているものでございます。

現在、誘客面におきましては、津幡駅前観光案内看板の改修や観光パンフレットの制作において、源平合戦に関する情報を盛り込むことなどを考えているものでございます。

また、中心市街地への誘客も含めた取り組みにつきましても、町商工会を通じて新たな特産物の開発をお願いするなど、議会、誘致推進協議会にご相談申し上げつつ、今後は、諸問題を含めた協議を重ねながら、誘致実現の折には、津幡町における経済効果が最大限に上がるように取り組んでまいりたいと存じますので、よろしくお伺いいたします。

以上です。

○議長【谷口正一君】 酒井議員。

○4番【酒井義光君】 この時節ですので、先行投資をばんばん先にするというのは、まず無理

だと思えますけども、徐々に安い方の看板修理とかそういう方から少しずつ進めて、誘致が決まってからしたらいいのかわかりませんが、時を見きわめながら、皆さんと協力して大きい力にしていきたいと思えます。

よろしくお願ひします。

これで質問を終わります。

○議長【谷口正一君】 これにて一般質問を終結いたします。

<閉 議>

○議長【谷口正一君】 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、9月4日から9月9日までは休会といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

したがって、9月4日から9月9日までは委員会審査のため休会とすることに決定しました。

次の本会議は、10日に開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時49分

平成21年9月10日(木)

○出席議員(17名)

議長	谷口正一	副議長	南田孝是
1番	中村一子	2番	森山時夫
3番	角井外喜雄	4番	酒井義光
5番	塩谷道子	6番	前田幸子
7番	多賀吉一	8番	向正則
9番	道下政博	10番	鈴木準一
13番	山崎太市	14番	洲崎正昭
15番	長谷川恵子	16番	河上孝夫
18番	中田健二		

○欠席議員(1名)

17番	谷下紀義
-----	------

○説明のため出席した者

町長	村隆一	副町長	矢田征夫
総務部長	坂本守	総務課長	長和義
企画財政課長	岡本昌広	監理課長	酒井菊次
税務課長	河上孝光	町民児童課長	瀧川嘉孝
保険年金課長	坂坂要	健康福祉課長	東本栄三
環境安全課長	坂倉秀夫	産業建設部長	杉本満
産業経済課長	榊田和男	都市建設課長	川村善一
上下水道部長	林敏則	料金課長	北野力
上下水道課長	岡田一博	会計管理者	兼保純一
会計課長	大田新太郎	監査委員事務局長	大坂茂
消防長	高森良昭	消防次長	國本学
教育長	早川尚之	教育部長	藤本英幸
学校教育課長	宮川真一	生涯教育課長	太田和夫
河北中央病院事務長	村田善紀	河北中央病院事務課長	橋屋俊一

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹本信幸	議会事務局次長	竹田学
総務課長補佐	田中健一	行政係長	田中圭
企画財政課長補佐	納口達也		

○議事日程（第2号）

平成21年9月10日（木） 午後1時30分開議

- 日程第1 議案第59号 平成21年度津幡町一般会計補正予算（第4号）から
議案第76号 請負契約の締結について（津幡町公共下水道事業浄化センター汚泥脱
水機機械設備工事（その2））まで
請願第11号から請願第18号まで
請願第10号（継続）
陳情第4号
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第2 認定第1号 平成20年度津幡町一般会計決算の認定についてから
認定第14号 平成20年度津幡町水道事業会計決算の認定についてまで
（決算審査特別委員会の設置・委員の選任・委員会付託）
決算審査特別委員会の閉会中の継続審査について
（採決）
- 日程第3 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について
（採決）

○議事日程（追加第1号）

- 日程第1 議会議案第8号 F T A（自由貿易協定）を締結しないことを求める意見書から
議会議案第9号 大胆できめ細かな雇用対策を求める意見書まで
（質疑・討論・採決）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

＜開 議＞

○議長【谷口正一君】 ただいまの出席議員は、17名であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○議長【谷口正一君】 本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

＜会議時間の延長＞

○議長【谷口正一君】 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

＜議案等上程＞

○議長【谷口正一君】 日程第 1 議案第59号から議案第76号まで、請願第11号から請願第18号までおよび継続審査となっております請願第10号ならびに陳情第 4 号を一括して議題といたします。

＜委員長報告＞

○議長【谷口正一君】 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過および結果につき各常任委員長の報告を求めます。

多賀吉一総務常任委員長。

〔総務常任委員長 多賀吉一君 登壇〕

○総務常任委員長【多賀吉一君】 総務常任委員会に付託されました案件について、総務部長、消防長ならびに関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、ご報告いたします。

議案第59号 平成21年度津幡町一般会計補正予算（第 4 号）

第 1 表 歳入歳出予算補正中

歳入 全部

歳出

第 1 款 議会費 第 1 項 議会費

第 2 款 総務費 第 1 項 総務管理費

第 2 項 徴税費

第 5 項 統計調査費

第 8 項 防災費

第 9 款 消防費 第 1 項 消防費

第 2 表 地方債補正

については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第65号 牛首辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第67号 財産の取得について（津幡町コミュニティバス車両）は、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第11号 町議会常任委員会の傍聴を許可することを求める請願については、賛成少数により、不採択といたしました。

次に、請願第13号 常任委員会を傍聴可能な部屋で開催することを求める請願書については、賛成少数により、不採択といたしました。

次に、請願第14号 第四次津幡町総合計画を推進するために津幡町舟橋地区場外舟券売り場設置計画の白紙撤回を求める請願については、賛成少数により、不採択といたしました。

次に、請願第18号 「安心社会実現のため22年度予算の確保を求める意見書」の提出を求める請願については、全会一致をもって不採択といたしました。

次に、平成21年第 4 回津幡町議会定例会において継続審査となっております請願について報告いたします。

請願第10号 経済危機対策などに伴う地方負担の軽減を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって不採択と致しました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものがあります。

報告を終わります。

○議長【谷口正一君】 道下政博文教福祉常任

委員長。

〔文教福祉常任委員長 道下政博君 登壇〕

○文教福祉常任委員長【道下政博君】 文教福祉常任委員会に付託されました案件について、教育長、教育部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第59号 平成21年度津幡町一般会計補正予算（第4号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第2款 総務費	第3項 戸籍住民登録費
	第7項 防犯と交通安全対策費
第3款 民生費	第1項 社会福祉費
	第2項 児童福祉費
第4款 衛生費	第1項 保健衛生費
	第2項 清掃費
第10款 教育費	第1項 教育総務費
	第2項 小学校費
	第3項 中学校費
	第4項 幼稚園費
	第5項 社会教育費
	第6項 保健体育費

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第60号 平成21年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第61号 平成21年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第62号 平成21年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第2号）

以上、3件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第64号 津幡町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第68号 財産の取得について（津幡町福祉バス車両）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第69号 請負契約の締結について（津幡町立津幡小学校校舎棟改築工事（建築））

議案第70号 請負契約の締結について（津幡町立津幡小学校屋内運動場棟改築工事（建築））

議案第71号 請負契約の締結について（津幡町立津幡小学校校舎棟改築工事（電気設備））

議案第72号 請負契約の締結について（津幡町立津幡小学校校舎棟・屋内運動場棟改築工事（機械設備））

以上、4件の請負契約の締結については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、陳情第4号 国の教育予算を拡充することについては、全会一致により不採択といたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わらせていただきます。

○議長【谷口正一君】 向 正則産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 向 正則君 登壇〕

○産業建設常任委員長【向 正則君】 産業建設常任委員会に付託されました案件について、産業建設部長、上下水道部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第59号 平成21年度津幡町一般会計補正予算（第4号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第5款 労働費	第1項 労働諸費
第6款 農林水産業費	第1項 農業費
	第2項 林業費
第7款 商工費	第1項 商工費

- 第2項 交通政策費
- 第8款 土木費
 - 第1項 土木管理費
 - 第2項 道路橋梁費
 - 第3項 河川費
 - 第4項 都市計画費
- 第11款 災害復旧費
 - 第1項 公共土木施設災害復旧費

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第63号 平成21年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第66号 町道路線の認定については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第73号 請負契約の締結について（準用河川舟橋川河川改修工事（まち交その5））

議案第74号 請負契約の締結について（準用河川舟橋川河川改修工事（まち交その6））

議案第75号 請負契約の締結について（津幡町公共下水道事業浄化センター汚泥処理棟増築工事（その2））

議案第76号 請負契約の締結について（津幡町公共下水道事業浄化センター汚泥脱水機械設備工事（その2））

以上、4件の請負契約の締結については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第12号（仮称）「住宅リフォーム助成制度」の創設を求める請願書については、賛成少数により不採択といたしました。

次に、請願第15号 F T A（自由貿易協定）を締結しないことを求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

次に、請願第16号 政府が自ら決めた備蓄ル

ールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める請願については、賛成少数により不採択といたしました。

次に、請願第17号 「大胆できめ細かな雇用対策を求める意見書」の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○議長【谷口正一君】 これをもって委員長報告を終わります。

<委員長報告に対する質疑>

○議長【谷口正一君】 各常任委員長に対する質疑に入ります。

ただいまの報告に対する質疑はありませんか。ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

5番 塩谷道子議員。

○5番【塩谷道子君】 議案第69号、議案第70号について、賛成ではありますが、少し意見を述べさせていただきます。それから請願第11号、請願第12号、請願第14号、陳情書についての賛成意見を述べます。

まず、議案第69号と議案第70号についてですが、請負契約ということで、随分迷ってしまいました。津幡小学校校舎棟約14億、屋内運動場約3億2,000万の改築にかかわる請負契約の締結という議案です。本当にいろいろ迷った理由というのは、次のとおりです。

まず、津幡小学校が大変老朽化していて、耐震においても問題があり、改築が待たれており、本来ならもろ手を挙げて賛成したいというところですが、

しかし、入札率を見たときにはっきり賛成とは言いきれませんでした。裁判所の判決でも95パーセント以上の入札率に関して、談合入札が疑われることを指摘しています。今回の入札に関しても、もし10パーセント入札率が低かったらということを考えてみますと、約1億4,000万円、3,200万円、また5パーセント低いと7,400万、1,600万円というのが、町が余分に支払うということになるわけです。町民も談合があるのではないかと心配をしています。

しかし、談合があったとする確かな情報もない中で反対するということはできないので、今回は賛成するしかないなと思って、賛成の方に回りたいと思います。

そこで、入札の透明性を高めるためにも、制限付き一般入札というのを、一般入札に変えることが必要ではないかと思っています。制限付きを外すと工事の質が落ちる心配があると言われると思いますが、業者の方も工事の内容を見れば参加するかどうかは判断できるはずですし、判断すると思います。制限付きを外すことで参加できる業者を増やすということは、談合を防ぐ一つの対策になるのではないかと思います。今後とも談合を防ぐための制度の検討を重ねていただくようお願いしまして、これについての討論は終わります。

次に、請願第11号 町議会常任委員会の傍聴を許可することを求める請願について、賛成意見を述べます。

請願要旨にも述べられているように、今、行政や議会の透明性が大変求められています。議会常任委員会の傍聴ができるようになれば、透明性に対する大きな一歩となります。今まで許可にならない大きな理由として、部屋の狭さが問題となっていました、傍聴の重要性さえ認識できれば、いくらでも解決の方法はあります。

教育委員会が傍聴できるようにしたことは、大きな一歩だと思います。教育委員会のように人数制限をした上で、許可することもできます。

すぐ近くに傍聴人がいると圧迫感を感じるという方もいらっしゃるようですが、議員になった以上は、だれの前でも、近くでも自分の考えを述べることは当然のこととして受けとめるべきではないでしょうか。だれに遠慮することもないはずですよ。

また、今使っている全協の部屋を交代で使い、会期を延長することもできます。この方法は、私たち議員にとっても大変ありがたい方法となります。今は所属していない常任委員会の内容が分からないので、直接担当課に尋ねるしかありません。役場の担当課の人にとっても同じ説明を何度もすることになりますので、一度にできる方がいいに決まっています。

近隣の議会の様子を皆さん大変よくご存じだと思いますので、常任委員会の傍聴を早急に許可する時期に来ているということは良くお分かりではないかと思っています。委員長が許可すればいいわけですから、もしもこの議案が否決されたとしても、前向きにぜひ取り組んでいただきたいと思っています。これについての討論を終わります。

次、請願第12号 「住宅リフォーム助成制度」の創設を求める請願について、賛成意見を述べます。

今、深刻化する不況の中で、小規模建設業者が悲鳴を上げています。その中で、不況対策としてリフォーム助成制度をつくっている自治体があります。

山形県庄内町では、町民が自宅の改修、修繕、新築を地元の大工さんに発注した場合、あるいは小規模建設業者といった方がいいかもしれませんが、町が建設費用5パーセント助成するというもので、限度額が50万円となっています。商店や倉庫などの建物も対象です。2008年度で109件、総工事費は約6億円、2009年度になってもすでに97件への助成が決まっていると聞きます。町の小規模建設業者だけでなく、関連業種も仕事が増えていて、約300業種の仕事が回

っているそうです。

また、滋賀県では、10自治体が住宅リフォーム助成制度を実施しています。それぞれの自治体で申し込みが殺到していると報道されていました。豊郷町では、工事費の50パーセント助成、限度額30万円、彦根市では工事費の20パーセント助成、限度額が20万円です。彦根市の方では、252人の申し込みがあったと聞いています。リフォームできる人は確かに一部の人という意見もありますが、各地での取り組みを見ていると、どの地域でも申し込み者が多く、経済効果があるとされています。彦根市では、一度制度が終わったそうですが、要望が多くて、また議会で可決され、復活が決まったと報道されていました。

今、各地でさまざまな景気刺激策がとられています。どれもすべての人にとっていいというわけにはいきません。しかし、その政策が引き金となり、地域に経済効果を生み出しています。住宅リフォーム助成制度も景気刺激策の一つとして、ぜひ取り入れていただきたいと思います。12号については、それだけです。

14号について賛成の意見を述べます。

一般質問でも述べましたように、津幡町にギャンブル施設を誘致することには反対です。この請願にもありますように、ボートピア津幡の設置は、第四次津幡町総合計画に示されている町の将来像には相反しています。高専の学生にとっては、安心して勉学に励む環境を壊しかねないおそれを抱かせるものです。

最近、若者が大麻などの麻薬に染まりつつある問題がマスコミでよく取り上げられています。初め興味半分で手を染めたことが深みへの第一歩となることがよくあります。ギャンブルにもそういう怖さがつきまっています。

また、町民の安全、安心なまちづくりを願う気持ちを逆なでするものです。ボートピア津幡の周辺で、防犯体制をしっかりとしても、それに付随して起こる可能性のある犯罪まで本当に防

ぐことができるでしょうか。どのように防ぐのかということもぜひ示していただきたいものだと思います。

町には、すでにほかのギャンブル場があるのに、なぜボートピアにだけ反対するのかという意見も聞きます。もちろんパチンコ屋さんの進出も歓迎しません。中橋のパチンコ店出店では、大きな反対運動がありました。議会でも反対をしたにもかかわらず、それが実現しなかったことへの大きな憤りが今でも残っています。それなのに、さらにギャンブル場を呼び寄せるということに納得いかないのは当然の感情です。

また、宝くじとかコンビニなどでtotoが行われているということもありますが、何といてもボートピアでは規模が違います。駐車場に数百台の車、津幡町だけでなく、近隣の町からも押しかけてくるとなると、今まで町にあるギャンブル施設とは、あからさまに違う見方が必要ではないでしょうか。協議機関を設けなければならないということ自体が、ほかのギャンブル場とは区別される理由だと思えます。ギャンブル依存症を呼び込むような施設は、津幡町や子どもたちの将来にとって決してつくってはいけないものです。

わずかな、それも年々下がっていきつつあるわずかな環境費を当てにしようとする浅ましさは捨ててしまった方がいいと思います。役場の職員の方も津幡町の財政の立て直しを考えて懸命に励んでおられます。その姿こそ尊いのではないのでしょうか。場外舟券売り場設置計画の白紙撤回を求める請願に賛成する討論をこれで終わります。

次に、陳情書 国の教育予算を拡充することについての賛成討論をします。

7月31日付の朝日新聞には、「大学進学際立つ年収差」という記事が一面に出ていました。東京大学の大学経営・政策研究センターが調査したところ、保護者の収入が多くなるほど右肩上がりに大学進学率が高くなることが確認され

ました。特に、私立大学への進学では大きな差がついています。

日本の教育機関への財政支出の対GDP比は、中日新聞8月1日付の記事によりますと、OECD加盟国28カ国中、日本は3.4パーセントで最下位です。1位のアイスランドは7.2パーセント、2位のデンマークは6.8パーセントです。9月8日には、OECD2006年度の調査結果を発表しています。さきに言いました中日新聞のは2005年度の調査結果です。2006年度の調査結果を発表していますが、やはり加盟国28カ国中27位で3.3パーセントでした。

したがって、この陳情書にあるように、経済格差が世代間に引き継がれないようにすべての子どもたちへの教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要であり、具体的な施策についても、もっともだと思われることばかりです。

ところが常任委員会では、奨学金制度を貸与から給付方式にすること、教職員定数改善計画を実施することに関して反対という意見があり、不採択になったと報告されました。

大学での給付奨学金の有無について、2008年度のOECD加盟国の状況調査結果があります。国立国会図書館が収集した資料をもとに作成されたものです。それによりますと、給付奨学金制度がないのは、同じく28カ国中4カ国で、アイスランド、メキシコ、韓国、日本、この4カ国です。この中で、アイスランドは授業料が無料です。授業料無料でしかも給付奨学金制度ありの国は、28カ国中11カ国あります。反対に、授業料は有料で、しかも給付の奨学金制度がないという国は、28カ国中何と3カ国だけです。メキシコ、韓国、日本です。どちらかの制度をつくっている国には、当然のことながら日本よりも経済力の低い国が含まれています。

教育の格差をなくし、すべての子どもたちへの教育を保障しようという気持ちがあればいくらでもできることです。

また、教職員定数の問題に関しては、すでに義務制第8次、高校第7次と教員定数改善計画が立てられているにもかかわらず、実施されていない分ですので、それを要望することは理にかなったことだと思います。学校では、先生が子どもと向き合う時間の確保が本当に求められています。今、教師は多忙を極め、子どもとしっかり向き合う時間が足りないことに悩んでいます。教員定数の改善が必要です。ぜひ採択されることを願ひまして、私のすべての討論を終わります。

○議長【谷口正一君】 ほかにありませんか。

2番 森山時夫議員。

○2番【森山時夫君】 私は、請願14号 第四次津幡町総合計画を推進するために津幡町舟橋地区場外舟券売り場設置計画の白紙撤回を求める請願に対する反対の立場で述べます。

私は、9月より総務常任委員として職務をすることになりました。今回の総務常任委員会に付託された多くの請願書を一件一件慎重にかつ激論を重ねて、長時間にわたり審議をいたしました。そうした中で、請願14号の場外舟券売り場は、人にやさしいまち、活気あふれるまち、心が潤うまち、安全で安心なまちを率先して、その撲滅を目指すべき施設である。また、津幡町のイメージダウンになる、津幡町が公営ギャンブルの町になることにより、白紙撤回を求めるというものです。

現在、競艇に関する施設は、本場が24会場、場外舟券売り場は33施設あります。近くには、福井県の三国競艇場あり、徒歩で4、5分でそのそばには芦原温泉郷があります。

また、滋賀県には琵琶湖競艇場があり、琵琶湖は滋賀県の6分の1の面積があり、滋賀県を初め京阪神の人口の1,400万人の方が常時飲料水として使用しております。また、工業や農業用水にも、十分使われておる琵琶湖の水です。

また、広島県においては、世界文化遺産である厳島神社に、そこに渡る、あそこは島ですか

ら、埠頭のその横に宮島競艇場があります。

こうした温泉街生活の源となる湖、あるいは世界文化遺産などの全国民や世界中の海外の知名度の非常に高い観光地など、まだほかにも日本には多くのそういう名所のところに競艇場とかがありますが、そういう競艇、競馬、競輪など施設がある地域のイメージダウンやギャンブルの町などとレッテルが張られたことで、市や町が衰退したところがあれば、私は紹介してほしいと思います。実態がなければ、請願書の内容は、不安を誘導させる文書としかとれません。

今、津幡バイパスや国道8号線北バイパスの車の通行量、交通事故など防止対策は、国交省、警察機関で常時データを取り、分析、改善を進めているところであります。

北バイパスにおいては、交通事故分析の結果、ことしから6月時点で交通事故の原因となる対向車線進出事故が、26件中11件、40.7パーセント起きております。そういう大事故の要因であることもありまして、ことしの8月中旬には、北バイパス刈安北から除雪ステーションの間、約4.7キロぐらいありますけども、その道路センターラインの改良、それはセンターポールの設置、それとランブルストリップス、これは中央線のところに溝を切ってそこへ車が、タイヤが通ると、ゴトゴトッとそういう振動が起きる、そういう工事をした結果ですけども、事故件数が激減した、そういう報告を聞いております。

このように、各機関による対策が常に行われていることで、今後素早く町民の不安を取り除く体制が確立していることを確信するもので、よって私は、請願第14号の反対討論、反対として、この反対討論といたします。

以上です。

○議長【谷口正一君】 ほかにありませんか。

1番 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 1番 中村一子です。

私は、まず最初に順を追って議案69号、70号、71号、72号、津幡小学校の改築工事について、

これは非常に迷って迷って考えて、結局自分としては、今回は賛成に立つということで討論いたします。その迷った理由ということ、今述べさせていただきたいと思います。

津幡町の、この小学校の校舎の改築工事の建築についてなんですが、やっぱり予定価格の落札額というのは約95.3パーセント、最低制限価格というのは、どの工事もこの4件に関しては大体86から87パーセントの最低制限価格となっております。

大体、津幡町のこういった入札の多くが95パーセント前後にあるなということ、私は感じているんです。このことが、先ほど塩谷議員も述べられておりましたが、談合の可能性も考えられるというような、そういう判決もあるということもあります。それからそういったデータが出てくるということもあります。ぜひ、町は公正な入札を今後も努めていただきたい。このことについては、私は、迷って、結局は反対する理由がないということで、賛成ということにいたします。

次ですが、請願についてですが、第11号そして請願第13号の両方ですね、これは町議会の常任委員会の傍聴を許可することを求める請願であります。これについて、11号については、傍聴を速やかに許可することを求めています。それから請願第13号については、今まで傍聴を求めてきたにもかかわらず、結局委員会を開催する部屋が狭苦しいということを理由にずっと不許可とされてきたものであります。なのでぜひその大きな部屋で開催する。あるいは委員会の日程をずらし、傍聴可能な対策を考えてほしいという請願であります。これについては、私は賛成ということで討論させていただきます。

大きく理由としては、4つ挙げさせていただきます。

1つ目は、基本的に常任委員会の傍聴は、認められているということです。本会議を傍聴できるのは、皆さんご存じのとおりです。その本

会議に上程された議案のほとんどは、各常任委員会に付託され審議されています。つまり、本来本会議でも審議されるべき議案が、各常任委員会に付託されているわけで、だからこそ町議会委員会条例の第17条に「委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる」と、その傍聴については、ほかの委員会の議員に対しても、そして町民に対しても認められているということです。

2つ目の理由としては、傍聴が認められている常任委員会は、開催する部屋が狭いということで傍聴が許可されていませんでした。

議会は、今日に至るまで、いまだに何の対策も実行していない。このことに問題があります。傍聴の許可を町民が求め続けて、いかに多くの時間がたっているか。何度傍聴を申請しているか。それに対し議会は、今日に至るまで何らかの対策を実行しなければならないのに、何も実行していません。いつまで部屋が狭いからと傍聴を拒否し続けるのか。

そして3つ目は、町民は、代弁者である議員が何を言っているのか、それを知る権利があります。議員は、それを町民に知らせる義務があると思います。町民に傍聴されれば意見が言いにくい、会議ができない、そういう議員の意見があります。あるいは、そばに傍聴人がいると気が散るということを理由に、傍聴を拒否する議員の意見も聞きます。しかし、このような理由で傍聴を拒否することについては、町民は納得できるものではありません。

4つ目の理由は、議会とはだれのためにあるのかという、基本的な問題についてです。議会は、町民のためにあります。議会は、町民の代弁者である議員によって構成されています。その会議を町民に傍聴させないということはどういうことか。結果的に、町民の目から議会を隠そうとしていることになるのではありませんか。これは、あくまで結果的にということです。部屋が狭い、そういう理由があつてのことではあ

りますが、今に至るまで傍聴できないということは、そういうことだと思います。常任委員会の傍聴ができないという現状のままでは、どんな理由があるにせよ開かれた議会とは決して言えません。議会は、町民の目にさらされるものであり、これが基本だと思います。

以上、大きく分けて4つの理由から、請願第11号と第13号、町議会の常任委員会の傍聴を許可し、その対策を求めた請願に賛成いたします。

続きまして、請願第14号 第四次津幡町総合計画を推進するために津幡町舟橋地区場外舟券売り場設置計画の白紙撤回を求める請願です。人を生かし、心が安らぐまちを実現するために、場外舟券売り場はいらない。20歳以上であれば、たとえ学生であっても舟券を購入できる、そのような場外舟券売り場は脅威であり、安心して勉強に励む環境を提供しない。津幡町が公営ギャンブルの町になるということを見直すよう、そのように求めている請願です。

この9月定例会で、場外舟券売り場設置に関して、私も一般質問をいたしました。町の答弁には、残念ながら私は納得がいきませんでした。町民の中には、縛りがあるから大きな声では言えないが、ボートピアは問題だという方々の声を耳にします。町民が、ボートピアについての考えを明らかにしづらい空気がずっと以前からあったということが言えると思います。

しかし、そのような中であっても、ボートピア設置に関する問題は、町長が容認されてからも毎回定例会に白紙撤回など請願が上がっています。そのすべては不採択となっていますが、それでもなお白紙撤回を求める町民がいるという事実を、議会は直視するべきではないでしょうか。ボートピアを要らないと思っている町民は少数派であると考えの方がいらっしゃるなら、それは間違っています。この町にボートピアは要らないと思う町民が大勢いる中で、実際に舟橋地区に本当にボートピアができてしまったとき、そのとき町民は、町や議会に対しどう思う

でしょうか。

議会が反対しないことが、ボートピア設置への3要件となっています。今、議会が反対すれば、ボートピアは建ちません。ボートピアに賛成とまでは思わないけれどと思っているそういう中で、もしここで反対しなければ、その意見は3要件の中に組み込まれてしまうということです。どうかボートピア設置計画を白紙撤回する請願を、この議会で採択され、そしてこの議会が反対しないということが、もうボートピア設置への3要件の中に入っていくという事実をとらえ、考えていただきたいと思います。

以上、賛成の討論をいたしました。

○議長【谷口正一君】 ほかにありませんか。

6番 前田幸子議員。

○6番【前田幸子君】 6番 前田幸子です。

まず、請願第11号 町議会常任委員会の傍聴を許可することを求める請願、第13号 常任委員会を傍聴可能な部屋で開催することを求める請願に賛成の立場で討論します。

北海道の清水町という町があります。アイヌ語でベケレベツ、明るく清らかな川という意味に由来している町だそうですが、人口は、津幡町の3分の1に満たない1万382人、4,547世帯。しかし、ホームページで見ると、非常に先進的な印象を受けます。町長、議長、教育長らの交際費についても、5年前から詳細に公開されています。傍聴については、議会と委員会の秩序の保持と公開性を高めることを目的にして、傍聴規則が設けられ、各常任委員会、議会運営、特別委員会についても、だれもが会議を傍聴することができる。町の執行状況や税金で賄われる予算の使い方など、また町民の代表である議員が活動する状況など見ることができるとして、町民に傍聴を呼びかけています。

金沢市、内灘町、かほく市、小矢部市など近隣の市町でも、すでに傍聴が許可されています。希望者はだれでも傍聴でき、これまでに私自身も2回、お隣のかほく市の常任委員会を傍聴し

ましたが、各委員会が別々の日に開催されるので、市民と並んで別の委員会に属する議員たちも傍聴していました。机の上には、前もって分厚い説明資料も準備されていました。

傍聴者がいると、本音で議論できないという議員の反対意見は、全く論外。議員すら傍聴できないという今の状況を改善すべきではありませんか。

議会が発行しています議会だより、優秀な議会だよりであるとして、全国評価を受けています。議会の審議、運営、活動等の状況を広く住民に公開し、周知させるために発行するとなっている議会だよりです。多くの町民に議会に関心を持ってもらい、議会をより身近なものに感じてもらいたい、町民に少しでも早く知らせたいという目的があるからではないでしょうか。

すでに、昭和62年に町議会条例第17条に「委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる」という条例が定められているわけですから、透明性をさらに高めるためにも、公開を実行するための努力と工夫を真剣に行うべきではないかと思います。

次に、第14号 第四次津幡町総合計画を推進するために津幡町舟橋地区場外舟券売り場計画の白紙撤回を求める請願について、賛成討論をいたします。

この請願は、津幡町の高等教育機関である石川高専の先生方から出されました。場外舟券売り場、ボートピアは、津幡町が第四次総合計画に掲げる人にやさしいまち、活気あふれるまち、心が潤うまち、安全で安心なまちとは、どう譲歩しても、全く接点が見出せません。それどころか、先生方が述べられているとおり、本来、津幡町が率先して、その撲滅を目指すべき施設であります。

全国で33のボートピア、日本海側では秋田県と島根県だけ。津幡が開設されれば、石川県初、北陸初、日本海側初ということになります。お初というのは、気持ちのいいものです。しかし、

このお初ばかりは迷惑です。請願にあるように、津幡町のイメージアップには全くつながりません。実際に開設されれば、どのような状況になるのか、創造力を働かせれば明白なことです。対策を考えなければ不安が募る。そのような施設は、津幡町には要りません。

調査したところでは、桐生競艇の売り上げは、前年度より17.5パーセント減、本場売り上げは大幅に下がり、便利さという点で電話売り上げ、インターネット売り上げが伸びているそうです。わざわざ今の時代に津幡町に開設する必要はないわけです。

政治の流れは、今大きく変わろうとしています。保守王国という地にあつて、変わらなければという民意、一人ひとりの勇気のあらわれでもあります。津幡町の将来について、勇気をもって真剣に考える時期ではないでしょうか。

以上、私の賛成討論を終わります。

○議長【谷口正一君】 ほかにありませんか。ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○議長【谷口正一君】 これより議案採決に入ります。

議案第59号から議案第66号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議案第59号から議案第66号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号から議案第68号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議案第67号から議案第68号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号から議案第72号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議案第69号から議案第72号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号から議案第76号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議案第73号から議案第76号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願第11号 町議会常任委員会の傍聴を許可することを求める請願を採決いたします。この採決は、起立によって行います。

委員長の報告では、不採択とされております。お諮りいたします。

請願第11号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者3名 不起立者13名〕

○議長【谷口正一君】 起立少数であります。

よって、請願第11号は、不採択とすることに

決しました。

次に、請願第12号（仮称）「住宅リフォーム助成制度」の創設を求める請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告では、不採択とされております。お諮りいたします。

請願第12号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者1名 不起立者15名〕

○議長【谷口正一君】 起立少数であります。

よって、請願第12号は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第13号 常任委員会を傍聴可能な部屋で開催することを求める請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告では、不採択とされております。お諮りいたします。

請願第13号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者3名 不起立者13名〕

○議長【谷口正一君】 起立少数であります。

よって、請願第13号は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第14号 第四次津幡町総合計画を推進するために津幡町舟橋地区場外舟券売場設置計画の白紙撤回を求める請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告では、不採択とされております。お諮りいたします。

請願第14号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者3名 不起立者13名〕

○議長【谷口正一君】 起立少数であります。

よって、請願第14号は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第15号 F T A（自由貿易協定）

を締結しないことを求める請願書を採決いたします。

委員長の報告では、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第15号を採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、請願第15号は、採択とすることに決しました。

次に、請願第16号 政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告では、不採択とされております。お諮りいたします。

請願第16号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者1名 不起立者15名〕

○議長【谷口正一君】 起立少数であります。

よって、請願第16号は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第17号 「大胆できめ細かな雇用対策を求める意見書」の提出を求める請願書を採決いたします。

委員長の報告では、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第17号を採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、請願第17号は、採択とすることに決しました。

次に、請願第18号 「安心社会実現のため22年度予算の確保を求める意見書」の提出を求める請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告では、不採択とされております。お諮りいたします。

請願第18号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者1名 不起立者15名〕

○議長【谷口正一君】 起立少数であります。

よって、請願第18号は、不採択とすることに決しました。

次に、6月定例会で継続審査となっております請願第10号 経済危機対策などに伴う地方負担の軽減を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告では、不採択とされております。お諮りいたします。

請願第10号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者1名 不起立者15名〕

○議長【谷口正一君】 起立少数であります。

よって、請願第10号は、不採択とすることに決しました。

次に、陳情第4号 国の教育予算を拡充することについてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告では、不採択とされております。お諮りいたします。

陳情第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者2名 不起立者14名〕

○議長【谷口正一君】 起立少数であります。

よって、陳情第4号は、不採択とすることに決しました。

<決算審査特別委員会の設置>

○議長【谷口正一君】 日程第2 認定第1号 平成20年度津幡町一般会計決算の認定についてから、認定第14号 平成20年度津幡町水道事業会計決算の認定についてまでを議題といたします。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第14号までについては、

津幡町議会委員会条例第5条の規定により、7名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第14号までの決算の認定については、委員7名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

<決算審査特別委員会委員の選任>

○議長【谷口正一君】 これにより、選任第6号 決算審査特別委員会委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、津幡町議会委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり議長において、森山時夫議員、角井外喜雄議員、酒井義光議員、多賀吉一議員、向 正則議員、道下政博議員、南田孝是議員、以上7名を指名したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました7名の諸君を、決算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に決算審査特別委員会を開き、委員長・副委員長の互選をされ、その結果を議長までご報告願います。

〔休憩〕 午後2時35分

〔再開〕 午後2時51分

○議長【谷口正一君】 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に決算審査特別委員会が開かれ、委員

長、副委員長の互選の結果が議長の手元にまいておられますのでご報告いたします。

決算審査特別委員会

委員長に 南田孝是議員

副委員長に 道下政博議員

以上、互選の結果をここにご報告いたします。

なお、決算審査につきましては、閉会中も継続して審査する旨の継続審査の申出書が議長のもとにまいておられます。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第14号までは、委員会の申し出のとおり閉会中も継続して審査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、申し出のあった事項につきましては、閉会中も継続して審査することに決しました。

＜閉会中の継続調査＞

○議長【谷口正一君】 日程第3 各常任委員会および議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員会を初めとする3常任委員会委員長および議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長のもとにまいておられます。

お諮りいたします。

各委員会から申し出のあった事項につきましては、閉会中も継続して調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、各委員会から申し出のあった事項につきましては、閉会中も継続して調査することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

〔休憩〕午後2時50分

〔再開〕午後2時53分

○議長【谷口正一君】 休憩前に引き続き会議

を再開いたします。

お諮りいたします。

先ほどの請願第15号および請願第17号の採択にともない、議会議案第8号から議会議案第9号までを日程に追加することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議会議案第8号から議会議案第9号までを日程に追加することに決しました。

＜議会議案上程＞

○議長【谷口正一君】 追加日程第1 議会議案第8号から議会議案第9号までを一括して議題といたします。

議会議案第8号 角井外喜雄議員ほか2名提出のFTA（自由貿易協定）を締結しないことを求める意見書についての趣旨説明を求めます。

3番 角井外喜雄議員。

○3番【角井外喜雄君】 議会議案第8号 FTA（自由貿易協定）を締結しないことを求める意見書を、津幡町議会会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出するものであります。提出者 角井外喜雄、賛成者 塩谷道子、同じく洲崎正昭。趣旨説明については、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

FTA（自由貿易協定）を締結しないことを求める意見書。

FTA交渉は、二国間等で関税の撤廃等に関する貿易ルールについて決めることができる協定で、WTO交渉が全会一致を原則とし交渉が難航していることから、世界各国でFTAの締結が急増している。

FTAの重要な目的の一つは日本の農業分野の市場開放であるが、仮に、農畜産物の全面的な関税撤廃を含んだ日米FTAを締結することになれば、米国の安い農産物が日本の市場に流入することにより、米や牛肉などの価格の暴落

は避けられず、我が国の農業は壊滅的な打撃を受けるおそれがある。

農業は、「食」という国民生活の根幹に位置づけられる重要な産業であり、食料安全保障、環境保全、伝統・文化の伝承などの観点から見ても、効率性だけでその意義を語ることはできないものである。これは相手国にもいえることであり、同様な理由から欧米でも多くの農業分野が保護されている。

よって、国においては、我が国の農業を守り、農家が安心して生産に励めるよう条件を整備するとともに、日米F T A交渉を進める場合でも、関税撤廃の対象から重要品目の農産物を外すことが明確にならない限り、その締結を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。各議員の賛同をよろしくお願いいたします。

<質 疑>

○議長【谷口正一君】 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑がありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論がありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○議長【谷口正一君】 これより議案採決に入ります。

議会議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議会議案第8号は、原案のとおり可決されました。

<議会議案上程>

○議長【谷口正一君】 次に、議会議案第9号 向 正則議員ほか2名提出の大胆できめ細かな雇用対策を求める意見書についての趣旨説明を求めます。

8番 向 正則議員。

○8番【向 正則君】 議会議案第9号 大胆できめ細かな雇用対策を求める意見書。津幡町議会会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出するものであります。提出者は、向正則、賛成者 南田議員、山崎議員であります。

本文の朗読をもって、説明にかえさせていただきます。

我が国の経済は若干の持ち直しの動きがみられるものの、引き続き厳しい景気動向の中で、雇用失業情勢は有効求人倍率0.44倍（21年5月）、完全失業率5.2パーセントと依然として最悪の状況が続いている。

特に、非正規労働者等の失業期間の長期化が懸念され、こうした事態に対応するため、政府は平成21年度補正予算に緊急人材育成・就職支援基金による支援事業を計上。35万人分の職業訓練機会の確保、30万人分の訓練期間中の生活保障など、雇用保険を受給できない非正規労働者・長期失業者の方などに対するセーフティネット機能を持つ仕組みをつくり、ハローワークを中心にして総合的に推進している。すでに、基金による職業訓練や「訓練・生活支援給付金」の申請および支給が開始されているが、全国のハローワークの窓口における適切な対応が求められるところである。

よって、政府におかれては、我が国の雇用情勢のこれ以上の悪化を防ぐため、下記の点について、さらなる取り組みを行うよう強く要請する。

記

1 訓練・生活支援給付金の受給資格認定や支給事務にあたっては、対象の失業者が雇用保険の受給を受けていないという実態を踏まえ、柔軟かつ迅速な対応を行うこと。

また、職業訓練の委託先団体の実態も地域によって格差があり、各地域において、特に新規成長・雇用吸収分野の訓練コースの確保に努めること。

2 雇用調整助成金の運用にあたっては、中小・零細事業者の経営実態を踏まえ、社会保険労務士などの協力を得て、ハローワークの積極的な対応を行うこと。

3 こうした業務を円滑に実施できるよう、ハローワークの窓口体制の全国的な整備に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。よろしくお願いたします。

<質 疑>

○議長【谷口正一君】 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑がありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論がありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○議長【谷口正一君】 これより議案採決に入ります。

議会議案第9号を採決いたします。

本案は起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議会議案第9号は、原案のとおり可決されました。

以上、今議会で可決されました議会議案第8号から議会議案第9号までの提出先および処理方法につきましては、議長にご一任願います。

<閉議・閉会>

○議長【谷口正一君】 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

よって、平成21年第6回津幡町議会定例会を閉会いたします。

これにて散会いたします。

午後3時04分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 谷口 正一

署名議員 谷下 紀義

署名議員 中田 健二

参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表	1
1. 議会議案	2
1. 委員会審査結果表	4
1. 閉会中の継続審査申出書	7
1. 閉会中の継続調査申出書	8
1. 決算審査特別委員会委員の選任について	12
1. 請 願	13
1. 陳 情	22

平成 21 年第 6 回津幡町議会定例会一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質 問 事 項		答 弁 者		
1	3番 角井外喜雄	1	町職員のメンタルヘルス対策と支援について	町 長		
		2	少子化対策について	町 長		
2	11番 南田 孝是	1	剪定枝・刈草の堆肥化事業について	副 町 長		
		2	リサイクル図書コーナーについて	教 育 長		
3	6番 前田 幸子	1	ボートピア計画の現在の状況を問う	町 長		
		2	教育委員会の危機管理を問う	教 育 長		
		3	ホームページの工夫と情報公開度アップを図れ	町 長		
4	17番 谷下 紀義	1	クマ、イノシシの実態とイノシシ対策について	産業建設部長		
5	5番 塩谷 道子	1	子ども医療費の無料化について	町 長		
		2	福祉タクシーについて	町民福祉部長		
		3	(仮称) ボートピア津幡の設置計画の撤回について	町 長		
6	1番 中村 一子	1	1	消費者生活相談に関する対応と今後の取り組みについて	町 長	
			2	消費者被害に遭わないために	産業経済課長	
		2	バス事業について	1	バス事業特別会計について	町 長
				2	バス運行改正にあたり町民から広く意見を求めよ	産業経済課長
		3	選挙の投票立会人について	総 務 課 長		
		4	場外舟券売り場の行政間協定を白紙撤回に	1	場外舟券売り場建設に関する進捗状況は	町 長
				2	(株)グッドワンの土地取得等について	町 長
				3	行政間協定の白紙撤回を求める	町 長
		7	9番 道下 政博	1	愛称を付ける町道に、町花(つつじ)の鉢植オーナー制度の導入を	町 長
				2	「なんでも世界一、日本一プロジェクト」の設立を	町 長
3	リサイクルエコステーション「つばたReco」の利用状況と反響について			環境安全課長		
8	4番 酒井 義光	1	想定外の豪雨とハザードマップについて	総 務 部 長		
		2	大河ドラマをどう生かすかについて	産業建設部長		

平成 21 年 9 月 10 日

津幡町議会議長 谷 口 正 一 様

提出者 津幡町議会議員 角井外喜雄
賛成者 津幡町議会議員 塩谷 道子
同 津幡町議会議員 洲崎 正昭

F T A（自由貿易協定）を締結しないことを求める意見書

上記の議案を次のとおり、津幡町議会会議規則（昭和 62 年津幡町議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

F T A（自由貿易協定）を締結しないことを求める意見書

F T A 交渉は、二国間等で関税の撤廃等に関する貿易ルールについて決めることができる協定で、W T O 交渉が全会一致を原則とし交渉が難航していることから、世界各国で F T A の締結が急増している。

F T A の重要な目的の一つは日本の農業分野の市場開放であるが、仮に、農畜産物の全面的な関税撤廃を含んだ日米 F T A を締結することとなれば、米国の安い農産物が日本の市場に流入することにより、米や牛肉などの価格の暴落は避けられず、我が国の農業は壊滅的な打撃を受けるおそれがある。

農業は、「食」という国民生活の根幹に位置づけられる重要な産業であり、食料安全保障、環境保全、伝統・文化の伝承などの観点から見ても、効率性だけでその意義を語ることはできないものである。これは相手国にもいえることであり、同様な理由から欧米でも多くの農業分野が保護されている。

よって、国においては、我が国の農業を守り、農家が安心して生産に励めるよう条件を整備するとともに、日米 F T A 交渉を進める場合でも、関税撤廃の対象から重要品目の農産物を外すことが明確にならない限り、その締結を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月10日

津幡町議会議長 谷口正一様

提出者	津幡町議会議員	向 正則
賛成者	津幡町議会議員	南田 孝是
同	津幡町議会議員	山崎 太市

大胆できめ細かな雇用対策を求める意見書

上記の議案を次のとおり、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

大胆できめ細かな雇用対策を求める意見書

我が国の経済は若干の持ち直しの動きがみられるものの、引き続き厳しい景気動向の中で、雇用失業情勢は有効求人倍率0.44倍（21年5月）、完全失業率5.2%（同）と依然として最悪の状況が続いている。

特に、非正規労働者等の失業期間の長期化が懸念され、こうした事態に対応するため、政府は平成21年度補正予算に緊急人材育成・就職支援基金による支援事業を計上。35万人分の職業訓練機会の確保、30万人分の訓練期間中の生活保障など、雇用保険を受給できない非正規労働者・長期失業者の方などに対するセーフティネット機能を持つ仕組みをつくり、ハローワークを中心にして総合的に推進している。すでに、基金による職業訓練や「訓練・生活支援給付金」の申請及び支給が開始されているが、全国のハローワークの窓口における適切な対応が求められるところである。

よって、政府におかれては、我が国の雇用情勢のこれ以上の悪化を防ぐため、下記の点について、さらなる取り組みを行うよう強く要請する。

記

- 1 訓練・生活支援給付金の受給資格認定や支給事務にあたっては、対象の失業者が雇用保険の受給を受けていないという実態を踏まえ、柔軟かつ迅速な対応を行うこと。
また、職業訓練の委託先団体の実態も地域によって格差があり、各地域において、特に新規成長・雇用吸収分野の訓練コースの確保に努めること。
- 2 雇用調整助成金の運用にあたっては、中小・零細事業者の経営実態を踏まえ、社会保険労務士などの協力を得て、ハローワークの積極的な対応を行うこと。
- 3 こうした業務を円滑に実施できるよう、ハローワークの窓口体制の全国的な整備に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年第6回津幡町議会定例会

常任委員会議案審査結果表

総務常任委員会

議案番号	件名	議決結果
議案第59号	平成21年度津幡町一般会計補正予算（第4号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳入 全部 歳出 第1款 議会費 第1項 議会費 第2款 総務費 第1項 総務管理費 第2項 徴税費 第5項 統計調査費 第8項 防災費 第9款 消防費 第1項 消防費 第2表 地方債補正	原案可決
議案第65号	牛首辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	〃
議案第67号	財産の取得について（津幡町コミュニティバス車両）	〃
請願第11号	町議会常任委員会の傍聴を許可することを求める請願	不採択
請願第13号	常任委員会を傍聴可能な部屋で開催することを求める請願書	〃
請願第14号	第四次津幡町総合計画を推進するために津幡町舟橋地区場外舟券売り場設置計画の白紙撤回を求める請願	〃
請願第18号	「安心社会実現のため22年度予算の確保を求める意見書」の提出を求める請願	〃
(継続)		
請願第10号	経済危機対策などに伴う地方負担の軽減を求める意見書の提出を求める請願	〃

平成 21 年第 6 回津幡町議会定例会

常任委員会議案審査結果表

文教福祉常任委員会

議案番号	件 名	議決結果
議案第59号	平成21年度津幡町一般会計補正予算（第4号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第2款 総務費 第3項 戸籍住民登録費 第7項 防犯と交通安全対策費 第3款 民生費 第1項 社会福祉費 第2項 児童福祉費 第4款 衛生費 第1項 保健衛生費 第2項 清掃費 第10款 教育費 第1項 教育総務費 第2項 小学校費 第3項 中学校費 第4項 幼稚園費 第5項 社会教育費 第6項 保健体育費	原案可決
議案第60号	平成21年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第61号	平成21年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第62号	平成21年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第64号	津幡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	〃
議案第68号	財産の取得について（津幡町福祉バス車両）	〃
議案第69号	請負契約の締結について（津幡町立津幡小学校校舎棟改築工事（建築））	〃
議案第70号	請負契約の締結について（津幡町立津幡小学校屋内運動場棟改築工事（建築））	〃
議案第71号	請負契約の締結について（津幡町立津幡小学校校舎棟改築工事（電気設備））	〃
議案第72号	請負契約の締結について（津幡町立津幡小学校校舎棟・屋内運動場棟改築工事（機械設備））	〃
陳情第4号	国の教育予算を拡充することについて	不採択

平成 21 年第 6 回津幡町議会定例会

常任委員会議案審査結果表

産業建設常任委員会

議案番号	件 名	議決結果
議案第59号	平成21年度津幡町一般会計補正予算（第4号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第5款 労働費 第1項 労働諸費 第6款 農林水産業費 第1項 農業費 第2項 林業費 第7款 商工費 第1項 商工費 第2項 交通政策費 第8款 土木費 第1項 土木管理費 第2項 道路橋梁費 第3項 河川費 第4項 都市計画費 第11款 災害復旧費 第1項 公共土木施設災害復旧費	原案可決
議案第63号	平成21年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第66号	町道路線の認定について	〃
議案第73号	請負契約の締結について（準用河川舟橋川河川改修工事（まち交その5））	〃
議案第74号	請負契約の締結について（準用河川舟橋川河川改修工事（まち交その6））	〃
議案第75号	請負契約の締結について（津幡町公共下水道事業浄化センター汚泥処理棟増築工事（その2））	〃
議案第76号	請負契約の締結について（津幡町公共下水道事業浄化センター汚泥脱水機機械設備工事（その2））	〃
請願第12号	（仮称）「住宅リフォーム助成制度」の創設を求める請願書	不採択
請願第15号	F T A（自由貿易協定）を締結しないことを求める請願	採 択
請願第16号	政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める請願	不採択
請願第17号	「大胆できめ細かな雇用対策を求める意見書」の提出を求める請願	採 択

津議発第134号

平成21年9月10日

津幡町議会議長

谷口正一様

決算審査特別委員会

委員長 南田孝是

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお審査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

審査事件

認定第1号 平成20年度津幡町一般会計決算の認定についてから

認定第14号 平成20年度津幡町水道事業会計決算の認定についてまで

津議発第135号

平成21年9月10日

津幡町議会議長

谷口正一様

総務常任委員会

委員長 多賀吉一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 町総合計画に関する事項
1. 行財政全般に関する事項
1. 消防に関する事項

津議発第136号

平成21年9月10日

津幡町議会議長

谷口正一様

文教福祉常任委員会

委員長 道下政博

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 学校教育・生涯学習に関する事項
1. スポーツ及び文化財に関する事項
1. 社会福祉・社会保障に関する事項
1. 公衆衛生・環境衛生に関する事項
1. 医療に関する事項

津議発第137号

平成21年9月10日

津幡町議会議長

谷口正一様

産業建設常任委員会

委員長 向正則

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 土木事業に関する事項
1. 開発事業・都市計画に関する事項
1. 農林業に関する事項
1. 商工業及び観光に関する事項
1. 上下水道事業に関する事項

津議発第138号

平成21年9月10日

津幡町議会議長

谷口正一様

議会運営委員会

委員長 長谷川 恵子

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 議会の運営に関すること。

選任第6号

決算審査特別委員会委員の選任について

津幡町議会委員会条例（昭和62年津幡町条例第9号）第7条第1項の規定に基づき、決算審査特別委員会委員を次のとおり選任する。

平成21年9月10日

津幡町議会議長 谷 口 正 一

決算審査特別委員会委員
森山 時夫
角井外喜雄
酒井 義光
多賀 吉一
向 正則
道下 政博
南田 孝是

受理番号	請願第11号	受理年月日	平成21年8月19日	付託委員会	総務常任委員会
件名	町議会常任委員会の傍聴を許可することを求める請願				
請願者 住所氏名	河北郡津幡町字越中坂133-1 西村善男		紹介議員	塩谷道子	
【請願要旨】					
<p>「津幡町議会委員会条例」第17条（傍聴の取扱い）には「委員会は、議員のほか、委員長の許可を得たものが傍聴することができる。」とあります。ところが、常任委員会の傍聴は一度も認められたことがありません。委員長が許可しない最も大きな理由は、常任委員会の部屋が狭いからというものです。</p> <p>行政や議会の透明性が今ほど求められていることはありません。傍聴を許可することの重要性が認識されれば、部屋の狭さについての解決策はいくつも考えられるはずです。</p> <p>近隣の自治体ですでに実施されている常任委員会の傍聴は、津幡町でも行われるべきです。条例はできているのですから、委員長の決断によって傍聴が許可されるよう強く求めます。</p>					
【請願事項】					
1、常任委員会の傍聴を速やかに許可することを求める。					
以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。					

受理番号	請願第12号	受理年月日	平成21年8月19日	付託委員会	総務常任委員会
件名	(仮称)「住宅リフォーム助成制度」の創設を求める請願書				
請願者 住所氏名	石川県羽咋市西釜屋町ノ70-12 能登民主商工会 代表 松井 昇		紹介議員	塩谷道子	
<p>【請願主旨】</p> <p>急速な景気悪化が、住民、中小業者の生活と営業を直撃しています。こうした状況で中小業者の倒産も相次ぎ、その営業と生活は存亡の危機にあります。今こそ緊急の経済対策が求められています。</p> <p>「住宅リフォーム助成制度」は、地域住民が、地元業者を使って住宅のリフォーム等を行った場合に、その経費の一部を自治体が助成するものです。この制度は、住民が住宅などの改善をすすめるきっかけをつくるとともに、中小業者の振興を促し、地域経済の活性化に寄与するものです。「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」などの有効活用が求められています。</p> <p>以上に主旨をふまえ、次のとおり請願するものです。</p> <p>【請願事項】</p> <p>1、(仮称)「住宅リフォーム助成制度」を創設すること。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。</p>					

受理番号	請願第13号	受理年月日	平成21年8月20日	付託委員会	総務常任委員会
件名	常任委員会を傍聴可能な部屋で開催することを求める請願書				
請願者 住所氏名	津幡町・市民グループ「風」世話人 津幡町字清水イ117 一丸 靖子 津幡町字太田へ33-2 稲垣 巖 津幡町字舟橋そ23-3 井上 研一 津幡町字舟橋そ23-3 井上 俊子 津幡町字庄リ28 黒田 英世 津幡町井上の荘1-49 桑江はるみ 津幡町字潟端570-6 杉野洋一郎 津幡町字横浜い88-1 問谷 元子 津幡町字緑が丘2-97 竹森 昭一 津幡町字津幡ケ21-17 中西 政敏 津幡町字津幡ろ87 長曾 孝子 津幡町字津幡ろ87 長曾 正明 津幡町字能瀬口150 中村 政利 津幡町字御門ろ19-3 平野 昌枝 津幡町字清水ニ347-1 前田 猛夫 津幡町字津幡ケ21-17 水野 スウ 津幡町字加賀爪ニ97-4 宗田眞知子 津幡町字加賀爪ニ97-4 宗田 良治 津幡町字潟端461-10 山田絵美子 津幡町字緑が丘1-146 山田 健二 津幡町字吉倉ナ32 吉本 律子	紹介議員	前田 幸子 中村 一子		
<p>【請願要旨】</p> <p>常任委員会の傍聴は、委員会開催室の狭隘を理由に不許可とされてきたので、傍聴可能な大きさの部屋で開催することを求める。</p> <p>【請願理由】</p> <p>常任委員会の傍聴は、津幡町議会委員会条例第17条によれば、委員長の許可があれば傍聴できることになっている。しかしこれまで委員長は、委員会室の狭隘を理由に傍聴を許可していない。常任委員会は、本会議前に議案について議論する重要な委員会であり、その議論の内容は町民に公開されてしかるべきものである。傍聴を実現するために、現委員会室が狭隘であるならば、3つの常任委員会の日程をずらして開催する、庁舎内の他の大きな部屋を利用する、など対策を考えていただきたい。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。</p>					

受理番号	請願第14号	受理年月日	平成21年8月20日	付託委員会	総務常任委員会
件名	第四次津幡町総合計画を推進するために津幡町舟橋地区場外舟券売り場設置計画の白紙撤回を求める請願				
請願者住所氏名	石川県河北郡津幡町字緑が丘1-146 石川工業高等専門学校有志による 津幡町のイメージアップを推進する会 代表 山田健二	紹介議員	前田幸子 中村一子		
<p>【請願要旨】</p> <p>人を活かし、心がやすらぐまちを実現するために場外舟券売り場はいらない。</p> <p>【請願理由】</p> <p>第四次津幡町総合計画（平成18年度～平成27年度）は、人を活かし、心がやすらぐまちをまちづくりの将来像とし、平成18年度から、町民に開かれた行政づくり、まちの基盤づくり、快適な生活環境づくり、一生学べるまちづくり、安全で安心な暮らしづくり、社会福祉の充実と健康づくり、活力ある産業づくり、消費生活と雇用環境づくりを目指し、それぞれについて、現況と課題、目標・スローガン、施策の体系、そして具体的な計画を示している。津幡町に暮らす町民にとって是非とも推進して欲しい計画である。特に資料編に掲載された町民からのアンケート調査によれば、津幡町をもっとよいまちにするには？の問いかけに、「犯罪や災害がないまちづくり」が16.6%で最も多く、また、住環境の向上に重要なものは？の問いかけでも、「防犯体制を充実させる」が24.2%と安全・安心に関するものが最も多い。経費をかけて実施された貴重なアンケート結果をまちづくりに活かしてこそ、アンケートを実施する意義がある。一方、津幡町舟橋地区における場外舟券売り場（ボートピア）の設置計画が進んでいる。場外舟券売り場は、「人にやさしい町」「活気あふれる町」「心が潤う町」「安全で安心な町」を第四次津幡町総合計画として掲げる津幡町が、本来率先してその撲滅を目指すべき施設である。第四次津幡町総合計画を計画通りに達成するには、今こそ津幡町のイメージアップを推進することである。場外舟券売り場の計画が見直され、計画が白紙撤回された後の津幡町のイメージアップは、第四次津幡町総合計画を成功に導くものである。津幡町の高等教育機関である石川工業高等専門学校においても、20歳以上であれば例え学生でも舟券を購入できる場外舟券売り場は脅威であり、安心して勉学に励む環境を提供しない。津幡町が公営ギャンブルの町になることを見直し、すべての町民が望む「安全で安心して暮らすことのできるまちづくり」に向かうために、場外舟券売り場施設の誘致計画の白紙撤回を求める。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。</p>					

受理番号	請願第15号	受理年月日	平成21年8月20日	付託委員会	産業建設常任委員会
件名	F T A（自由貿易協定）を締結しないことを求める請願				
請願者 住所氏名	石川県河北郡津幡町字加賀爪ホ70 納口清隆	紹介議員	塩谷道子		
【請願趣旨】					
<p>いま、日米F T A締結が問題になっています。「(F T A)を締結すれば、日本農業への打撃は極めて大きい」「米国依存を強め、食料安保上の危険さもある」と日本農業新聞は報道しています。民主党は「米など重要な品目の関税を引き下げ・撤廃するとの考えを採るつもりはない」といつているが、米国側は“製造業の分野では、米国はむしろ損失をこうむる”だから“日本からメリットを得るには農産物自由化が入っていないと難しい”“重要品目として残っているコメとか乳製品も含めるのが条件だ”とはっきり言っています。F T Aを結ぶと、農水省の試算によると、食料自給率は12%にまで下がります。</p> <p>欧米も、日本のコメに匹敵する最重要品目の牛乳・乳製品の関税は100%、300%が当たり前です。ほぼ、輸入をシャットアウトしています。欧米にとっては、牛乳・乳製品を海外に依存するということはありません。そのうえで、国内では政府が買い上げる形で価格を支えて、余剰が出れば輸出補助金をつけて輸出しています。</p> <p>日本だけが、国境措置も含めて丸裸にならなければならないという理由はありません。食料が手に入らず、国民が飢えかねません。自給率12%に突き進んで本当に大丈夫なのか。考える必要があります。</p> <p>W T O（世界貿易機関）で、非効率な国では農産物をつくらなくてもいい、安く売ってやるからということで、関税をどんどん引き下げてきたことが一番の問題です。</p> <p>今回の食糧危機は、途上国を中心に基礎食料である穀物がつくれない国がどんどん増えた中で起きました。穀物をつくらない、つくれない国が増えると、何かの要因で価格が上がりやすくなります。そうすると、高値期待で投機マネーが入りやすくなります。不安心理が働いて輸出規制がおこりやすくなります。お金を出しても海外から食料が買えないということがひんぱんに起こりかねません。</p> <p>日本で増産に転じ、食料自給率を向上させることは、待ったなしの課題です。そのためには、農家が安心して生産に励める条件を保障することが大切です。</p> <p>日米F T Aを締結しないよう政府および関係機関に意見書を提出していただくよう請願します。</p>					
【請願事項】					
<ol style="list-style-type: none"> 1、日本農業を壊滅に導く日米F T Aを締結しないことを求める。 2、食料自給率を向上させるために、農家が安心して生産に励めるよう条件を整備すること。 					
以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。					

受理番号	請願第16号	受理年月日	平成21年8月20日	付託委員会	産業建設常任委員会
件名	政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買入れを求める請願				
請願者住所氏名	石川県河北郡津幡町字加賀爪ホ70 納口清隆	紹介議員	塩谷道子		
<p>【請願主旨】</p> <p>農水省は平成20年度産米の生産量を866万トンとし、需要量は855万トンと予測して集荷円滑化対策によって「豊作過剰米」10万トンを2月に買入れ、変則的に政府備蓄米に充当しました。この結果、米の「需要は均衡」しているとしてきました。</p> <p>しかし、米価は4月以降、一気に下落し、市中相場はコシヒカリを中心に1,000円（60kg）以上も下落しています。</p> <p>その原因は、昨年11月以降、景気の底割れ状態の下で米の需要が落ち込み、4月からの輸入小麦価格の大幅値下げ（14.8%）、ミニマムアクセス米汚染事件や、その後のカビが続出していることによる米消費への影響等が考えられます。</p> <p>こうした中、量販店は「生活応援」などと称し、5kgで200円（1俵換算2,160円下げ）、300円（同3,240円）、中には500円超（同5,400円超）の値下げ販売をおこなっています。コンビニや量販店も弁当を200円台で大々的に売り出し、業界紙は「過去最高の値下げ競争」と報じています。こうした動きは米価の重大な値下げ圧力となり、この事態を放置するならば平成21年度産の価格に重大な影響を及ぼすことは間違いありません。</p> <p>農水省の無責任な備蓄米政策も米価暴落の大きな要因です。米業界は農水省の発言で「備蓄米は買い上げしない（3月31日食料部会）」ことによって「需給は締めようがなくなった」と見えています。</p> <p>農水省は備蓄米の適正在庫は100万トンとし、売れた量だけ買入れるのが「備蓄ルール」としてきました。昨年6月末の備蓄米は99万トン、この間の販売見込みは約21万トンであり、今年6月末に100万トンの在庫を維持するためには、最低22万トンの買入れが必要です。しかし、農水省は正規の備蓄米の買入れは全く行っていません。そればかりか、平成17年度産の備蓄超古米を安値（12,000円台/60kg）で売却して米価暴落を誘導しています。</p> <p>こうした状況を放置するならば、政府が育成の対象としている「担い手農家」を含めて米の再生産の基盤が失われることは明白です。</p> <p>米価をめぐる異常事態に際し、下記の事項について、政府および関係機関に意見書を提出して下さるよう請願します。</p> <p>【請願事項】</p> <p>1、政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の備蓄米の買い上げを直ちに実施すること。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。</p>					

受理番号	請願第17号	受理年月日	平成21年8月20日	付託委員会	産業建設常任委員会
件名	「大胆できめ細かな雇用対策を求める意見書」の提出を求める請願				
請願者住所氏名	河北郡津幡町字能瀬ハ118-3 公明党津幡支部津幡地区委員 高谷 芳 明		紹介議員	道 下 政 博	
【請願要旨】					
<p>1、訓練・生活支援給付金の受給資格認定や支給事務に当たっては、対象の失業者が雇用保険の受給を受けていないという実態を踏まえ、柔軟かつ迅速な対応を行うこと。</p> <p>また、職業訓練の委託先団体の実態も地域によって格差があり、各地域において、特に新規成長・雇用吸収分野の訓練コースの確保に努めること。</p> <p>2、雇用調整助成金の運用に当たっては、中小・零細事業者の経営実態を踏まえ、社会保険労務士などの協力を得て、ハローワークの積極的な対応を行うこと。</p> <p>3、こうした業務を円滑に実施できるようハローワークの窓口体制の全国的な整備に努めること。</p>					
【請願理由】					
<p>わが国の経済は若干の持ち直しの動きが見られるものの、引き続き厳しい景気動向の中で、雇用失業情勢は有効求人倍率0.44倍（21年5月）、完全失業率5.2%（同）と依然として最悪の状況が続いています。</p> <p>特に、非正規労働者等の失業期間の長期化が懸念され、こうした事態に対応するため、政府は平成21年度補正予算に緊急人材育成・就職支援基金による支援事業を計上。</p> <p>35万人分の職業訓練機会の確保、30万人分の訓練期間中の生活保障など、雇用保険を受給できない非正規労働者・長期失業者の方などに対するセーフティネット機能を持つ仕組みをつくり、ハローワークを中心に総合的に推進しています。</p> <p>すでに、基金による職業訓練や「訓練・生活支援給付金」の申請及び支給が開始されていますが全国のハローワークの窓口における適切な対応が求められるところです。</p> <p>つきましては、わが国の雇用情勢のこれ以上の悪化を防ぐため、政府におかれては、上記の点について、さらなる取り組みを行うよう強く要望します。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。</p>					

受理番号	請願第18号	受理年月日	平成21年8月20日	付託委員会	総務常任委員会
件名	「安心社会実現のため22年度予算の確保を求める意見書」の提出を求める請願				
請願者住所氏名	河北郡津幡町字能瀬ハ118-3 公明党津幡支部津幡地区委員 高谷 芳明		紹介議員	道下 政博	
【請願要旨】					
<p>1、社会保障等の機能強化のため、高齢者医療制度の見直し、少子化対策の抜本的拡充高額医療費制度の見直しなど、安心社会実現のための必要な施策について必要な予算を確保すること。</p> <p>今年度補正予算に盛り込まれた女性特有のがん検診、難病対策などについては22年度以降も施策を継続して実施できるよう十分な予算を確保すること。</p> <p>2、22年度概算要求基準に設けられた「重点課題推進枠」では、格差の是正・固定化を防ぐ観点から、雇用対策や低所得者の教育費負担軽減などセーフティネットの拡充に重点配分すること。</p> <p>3、緑の経済と社会の変革の実現に向け、重点配分を行うこと。</p> <p>4、ゲリラ豪雨など大規模災害の発生に対する災害対策に万全を期すこと。</p>					
【請願理由】					
<p>平成22年度予算については、すでに示された概算要求基準に基づき各府省が概算要求しているところですが、安心・安全を確保するために、特に年金・医療など社会保障について、1兆900億円の自然増を認めるなど必要な修復が行われました。</p> <p>財政健全化の観点から、歳出全般にわたる徹底した見直しや無駄の排除は当然のことであり、そうした歳出改革を継続しつつ、特に社会保障の機能強化、経済危機克服のために必要な予算枠の確保が何よりも重要です。</p> <p>については、平成22年度予算の編成作業に当たって、上記の点に留意し、安心社会実現のための予算を確保していただくよう強く要望します。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。</p>					

受理番号	請願第10号	受理年月日	平成21年5月22日	付託委員会	総務常任委員会
件名	経済危機対策などに伴う地方負担の軽減を求める意見書の提出を求める請願				
請願者住所氏名	河北郡津幡町字能瀬ハ118-3 公明党津幡支部津幡地区委員 高谷芳明		紹介議員	道下政博	
【請願要旨】					
<p>1、地域活性化・公共投資臨時交付金（1.4兆円）及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金（1兆円）、さらには、経済対策関連の地方自治体に配分される15の基金などの運用に当っては、それぞれの地域の実情や創意工夫に応じて柔軟に対応できるよう配慮すること。</p> <p>2、また、消費生活相談窓口機能強化を図るため積み増しが予定されている地方消費者行政活性化基金については、人件費にも充当できるようにすること。</p> <p>3、さらに、臨時的に21年度から3ヵ年の財政措置が行われている基金などについて、その後の地方負担の有り方について、十分検討を行うこと。</p> <p>4、平成21年度まで実施されている公債費負担軽減対策の継続や、地方税の還付加算金の在りかたについて、急激に悪化している地方税財源の状況を勘案して検討を行うこと。</p>					
【請願理由】					
<p>わが国が直面している未曾有の経済危機を克服するため、政府にあっては、4月10日に「経済危機対策」を策定し、21年度補正予算を国会に提出し、国会審議が行われているところであります。</p> <p>この対策の中では、地方のひっ迫した財政事情を考慮し、地方負担の軽減策なども図られており、地方における公共投資のための臨時交付金や、温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現のための事業を実施する臨時交付金なども盛り込まれています。</p> <p>こうした平成21年度補正予算については、一日も早い成立を期していただくよう強く要請するとともに、地方自治体の財源確保のため、上記の点に十分配慮していただき、きめ細かな対策を講じるよう強く要請します。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定により請願します。</p>					

受理番号	陳情第4号	受理年月日	平成21年8月4日	付託委員会	文教福祉常任委員会
件名	国の教育予算を拡充することについて				
陳情者 住所氏名	石川県かほく市宇野気ト62-1 連合石川河北地域協議会 議長 井上 和久				
<p>【陳情主旨】</p> <p>「教育予算の拡充を求める意見書」を貴議会において採択し、行政当局等へ提出されたい。</p> <p>【陳情理由】</p> <p>すべての子どもたちへ教育を保障することは、社会の基盤づくりにとってきわめて重要なことです。今、経済格差が世代間に引き継がれている状況があります。</p> <p>日本は、子どもに関する公的支出が先進国最低レベルとなっており、経済的な理由から高等学校の中途退学者も増えています。家庭所得の違いによって、子どもたちの教育や進路に影響がでないよう、高校教育の無償化、就学援助・奨学金制度の抜本的拡充など、公教育の基盤を諸外国並みに行うことが必要です。</p> <p>しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において十分な教育予算の確保が困難となっています。少人数教育の推進、学校施設、旅費・教材費、就学援助・奨学金制度など、自治体間で広がる教育条件の格差是正が急務となっています。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育」に格差があってはなりません。</p> <p>子どもたちに必要な教育予算を、国として確保・充実させる必要があることから、次の事項の実現について、国の関係機関へ意見書を提出していただきますよ要請いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 家庭の所得の違いによって子どもたちの教育や進路に影響がでないよう、就学援助制度を拡充すること。また、そのための国の予算措置をおこなうこと。あわせて、奨学金制度について、「貸与」から「給付」方式に改善すること。 2. 学校施設整備費、教材費、図書費、旅費、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。 3. 教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、国負担率を2分の1に復元することを含め制度を堅持すること。 4. 「子どもと向き合う時間の確保」をはかり、きめの細かい教育の実現のために、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。 5. 教職員に人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。あわせて、40年振りに実施した文科省の勤務実態調査の結果を施策に反映し、実効ある超勤縮減対策をおこなうこと。 					